

金光教學

金光教教學研究所紀要

29

1989

金光教教學研究所

金光教学

—金光教教学研究所紀要—

1989

No. 29

「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について
……早川 公明…… 1

研究ノート

「広前歳書帳」に記された「講」について
……鈴木 義雄…… 28

研究ノート

金光教典楽史に関する断章
……荻原 光…… 65

資料 金光大神事蹟集(六).....	90
昭和63年度研究論文概要.....	129
紀要掲載論文検討会記録要旨.....	139
教学研究会記録要旨.....	143
研究員集会記録要旨.....	149
彙報 —昭和63. 4. 1～平成1. 3. 31—.....	154

(第28号正誤表 p. 163)

「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について

早川公明

はじめに

本稿では、なぜ「お知らせ事覚帳」（以下「覚帳」と略記）に加えて、「金光大神御覚書」（以下「覚書」と略記）が記されることになったのか、という問いを念頭に置き、そのことを、両書の記述上の具体的な相違点に注目しつつ、そこに窺われる視点の相違を探ることによって考えてみたい。

ここで、両書の記述上の相違点に関し、記述内容の全体を大雑把に時期的に区切って示すと、以下の様になる。

- (a)、教祖生誕（文政十一年）から安政三年（五）までの出来事……後から書かれた「覚書」にしか記述がない。
- (b)、安政四年十月十三日から慶応三年（七）までの出来事……両書に記されているが、概して、後から書かれた「覚書」の記述のほうが詳しく、取上げられている出来事も多い。
- (c)、明治初年から明治九年（七）旧曆五月二十八日までの出来事……両書の記述内容が殆ど同様になるが、明治六、七年からは、「覚帳」にのみ記されている出来事の数が次第に増す。
- (d)、明治九年閏五月から明治十六年（五）八月二十一日までの出来事……「覚帳」にのみ記述されている。

※ 以上のことから、次の様なことを問われられる。

①、「覚帳」は、なぜ安政四年十月十三日の出来事から書き始められたのか。

②、それに対して「覚書」は、なぜ教祖出生にまで遡って出来事が書き加えられたのか。

③、(b)の期間の出来事について、なぜ「覚書」のほうが詳述されているのか。特に、同一の出来事についても、詳しく別様な表
現で書き改められているのはなぜか。

④、(c)の期間の出来事について、明治初年代からは両書の記述内容が同様になり、やがて「覚帳」から「覚書」に抜き出される
出来事が限られて来、遂に「覚書」の記述が途切れてしまうのは、なぜなのか。

このうち、本論中では、特に(b)の時期についての出来事の、両書での記述の相違に着目し、筆者にとってその考察が
重要だと予想される三点(うち一つは共通点)について以下の三つの章で取上げて論じ、〈結び〉で、(a)～(d)の関連づけ
について触れることとする。

一、慶応三年十一月二十四日の神伝と安政四年十月十三日の出来事

慶応三年(一八六六)十一月二十四日の神伝は、「覚書」「覚帳」の記述上にあつて、初めて、(1)、神性に関する内容が明示
されていること、(2)、神と教祖との関係が結ばれた一つの起点が求められていること、(3)、(2)の確認に立つて、神から
教祖に対して謝意表明がなされていること、において、極めて注目に値する神伝であると言える。そこでは、先ず日天
四、月天四それぞれの神性について、神の氏子たる人間との関わりにおける具体的な理解が説かれた上で、次の様に記
されている。^⑤

一つ、日天四 月天四 鬼門(鬼門金神)金乃神、取次金光大権現のひれいをもって、神の助かり。
(二つ、氏子の道)氏子の難なし、安心の道教え、いよいよ当年までで神の頼みはじめから十一年に相成り候。
 金光大権現、これより神に用い。三神 天地神のひれいが見えだした。かたじけなく、金光、神が一礼申し、以後のため。

〔「覚書」一五・八・五〕
(一五・七・五)

本章では、はじめに述べた本論のねらいとの関わりから、この神伝中で振り返られている「神の頼みはじめ」が、どのような意味における起点として求められ、この神伝でそのことが確認されるに至ったのか、について考察していく。

この神伝中に振り返られている十一年前の「神の頼みはじめ」とは、周知のように、安政四年(一八二八)十月十三日、教祖の実弟香取繁右衛門の口を通して伝えられた金神の頼みのことを指しており、その頼みとは、直接的には、弟繁右衛門の転宅に際し、その普請に要する費用を、金神が、兄の文治(教祖)に依頼したこととして、両書に記されている(「覚書」一四・一・三・四・二・二)。では、そのことがなぜ、慶応三年十一月二十四日の神伝において一つの起点とされたのか。また、それはどのような意味で起点と言えるのか。考えてみれば、そこには次の様な疑問が存すると言わねばならない。

第一に、弟繁右衛門の転宅という、神と教祖との関係からすれば一見間接的とも思える出来事が、なぜ起点に据えられるのか。しかもそれは、弟繁右衛門を介して現われた金神の頼みであるという点においても間接的に思える。教祖の立場から神との直接的関係を捉えたとするならば、むしろこれより後の、教祖自ら神の知らせを手に感得するに至った安政五年三月十五日の出来事(「覚書」二・五・三)や、教祖自身の口にお知らせを受けるようになった安政五年七月十三日の出来事(「覚書」二・五・四)に起点が置かれてもよかつたはずである。にも拘わらず、なぜこの安政四年十月十三日の出来事に起点が求められたのか。

第二に、ここで「神の頼みはじめ」と表現されているその神とは、直接には金神を指しているが、金神の立場からすれば、教祖が関係を結ぶ以前から、長尾の楠木屋——連島の文十郎——堅盤谷の小野うた、そして繁右衛門へと繋がる

一連の金神信仰者達との関係の歴史が既に存在していた。教祖のもとへ送り届けられた金神信仰の背景には、そうした多くの金神信仰者の系譜が認められるわけであり、従って、金神の側からすれば、その頼みはじめをもっと以前に遡ることも出来たはずであろう。にも拘わらず、なぜこの安政四年十月十三日の出来事に起点が求められたのか。

さて、第一の疑問に対しては、こう答えられよう。

弟繁右衛門の普請転宅が成就した時の「覚書」の記述、「十一月九日ご遷宮。弟繁右衛門未の年、すぐに肥灰おさしとめに相成り候。お広前にて、お金神様のお守りいたし候」〔覚書四・三・一〕との表現に伺われるように、安政四年のこの出来事は、神（お金神様）が、繁右衛門を介してではあれ、教祖に対して初めて神の側からの頼みを向けた時であると同時に、教祖が、その頼みを、単に実弟の頼みとしてではなく、ここからその神との関係を結び、おかげを受けていくべき「お金神様」の頼みとして、初めて聞き受けた時でもあったわけであり、そこでの普請が、教祖にとっては、単なる実弟の住まいの普請ではなく、まさに神の広前の普請としてなされているという点が把握できる。この出来事が「神の頼みはじめ」とされることの意味は、そのことのうちに先ずもって求められよう。実際、「覚書」「覚帳」の記述によれば、この広前の神を神と立て仰ぐことを通して、教祖は翌年正月、神から札に神門拍手を許され、この神の「下葉の氏子」として神々に届けられると共に、今後は自宅の神棚に向かって祈念すれば、神が受け返答するという約束を得るに至っている（『覚書』五・二）。そしてそのことによって、以後、漸次神との関係を直接的に結び始められていくことが可能となっていたわけである。

では、第二の疑問——金神にとって、既にその以前から頼んでも然るべき金神祈祷者達がいたにも拘わらず、教祖に対する初めての頼みが、即ちこの神にとっての頼みはじめでもあるとされるのはなぜか——についてはどうであろうか。それについては、次の様に答えられよう。

それは、安政四年十月十三日、繁右衛門の口を通して現われた神が、その頼みを教祖に向けて教祖との関係をとり結

ぶことになった時から、とりもなおさず、その神が、従来の金神祈祷者達にとつての金神とは区別された新しい神としてこの世に出現することになった、ということを示しているのに外ならない。その神こそ、後に慶応三年十一月二十四日の神伝で「日天四 月天四 鬼門金乃神^{（鬼門金神）}」と表現されるに至る神であり、その意味で、慶応三年十一月二十四日の神伝は、従来の金神祈祷者達の金神信仰における神から、教祖の信仰における神が、日天四・月天四の働きを確認することをもって区別され、「三神 天地神のひれいが見えだした」として、その独自の神性が初めて闡明されてきたことを示すものであると言えよう。即ち、この安政四年十月十三日の出来事が慶応三年十一月二十四日の神伝において「神の頼みはじめ」とされることの意味は、その出来事が、以後の教祖との関係のとり結びの中で漸次その神性を明らかにすることになっていった新しい神「日天四 月天四 續鬼門金乃神」（後には「天地金乃神」）の、この世への出現の起点として位置づけられるものである、ということに存するとされなければならないだろう。

そして、もしそうであるとすれば、慶応三年十一月二十四日の神伝において、この安政四年の出来事が新たな神の出現の起点に据えられたことによつて、教祖には、この間の神との関係史を次の様に確認把握することが強く促されたと考えられよう。つまり、安政四年以来慶応三年十一月二十四日に至る間の歴史を、従来の金神祈祷者達にとつての金神或いは金神信仰とは区別された、教祖にとつての新しい神の出現の歴史として捉え、神が教祖に働きかけ、教祖自身を導きつつ、次第にその神性をこの世に現わしてきた過程について、自らの信仰の跡を辿りつつ確認してみる^⑥ことが。

ところで、この慶応三年十一月二十四日の神伝も、その神伝中で「神の頼みはじめ」とされた安政四年十月十三日の出来事も、「覚書」「覚帳」共に詳しく書きとめられている。しかも「覚帳」にあつては、記述内容がこの安政四年十月十三日の「神の頼みはじめ」のところから始まっており、また「覚帳」の表紙には、「神の頼みはじめ」の日と、その神のフル・ネームが明記されている。このことは、教祖が、この出来事を、神の出現の起点に据えて、そこから神との関係史を辿ろうとしたのではないか、という筆者の推論を裏付けるに足るものであり、「覚帳」は、そういうこととし

て書き始められたのではないかという推測を成り立たしめてくれる。そして、そのことからしても、慶応三年十一月二十四日の神伝が下ったことが、教祖に「覚帳」の執筆を促した、という従来からの推定的見解^⑥は、あながち当たらずといえども遠からずだと思えるのである。

二、明治三年十月二十六日の神伝と安政五年九月二十三日の出来事

前章では、慶応三年十一月二十四日の神伝を取上げ、その神伝中で振り返られた安政四年十月十三日の「神の頼みはじめ」とは神の出現の起点を意味するものであるとして、その関係を捉えた。その慶応三年十一月二十四日の神伝と同様に、(1)、神名が「日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神」という元来のフル・ネームで表現されていること、(2)、神と教祖との関係が結ばれた一つの起点についての言及がなされていること、(3)、(2)の関係の確認に立って神から教祖に謝意表明がなされていることなど、類似点が多く、それとの対応性を強く印象づけられるのが、明治三年(七〇)十月二十六日の神伝である。

(*)
一つ、日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神社、生神金光大神社、当年に相成り。辛抱いたし、心徳をもつて天地のしんと同根なり。六根のお祓、心経お読みなされ。金光大神社の口で天地乃神が御礼申し。このうえもなし。
〔覚書〕一八・三

ここに「当年十三年に相成り」というのは、この年明治三年が、安政五年(五八)から数えて十三年ということである。本章では、前章との比較において、この神伝中で振り返られている安政五年の出来事が、どのような意味における起点として求められ、この神伝でそのことが確認されるに至ったのか、について考察していく。

ところで、その安政五年の出来事であるが、それは、前章の場合のように慶応三年十一月二十四日の神伝中に示された「神の頼みはじめ」が安政四年十月十三日の出来事を指すというほどには、右の神伝中に確定的な表現で示されていない。しかも、「覚書」「覚帳」の安政五年の記述には、神と教祖との関係史上からみて重要な出来事が、金乃神^(金神)下葉の氏子としての神々への届け——手にお知らせ——口でお知らせ——一乃弟子もらい受け——文治大明神お許し、など幾つも数え挙げられ、そのどれをあてはめてみることも可能であって、そこから、神・教祖の関係が短時日のうちに急激な深まりを見せたこの安政五年という一年間の出来事全体を指している、という受け取り方も成り立つであろう^⑦。しながら、見解として最も多いのは、教祖が天照皇大神から金神の一乃弟子にもらい受けられた同年九月二十三日の出来事を指す、とする説であり、筆者も、以下本章で述べる理由によって、その説を支持すべく裏付けてみたい。

さて、ではなぜ安政五年九月二十三日の「金神の一乃弟子もらい受け」の出来事が、この明治三年十月二十六日の神伝において一つの起点に求められたと言えるのか。また、それはどのような意味で起点なのか。以下それについて、二点にわたって述べていくこととする。

先ず、この明治三年十月二十六日の神伝に記された表現の背後には、天照皇大神とのある種の関わりが感じとられる。それは、一つには、ここに「心徳^(心徳)をもって天地のしんと同根なり。六根のお祓、……お読みなされ」という表現がなされていることからである。「天地のしんと同根なり」とは六根清浄祓(「六根のお祓」)中の語句であり、その祓文には、「心は即ち神の本の^(本)主^(主)」という考えのもとに、六根——目・耳・鼻・口・身・意——に不浄があっても心に不浄がなければ「天地のしんと同根」であるという、心の清浄による神・人・天地の同一化の思想が説かれているが、それは、天照皇大神が宣したことからとされているのである。それと今一つには、この神伝にあって、神名・神号に「社」を付して表現されてきていることからである。ここで暫く、この神伝が下った当時において、一般に「社」というものが置かれていた事情を窺っておく必要がある。

その当時、明治政府は、国家の統一を目指すその政策上、天皇の宗教的權威のもとでの祭政一致を標榜し、大教宣布の詔（明治三年一月三日）を發して、神道を国教化することを企図すると共に、その方針下で神社制度の改変を目論み、全国の宮・社を、新たな行政村ごとに、伊勢神宮を頂点とする序列的構造のもとに格付けして掌握しようとしていた。つまり、伊勢神宮に祀られている天照皇大神を、中世以来の諸神道説に一貫して強調されてきたところの、皇室の祖先神として本来的に位置づけ、天皇家の祖先神（皇祖神）を国家全体の祖先神とすることで秩序の統一を図ろうとする天皇制国家の国体觀念が、神道国教主義の名のもとに形成されようとしていたわけであった。いわば、天照皇大神への信仰が、天皇制国家原理に基づく粉飾を施されて、従来のそれとは性格的に異質なものへと変貌を遂げつつあったのである。^⑧明治三年十月二十六日の神伝が下ったのは、丁度そうした神道国教化政策による影響が、教祖の身边に及びはじめた頃のことであって、事実、神伝が下る直前の九月一日には、藩庁から、出社神号を禁止せよとの命令が教祖に下されるといふ事態に遭遇していた。^⑨また、「覚書」「覚帳」のこの前後の記述にしばしば現われる元治元年正月以来の金神社建築のこと（次章で、より詳しく触れることになる）についても、たとえそこに棟梁の所業による問題が絡んでいたにせよ、それとは別に、右に述べた事情からしても、その「社」としての性格の変質を、以後において余儀なくさせられるという事態を迎えていたのであった。

そのように、当時、一般の「社」が置かれていた事情や、その影響が教祖の身边に及び始めていた様子を窺ってみる時、この神伝において、神名・神号に敢えて「社」の語を付して表現されてきていることの背後には、次の様なことが読みとれてくるのではないだろうか。即ち、この神伝では、神名・神号に「社」を付して「日天四 月天四 耕輿鬼門 金乃神社、生神金光大神社」を名のり、それを、神と教祖との間でここまで営まれてきた信仰上の内なる結束の理念として措定することで、当時、政府が神道国教主義のもと、天皇の神権的絶対性を保障するために権威づけようとしていた皇祖神としての天照皇大神、及びその向きで国民を思想的に教化しようとしていた神道宣教師達の説く天照皇大神信

仰、それらに対しての距離確認が計られているのである、と。また、この神伝中で、天照皇大神が宣したとされる六根清淨の祓文の一説を引いて、神から教祖に謝意が表されるというのは、右の距離確認に立って、では一体、ここまで教祖が神に導かれつつ営んできた信仰の歷程にとつては、天照皇大神及びその信仰に対するかつての関わりからして、現在ではその関係がどういうことになってきているのかを、当時の情況に照らして改めて押さえ直してみた時の、神の側からの感慨表明ではなかったであらうか。

以上述べてきたように、この明治三年十月二十六日の神伝の記述の背後には、天照皇大神及びそれへの信仰についての強い目配りが感じとれるのである。そして、もしそうだとすれば、この神伝中に振り返られている十三年前の出来事とは、安政五年九月二十三日、教祖が天照皇大神から金神の一乃弟子にもらい受けられたことを指している、とみなされなければならないのではないか。即ち、この神伝において安政五年九月二十三日の出来事が起点に求められた理由の一端は、その時以来この時点まで神と教祖との間に営まれてきた信仰と、天照皇大神及びその信仰との関係についてのかつてと現時点とを睨んだ上での距離確認にあったと思われる。^⑩

次に、それでは、安政五年九月二十三日の出来事が、どのような意味において起点と言えるのかということ、更に考えてみたい。

先述したように、安政五年には、神と教祖との関係史上における重要な出来事が幾つも数え挙げられるが、その中であつて九月二十三日の出来事は、次の二点において重要な意味をもつと言えよう。一つは、天照皇大神と金神との問答の結果、教祖が金神の一乃弟子にもらい受けられたことにより、教祖の、金神への帰属関係がここに確定したことであり、今一つは、その帰属関係のもとに「此方で金神が教えをするのじゃ」と申し渡されて、教祖の、金神一乃弟子としての修行生活がここから始まったことである。

既にこの安政五年正月、繁右衛門の広前で、教祖は「金^金乃神^神下葉の氏子」として日本の神々に届けられ、拍手を打て

ば神と応答ができるという關係を得ていた(『纂書』五二二)。しかしその出来事は、金乃神(金神)を介して、教祖と日本の神々とは
 応答關係を結んだ段階を意味すると言ふべきであつて、そこでの金乃神(金神)は、むしろ仲介者の役割を果たす位置に留ま
 ており、教祖の帰属先も、天照皇大神を始めとする日本の神々、即ち村落共同体を結び合はし、仕組み支える神々のほ
 うにあったことには変りがなかつた。教祖は、金乃神(金神)の下葉に庇護されてはいても、まだ神々にとつての氏子、人稱的
 にも「戌の年」として存在していたに過ぎなかつた。その点は、手にお知らせを感じ、口にお知らせを受けるようにな
 がつて、繁右衛門を介さずに直接金乃神(金神)との交流が可能になつた段階においても同様である。それらの出来事を経た上
 で、この安政五年九月二十三日、教祖が、天照皇大神から金神の一乃弟子にもらい受けられたことよつて初めて、教
 祖の金神への帰属關係が確定をみたのである。ここにおいて、教祖は、村落共同体の一成員として天照皇大神を始めと
 する諸神仏の世界の中で信仰を営む立場から、その身元を金神の世界に引取られ、一乃弟子として金神と正面向かい合
 う中で、その神の教えを受けつつ行を営む立場へと移つたのである。そして、このようにして金神一乃弟子としての
 修行生活を進めることになつたこの出来事を起点にして、教祖は、それまでのような「戌の年」と呼ばれた、神々に
 とつての氏子存在から、以後は、神(金乃神)から「其方」と呼びかけられ、神・教祖以外の他者に対しては「此方」
 と神の側に引受けて呼称される存在、即ち神とそのパースペクティヴを共有し、立場を同じくする存在へと移行してゆ
 き、やがて、同年十二月二十四日、文治大明神という神の位を許されることになつていつたのである。

そのことからして、この安政五年九月二十三日の、金神一乃弟子貰い受けの時点こそは、神と教祖との關係史上にお
 いて、教祖が關係をとり結ぶべき神への帰属先が定まつたと同時に、その神の教えに導かれつつ修行生活を進めること
 によつて、外ならぬ教祖自身が、神 \parallel 生神 \parallel としての道を歩ましめられることになつた、そのような生神出現の起点と
 して位置づけられねばならないだろう。そして、明治三年十月二十六日の神伝における「辛抱(頑徳)いたし、心徳(心徳)をもつて天
 地のしんと同根なり」との言葉や神の謝意表明は、金神一乃弟子としての生活を始めて以来、ここまでに生神としての

働きを現わずに至った教祖の、その間の信仰の歩みに対して向けられたものに外ならなかったと思われるのである。明治三年十月二十六日の神伝において、安政五年九月二十三日の出来事が起点に求められる理由のもう一端は、右に述べたように、教祖が生神としての道を行ってきた過程を押さえ直したところにあったと思われる。

以上、この章に述べてきたことを、前章で述べたことと対比して言えば、かつて安政四年十月十三日の「神の頼みはじめ」においては、多くの金神信仰者の中から教祖が選ばれ、教祖が金神の広前を用意したことによって、神が世に現われる道^{II}神出現の歴史^{II}が開けたと言えるのに対して、この安政五年九月二十三日の「一乃弟子もらい受け」においては、天照皇大神を始めとする神々の世界から、金神が、自らの世界に教祖を引取り、教祖を弟子として教え導くことによって、教祖が生神として世に現われる道^{II}生神出現の歴史^{II}が開けたと言いうことが出来よう。このようにして神・生神双方の出現の過程とその関係視点が捉えられたことによって、以後、神と教祖とは、一層緊密に、その関係史を歩んでいくことになったと言うべきである。^⑩

さて、明治三年十月二十六日の神伝で振り返られた安政五年九月二十三日の「金神一乃弟子もらい受け」の出来事については、「覚帳」には、単に「一乃弟子にもらうと仰せつけられ、家内中申し渡し」(「覚帳」二・こと、その事実が記されているに過ぎない。ところが「覚書」では、天照皇大神と金神との問答の様子から、その結果、金神から教祖や家族に申し渡された内容まで、「物語形式」^⑪で詳述されている(「覚書」六・一)。そのことは、「覚帳」にこの出来事が記される時には、本章に述べたような生神の出現史として神・教祖の関係を捉えるという視点が、まだ明確にはとられていなかったのに対して、「覚書」にその出来事を記す時には、その視点が確かに据えられていた、ということを意味しているのではなからうか。

更に言えば、「覚帳」が安政四年の「神の頼みはじめ」の出来事から記されているのに対して、「覚書」には、「覚帳」に記述のない、教祖出生時から安政四年に至るまでの出来事が書き加えられている。もとよりそれは、明治七年(七四八)

十月十五日の神命(「覚帳」二二八・19)¹⁹⁾によるものであるが、その神命が下されて改めて教祖の生まれ時から書き起こされなければならなかったのも、その理由の一つに、生神出現の前史——同時にそれは、神出現の前史と重なるとも言えようが——としての、教祖の、神との関係史が、改めて捉えられる必要があったからであると思われる。つまり、「覚書」は、「覚帳」が、神の出現史を視点に据えて書き出されたのに対して、もう一方の生神の出現史をもその視点に加えて、神・教祖の関係史の全過程を改めて振り返って捉え直してみることにして書かれている、ということが思われてくるのである。

三、明治六年八月十九日の神伝と、安政六年十月二十一日・元治元年正月朔日の出来事

一、二章においては、慶応三年十一月二十四日の神伝と明治三年十月二十六日の神伝を取上げ、それぞれの神伝中で振り返られている十一か年前、あるいは十三年前の出来事が、神・教祖にとつてどのような意味での起点として求められ、各神伝でそのことが確認されるに至ったのかを考察した。そして、その起点としての出来事についての「覚書」「覚帳」の記述上に、粗密の差が生じているかどうか注目することによって、両書にその出来事が記された際の視点の相違を窺ってみた。

ところで、「覚書」「覚帳」に共通して取上げられている出来事の記述上の粗密の差に注目する時、もう一つ、考察を抜きに出来ないのは、安政六年(五)十月二十一日、及び元治元年(六)正月朔日の出来事の、両書における記述上の相違であろう。既に久しい以前から、「覚書」の記述中における、安政六年十月二十一日、元治元年正月朔日、そして明治六年(七)八月十九日の、三つの神伝の関連性——即ち、端的に「氏子あつての神、神あつての氏子」という表現で言いあてられているような、神人共存の関係性についての記述が、いずれの神伝中にも認められるところからの——が

指摘されてきたが、それが「覚帳」にあつては、少なくとも三つの出来事についての記述上のみからは浮かび上つてこない。「覚帳」においては、明治六年八月十九日の出来事については、「覚書」と殆ど同様の表現がなされている（「覚帳」二七・2521、2622参照）が、安政六年十月二十一日と元治元年正月朔日の出来事については、「覚書」の神伝にあたる部分（「覚書」九・3・117、及び二三・1・117参照）が、それぞれ次の様に記されているだけであり、神・人の共存関係を説くような記述は全く認められないのである。

・ ……この幣を切り境に肥灰さしとめに相成り候。おいおい家業やめと仰せつけられ候。

（安政六年十月二十一日 「覚帳」三・14・2～3）

・ 金神の宮社、日本になし。宮建ててくれい、と仰せつけられ候。……

（元治元年正月朔日 「覚帳」八・1）

一体、この相違は何に起因するのであろうか。本章では、そのことについて、前章までの論述との関わりにおいて問題にすることとし、これらの出来事が両書に記述された際の、視点の相違に着目することによって考えていきたい。

それでは、「覚書」と「覚帳」の記述上から、どのような視点の相違がみてとれると言うべきなのか、以下、両書における安政六年十月二十一日及び元治元年正月朔日の出来事についての記述内容に即しつつ、考えてみることにしよう。

第一に、安政六年十月二十一日、元治元年正月朔日のいずれの出来事も、「覚書」には、「取次ぎ助けてやってくれ。神も助かり、氏子も立ち行き」「其方取次で、神も立ち行き、氏子も立ち」と記述されている通り、神と氏子との関係が、教祖によってなされる取次の働きで結ばれていることについての明確な言及が認められるのに対して、「覚帳」においては、教祖による取次の働きが全く表現上に示されていない、という点が注目される。^⑤

加えて、「覚帳」においては、安政六年十月二十一日の出来事について「死んだと思つて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。……世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ」、元治元年正月朔日の出来事について「天地金乃神には、日本に宮社なし、まいり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい。氏子安全守りてやる」とあるように、いずれも、神伝が、神から教祖に対する頼みという形で表現されている。そして、その頼むという性格からは、単に神からの一方的な働きかけのみでなく、教祖による働きを認めてそれに頼むという、所謂、教祖の生神としての存在が表現上に浮かび上がっている。また、その頼みの内容が、単に神・教祖間にあるのではなく、神と人との関係を教祖（生神）がとり結ぶこと——難儀な氏子を助けることで神を助ける、また、神の宮を建てることで、氏子の安全を守る——として記されている。即ち、神と人とを取次ぐ、教祖の生神としての働きについての意義が、表現上に明確に示されているのである。

それに対して「覚帳」では、安政六年十月二十一日の出来事は、神から教祖へ頼むという調子が表現上認められない上に、ここから教祖が人助けに専従することになった様子は伝わっても、その人助けが、同時に神の助かりでもあるという点が表現からは到底察し得ない。また、元治元年正月朔日の出来事は、確かに神からの教祖への頼みとして記されているものの、この場合にも、その宮が氏子の安全を守ることとしてあったことを表現から読みとることは困難である。つまり「覚帳」では、いずれの出来事も、単に神・教祖間のメッセージとして伝えられているだけであつて、神と人との関係、及びその関係を繋ぐ取次者としての介在も、表現からは見えてこないのである。要するに、「覚帳」の記述にあつては、「取次」が記されず、取次者としての教祖||生神||の働きが表現から隠れてしまっているから、神・人の関係把握への言及が記述上に示されることもないわけである。

以上のことから、両書における次の様な視点の相違がみてとれると言ふべきであろう。即ち、「覚帳」にあつては、第二章に論じたような「生神」の視点が、たとえ観念としてはあつても、少なくとも、安政六年十月二十一日や元治元年

正月朔日の出来事が記される時点では、まだ記述上に明確な視点として意識されていなかったと言い得る。それに対して、「覚書」の記述にあつては、「生神」の取次（あるいは「差し向け」）の働きが、視点に含まれることよつて、神・教祖の關係のみでなく、更に神と人との關係が視野の内に収められるようになり、神・教祖（生神）・人の關係把握が、視点として明確に据えられることよつて、と言ふことができよう。

そして、「覚書」の記述上、安政六年十月二十一日及び元治元年正月朔日の出来事において、そうした神・人の關係性が説かれてゐることについて、それを前章までに論じたこととの関わりから言えば、次の様にみなすことができよう。即ち、安政六年十月二十一日の出来事は、教祖が、生神として世間及び人々の中に立つことになつたという意味で、神と氏子との關係史の起点として、また、元治元年正月朔日の出来事は、神が、宮の形を借りて、その名を世間及び人々の前に現わすことになつたという意味で、神と氏子との關係史の起点として、それぞれ「覚書」の記述視点の内に収められ、そこから神と人との關係史が神・教祖の關係史に重ねられて、「覚書」に書き綴られていくことよつていつてゐるのだと。^⑧

それでは、以上に見てきたような両書における記述視点の相違は、どういふところから生じたのであろうか。

本章で取上げた三つの出来事のうち、明治六年八月十九日の出来事については、「覚書」「覚帳」とも、その神伝の記述内容に殆ど相違が認められないところから、明治六年八月十九日の神伝が下つたことがきっかけとなつて、その後、「覚書」が記される時に、三つの出来事が一つの関連性のもとに繋げられたのではないか、という推測が成り立ち、もしそうであるとすると、明治六年八月十九日の神伝が下つたその背景に、「覚帳」と「覚書」における安政六年十月二十一日及び元治元年正月朔日の出来事について、その記述表現上に粗密の差を生ましめた、換言すれば記述視点の轉換を促した、何らかの事情が押さえられねばならないだろう。そこで、右の推測を裏付けるために、明治六年八月十九日の神伝が下つたその前後の「覚書」「覚帳」の記述に即しつつ、当時の教祖身辺の様子を窺ふことよつて、視点の転

換を促したことを思わせるような出来事を探ってみよう。

両書の記述を通じて、明治政府の神道国教化政策による宗教制度上の変革が、「お上」(国家)からの外圧として教祖の身辺に迫ってきていることを読者に予感させるはじめのものは、恐らく明治四年(七)正月乃至二月三日の神伝記述であろう。その神伝において、神は、教祖の神勤の座である六角畳の取片付けを命じ、安政六年十月二十一日以来の教祖の神勤を顧みつつ、「今までたびたびの不^(難、不時を受け)時^(また)、難^(また)受け。またもどのような不^(難、不時を受け)時^(また)あつても苦世話にすな」(「覚帳」一五・二)と論じている。以後は、時を経るに従って外^(お上)圧の迫りが記述の背後に感じとられるようになり、やがて明治五年二月十四日の神伝には、「お上^(お上)ご^(お上)変革に相成り候」(「覚帳」一六・五・三)と、制度の変革のことが記述上にはっきりと示されることになる。そして翌明治六年には、お上の外^(お上)圧が、教祖の身に直接及んできたことが記される。即ちその年正月、教祖は、戸長から神勤さしとめと神前取片付けの指令を受けたのである(「覚帳」二七・六参照)。この所謂神前撤去の口達は、約一か月後に戸長の内許を得て沙汰止みとなり、教祖は再び神勤を始めることになる(「覚帳」二七・七・八参照)のだが、このようにして国家からの圧力が加えられていった過程の中で、両書の記述上、大いに注意をひきつけられるのは、一つに、「お上^(お上)ご^(お上)変革に相成り候」との神伝が下ったのと同じ日の神伝の中で、「神^(お上)も^(お上)変革にいたさす」(「覚帳」一六・五・一)との神意が教祖に告げ知らされていること、今一つには、神前撤去の体験のさ中、神から教祖に対して、「金光、生まれ変わり」(「覚帳」一七・四)との指示がなされていることである。この、神の変革要請と教祖の「生まれ変わり」の指示こそは、国家による制度上の変革に対する神・教祖の側からの信仰上の大きな変革を意味するものという点において、同質のものとして捉えてよいだろう。即ち、神の変革要請の一つの中味として、教祖に「生まれ変わり」が指示されているのであり、しかもその要請は、教祖がこれまで歩んできた信仰的営みとそれによって築かれた内容とを、一旦無に帰して、ここから再び新たに信仰的な生の営みを始めることを覚悟せしめる、それほどの決意を教祖に促す意味をもっていたと思われる。

そして、神前撤去の出来事に集約されるような外圧の迫りの中で、神の変革要請と教祖の「生まれ変わり」の指示がなされた上で、次に述べるような様々な意味において、神と教祖との間にその再確認が促されているのが明治六年八月十九日の神伝であると考えられる。

・神性及び神名の再確認……「天地金乃神と申すことは、……」〔覚帳〕一七・25・315

「日天四 月天四 丑寅未申鬼門金神、日本に知らん人なし、……」〔覚帳〕一七・22²⁶・113

・神と人との関係、及びその関係を繋ぐ生神としての教祖の使命の再確認……「今般、天地乃神より生神金光大神（差し向け）差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ、末々（申し）まで繁盛いたすこと。氏子ありて（あつて）の神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候」〔覚帳〕一七・21・25・617

・宮社の再把握……「天地の間に（*ナシ）氏子おつておかげを知らず、神仏の宮寺社、（屋敷を建てて）氏子の家宅、みな金神の地所」〔覚帳〕一七・25・4

・出社信者の再把握……「出社神号、一乃弟子改めいたし、金光大神のみな一乃弟子」〔覚帳〕一七・25・2

いわば、それらは、神の変革要請の結果が集約的に示されたものと言っても差支えないだろう。この神伝が下ったことよって、教祖には、神から差し向けられた生神としての使命の重大さが改めて視点に据え直され、その生神の働きのもとで神・人が結ばれていく関係を捉え直す必要性が感じられたのではなかったらうか。

このように考えてみると、「覚書」に、三神伝が一つの関連性をもって記されているのは、神の変革要請、教祖の生まれ変わりによって、それまで「覚帳」を記述してきたその視点にも変化が生じたことによるものであり、またそうした中で明治六年八月十九日の神伝が下り、改めて神・人の関係と、そこでの生神の使命の重大さが確認し直されたことが、そのような記述視点を生み出す契機となったことによる、と思われるのである。

そして、以上のことは、「覚書」の元治元年正月朔日の神伝に記述された「宮」のことに関わって、以下三点にわ

たつて述べるような筆者の考えによつても、更に裏付けられるのではなからうか。

元治元年正月朔日の神伝の内容について、「覚帳」では、頼みの目的がただ神の宮建築にある点のみが簡單明瞭に記されているのに対して、「覚書」では、神の宮建築の頼みに、「こしらえてお上がかなわねば、どこへでも宮のいるといふ所へやるけに、かまわん。こしらえいたせい。お上がかのうて建てば、其方の宮。天地乃神が宮へ入りておつては、この世が闇になり。正真氏子の願ひ礼場所」(「覚書」一三・一四)という付帯事項が加えられて、頼みの目的が、結果的には教祖の宮とすることの方にあるというように、少なくとも記述表現上は変化している。このことについて、次の様に考えられるのではないか。

一つに、「覚書」の記述において、神の宮が「其方の宮」即ち生神としての教祖の宮とされる理由は、「神が宮へ入りておつては、この世が闇になる」からというのであるが、それは、明治六年八月十九日の神伝中に示された「神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所」という観点に通ずるものと考えてよからう。なぜなら、諸神仏の祀られている宮寺から人々が住まう家・屋敷に至るまで、天地の間にあつて人間が生を営む一切の場が金神の司掌するところであるといふこの宣告は、方角日柄を見、あるいは金神封じを目的として宮に祀るなどして、とにかく金神を忌避しようとする人々の無礼存在を指摘すると同時に、その神が、単に宮社に鎮め祀られて在るのではなくて、天地に遍満し世界中に開かれてゐる神であることを示したものである、と言えるからである。それ故、「神の宮」は、神から差し向けられた生神金光大神の宮、即ち「其方の宮」とされなければならないわけである。その明治六年八月十九日の神伝に示された観点が、「覚書」の元治元年正月朔日の神伝中の右の記述には、反映しているとみなされるのである。

もう一つに、「覚書」の記述では、神の宮が「其方の宮」とされる上で「お上がかのうて建てば」という条件が加えられている。これに関わつて想起されることがある。先に、明治五年の同じ日に、「お上ご変革に相成り候」と「神も変革にいたさす」との神伝が下つたことについて触れたが、その神伝は、直接には、金神社建築の動きとの深い関わり

において示されたものと考えられる。だとすれば、その「神も変革にいたさず」とする内容が、一つに、「覚書」の元治元年正月朔日の神伝記述中の「お上がかのうて建てば其方の宮」とする、という表現の上に反映しているとみなし得るのではなからうか。

更に、先に教祖の「生まれ変わり」について触れたが、その神伝には、それに続けて「十年（十か年）ぶりに風呂（風呂）へ入り、おさし許しくださいれ」（「覚帳」一七・四）と記されている。この十年ぶりの沐浴は、元治元年六月十日に命じられた湯行水差し止め（「覚書」八・三・四）に対応する指示であつて、元治元年のそれは、丁度「金神の宮」建築の神伝に基づいて金神社建築の動きが起こされ、教祖が白川家入門を果たした直後に命じられたものであつた。そのことから、もし、先の湯行水差し止めの意味が、入浴を禁ずるといふ行為の持続によつて「金神の宮」をこの世に実現するといふ決意の持続を教祖に促すべく、一つの「行」として課すことになつたと解するならば、十年ぶりのここでの入浴は、元治元年以来持続してきたその決意を、一旦休息させ、ここから生まれ変わつて、新たな決意に基づいた再出発を促したものであると解することができる。つまり「生まれ変わり」とは、元治元年正月朔日の神伝によつて要請されている宮、及び宮建築についての従来の観点の、ある意味での転換を教祖に示唆したものであつたのだ、ということが察せられてくるのである。

このようにして、「覚書」の元治元年正月朔日の神伝に示されている「宮」の記述内容に関しても、その背後に、神の変革要請と、教祖の「生まれ変わり」、そして明治六年八月十九日の神伝との、深い関わりが感じられるのであり、それらの出来事を経ることによつて、改めて、「覚帳」にそれを記した時点とは別の視点から、元治元年正月朔日の神伝を捉え直すことが、教祖に促されていたと思われるのである。

結び

以上、三章にわたって述べて来たことを、ここで改めて整理しておきたい。

一、慶応三年(一八七六)十一月二十四日の神伝において、安政四年(一八五七)十月十三日の「神の頼みはじめ」の出来事が顧みられたのは、それが、教祖自身にとつては既成の金神信仰における金神とは区別された、新しい神の出現の起点として求められたからであり、そこでは、神・教祖の関係における神の出現の過程が視点に見据えられたと考えられる。この二つの出来事の関係については、「覚書」「覚帳」とともに、殆ど同様に密な記され方になっているが、「覚帳」の内容が、この「神の頼みはじめ」から起筆されており、しかも「覚帳」の執筆の始まったのが、慶応三年十一月二十四日の神伝が下った直後のことであつたらう、と推定される点が注目される。

二、明治三年(一八七〇)十月二十六日の神伝において、安政五年(一八五八)九月二十三日の「金神一乃弟子もらい受け」の出来事が顧みられたのは、それが、天照皇大神氏子から新しい神(金神)の一乃弟子へと帰属先を移した時をもって生神の出現の起点とすることとして求められたからであり、ここでは、神・教祖の関係における生神の出現の過程が視点に見据えられていると考えられる。この二つの出来事については、「覚帳」では「一乃弟子もらい受け」の出来事が単に事実として伝えられているに過ぎないのに比べて、「覚書」では、それが物語の形式で詳しく伝えられている。なお、「覚書」に教祖出生以来の前半生の出来事が書き加えられているのは、生神の出現史の観点からすれば、その前史としての意味を有するからだと思える。

三、「覚書」に、安政六年(一八五九)十月二十一日、元治元年(一八六〇)正月朔日、明治六年(一八七三)八月十九日の三つの神伝が、一つの関連性をもって記述されているのは、そこに生神の働きを媒介にした、神・生神・人の関係が見据えられているからであり、それは、(一)(二)のような神・教祖間の関係史に加えて、更に広く神・人の関係史が視点の中に入ってきている

ことを意味していると言える。そして「覚書」の記述上のみにそのような関連性が認められるのは、明治五、六年の、国家からの外圧の迫りの中で、神の変革要請と教祖の「生まれ変わり」の指示がなされ、その上で明治六年八月十九日の神伝が下ったことによって、それまで「覚帳」に記述してきた神・教祖の關係史を、改めて、生神の働きを媒介にした、神・生神・人の關係史として捉え直すことが、教祖に促された結果が、そこに反映しているからであると考えられる。

かつて筆者は、「覚書」も「覚帳」も、「どうしてこういうこと（神が助かり、氏子が立ち行くようになること）ができたじゃろうか」という、同様の意図で記されている、と述べたことがある。²⁰ 両書の意図について、大局的な見地から捉えた場合には、今も基本的にそうであると考えている。ただ、本稿での考察の結果からして、右の点に関し、今少し厳密に両書の執筆動機を区別して、次の様に言葉を補っておく必要を感じる。「覚帳」は、「どうしてこういうことができたじゃろうか」という問いを、「神がどのようにして現われ、私（教祖）に働きかけて下さったこと、それができたのか」という問いをもって書き始められた。それに対して「覚書」は「覚帳」の問いに加え、「それでは、一方私（教祖）がどのようにして神と出合い、神（生神）と用いられたこと、それができたのか」という問いと、更に「生神の存在によって、神と人とがどのような關係で結ばれること、それができたのか」という問いを重ねることによって、当初の問いを立て直すことをもって書き始められたのである、と。いわば、「覚帳」では、神・教祖の關係史を、神の出現史の側から記述していこうとされたのに対し、「覚書」は、神・教祖の關係史を、生神の出現史の側から捉え直すと共に、生神の働きの見直しによって、神・教祖の關係史に神・人の關係史を一層広く視野の中に包摂して執筆が始められた、と考えられるのである。

とは言え、右に述べたような視点の相違が両書の記述上に顕著に現われるのは、「覚帳」の執筆が開始された当初の暫くの期間に記されたと考えられる、安政四年から慶応末年もしくは明治初年の頃までの出来事の記述上に限定される、

ということをおかねばならない。それから以降の出来事を記述する上では、たとえ「覚書」の執筆が開始される以前であっても、「覚書」の執筆動機のところでは述べたような視点が、それとはつきり自覚されないままに「覚帳」の記述上に表わされることがあり得るわけであり、また実際そうなっているからこそ、もう一度、それ以前の出来事についても視点を統一して書き改める必要が生ずることになったと言えよう。ただし、その視点が自覚的に捉えられ、改筆の決意が定まるのには、明治五、六年の出来事の体験を経て、更に明治七年の神命が下るまで待たなければならなかったのである。明治年代に入ってからのも、そうした理由によると思われる。つまり、「覚帳」に記された明治年代以降の出来事の記述には、「覚書」の執筆にあたって立て直された問い方が、既に記述上に満たされていたから、さして内容を書き改める要がなかったし、やがては、殆ど書き写すに等しい作業を敢えて続ける必要性が認められなくなったのではないだろうか。

さて、筆者は、本稿に見てきたような視点の変化が、明治五、六年の制度変革が教祖の身边に影響を及ぼす中で、「神も変革にいたさず」とされ、「金光、生まれ変わり」が指示された、その神の変革及び生まれ変わりの以前と以後との、教祖の信仰上における共同体構想や宗教的世界観の展開に繋がっている、と見てとることが出来るのではないかと考えている。本稿では、もはや指摘するに留める外はないが、そのことは、例えば宗教共同体構想に関わって言えば、両書に「宮」「社」として記述されてくる表現の移り行きの上に、それが象徴的に現われていると考えられる。当初、元治元年正月朔日に「金神の宮」という表現に託されていたその構想は、明治三年になると「日天四 月天四 耕贖鬼門金乃神社、生神金光大神社」という表現の内へと移り、更にそれを媒介にして、明治六年には「天地金乃神の宮(かつての金神の宮)」を「其方の宮」とするという表現をもって示すことが可能な視座を得ることになる。それは、当初、神のこの世への顕現が主眼に置かれたことに始まり、やがて神に加えて生神が視点に据えられ、生神出現の意義

が次第に明確に捉えられるようになっていった過程と、軌を一にしているのではないか。

以上に述べたような視点の相違に注意しつつ、神の変革及び生まれ変わりの以前と以後との、対お上観、人間観、世間観について、あるいは、金神信仰や天照皇大神信仰（延いては民間陰陽道や神道）との関係について、更には祈念の形式や理解の内容についてなど、種々の角度からその展開の相を探ってみることが、研究上興味深く思われる。

（教学研究所所員）

注

① 「覚書」「覚帳」の視点の相違ということに関わっては、既に、次の様な指摘がなされている。

……「覚書」には、自己の存在意義を生涯全体の意味関連づけのもとに確かめる、という自叙伝の要素が備わっているが、それは、生神金光大神としての自叙伝であり、生神がこの世に現われてくるその自叙の書であると言える。「覚帳」はどちらかというと事跡の記録という性質を備えているが、それは、神様のお知らせから引起こされてくる事跡であり、神様の言葉が正面に出ていると言える。そこで、一応「覚書」が生神金光大神出現をあかしする書だとすると、「覚帳」は神の出現の書だとと言える。（瀬戸美喜雄『世を照らす光―「お知らせ事覚帳」の心―』三―二頁参照。ここでは紙数の関係から、筆者において要約して示した）

本稿では、印象として述べられた右の端的な指摘について、両

書の記述上の相違点に具体的に触れつつ、両書の比較を通して窺えることに限定して、それを裏づけてみたい。

② 本稿で取上げる出来事の月日は、すべて旧暦で統一して記すこととし、以下、いちいち断らない。

③ 以下、「覚書」「覚帳」とも殆ど同様の記述がなされている箇所を取上げる場合には、原則として「覚書」によって記し、「覚帳」との異同を行間に括弧を付して示した（その場合「ナシ」は、「覚帳」に該当する字句がないことを示す。なお、典拠の指示については、『金光教教典』収録分の章節項番号をもって示した。

④ 真鍋司郎「民衆救済の論理―金神信仰の系譜とその深化―」紀要『金光教学』第13号九九頁、及び同論文の注⑬参照。

⑤ この過程における記述の上から、従来の金神信仰との異質性を思わせる内容を拾い上げてみると、次の様な点が指摘出来よう。

- ・安政六年、子女の抱瘡快癒後の神伝で「不浄、汚れ、毒断てなし」とされていること〔〔覚帳〕三八・四・三六〕。
- ・文久元年の東長屋の建築にあたって、四二間（死に間）の間取りで、日柄にとらわれず建築に着手するよう神から指示が下されていること〔〔覚帳〕五・一〇・三四〕。
- ・文久三年に、女性の身の上について「月役、妊娠、つわり、腹帯、……産前……産後のよかり物……頭痛、血の道、虫、病気なし。不浄、汚れ、毒断てなし」との神伝が下っていること〔〔覚帳〕七・二・三〕。
- ・元治元年正月朔日の神伝に、かつて繁右衛門の広前に金神の宮を奉斎していたにも拘わらず、これまで「金神の宮社、日本になし」として、神の宮建築の頼みが新たになされていること〔〔覚帳〕八・一・一〕。〔即ち、繁右衛門を始めとする金神祈祷者達が奉斎する金神の宮社とは区別された、まだ日本に存在しない神の宮ということになる。〕
- ・元治元年に、九月二十二日を祭り日に定めて、新たな神の祭りが始められていること〔〔覚帳〕八・四〕。
- ・慶応二年十一月二十四日、「きもん金乃神大明神 神力明賀命」との神名と命号が示されていること〔〔覚帳〕一〇・五・八〕。
- ⑥ 藤井潔『お知らせ事覚帳』の執筆開始時点に関する考察「紀要『金光教学』第24号六三頁、及び同論文の注⑤参照。
- ⑦ 瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』教学叢書第2巻一九一頁参照。
- ⑧ 例えば、伝記『金光大神』（新書判一七九頁）や『概説金光教』（二五七頁）は、そう解しており、また、高橋行地郎「生神金光大神社についての一考察」紀要『金光教学』第15号（注⑧）や、石河道明「天地書附の生成過程に関する一考察」紀要『金光教学』第19号（四頁）も、その見解に立っている。
- ⑨ もとよりそのイデオロギーは、従来から一般庶民の間に根強く存在していた伊勢信仰の基盤に支えられていればこそ成り立つという面がないわけではなかった。しかしそれにしても、そうした信仰基盤を政治上から国家支配のために利用して、上から強権的に国教化を画策したものであり、その意味からしても、従来のような、自然村としての村落共同体の成員を結び合わせる氏神鎮守の総氏神として思念され、あるいはおかけ参りや成人式の通過儀礼としての意味での参宮によって尊崇されていた、一般庶民にとつての天照皇大神信仰とは明らかに異質な性格のものになつていたと言わねばならないだろう。
- ⑩ 出社を書きとめた教祖直筆の神号帳の末尾に、「明治三庚午九月朔日浅尾御召し。二日俣婦宅。杜寺御奉行所、出社神号御差し止め相成り候」との書き込みがある。
- ⑪ 「覚書」「覚帳」には、教祖最晩年の出来事に至るまで、しばしば天照皇大神のことが記述上に示されており、そこからは、

神と教祖との間に営まれた信仰上における天照皇大神との関わりについて、容易に判断しがたい複雑な関係性を思わせられる。高橋行地郎「『寛帳』にみられる教祖の信心と教義」昭和五十七年第23回教学研究会課題発表（その要旨は紀要『金光教学』第23号一九五〇九頁に掲載されている）参照。それ故、研究的にもこの点のみを取上げて、その関係性が詳しく考察される必要がある。ここではただ、この明治三年の時点までの教祖の行為の中から二例を挙げることをもって、その姿勢からは、神と教祖との間に営まれた信仰と、皇祖神としての天照皇大神信仰とを区別してそこに常に一定の距離の保たれていたことが窺い知れる、という点を指摘するに止める外はない。

・慶応三年、皇室直属の神道家元白川神祇伯から神職許状を取得するに際して、「金神広前では京都ご法どおりのことはできません」と申し入れてのこと（『覚書』一五・一・二参照）。

・明治二年、神仏判然令によって、氏神社をはじめ村内諸社祠の神事を教祖に任されたのに対して、それを承引せず、一か月余りで別人に譲渡していること（『穀院文書』による）。

⑫ 付言すれば、神の出現史の上では、既成の金神祈禱者達にとつての金神とその信仰への目配りを感じられるのに対して、生神の出現史の上では、かつての人々にとって村落共同体を結び合わせる神、そして維新国家にとって天皇の神権的絶対性を保障する神とされた、天照皇大神及びその信仰への目配りが感

じとれ、それらとの距離確認に立って、神と教祖との立脚点を確かめるべく、それぞれの出現の起点が求められていると思える点にも、充分留意さるべきであろう。

⑬ 辻邦生「小説家としての生き方」とくに物語形式と事実的伝達の差異について―岩波『思想』昭和六十三年一月号八一―四頁参照。著者は、単なる事実的伝達と物語形式による伝達を区別して、以下の様に述べている。

……物語形式とは、時間的経過の中に現われるある事象の変化を因果系列で秩序化する表現手段のことで、その出来事の情報を目撃者と同じ立場で受けとるようになる伝達形式と言えます。ですから、その情報伝達は、いわゆる「いつ、どこで、誰が、何を、どうした」という伝達内容の本質へ経済化（エコノミゼ）してゆく動き（＝事実的伝達）に対して、常に一定の実体（量体）を保つという形で抵抗しています。……物語を信じる人の心を思いやる時、私達は事実的な真偽のレベルを越えた大きな真実を前にしていることになるのであります。物語は一つにはこうしたところに根ざしており、増加の一途をたどる事実的諸情報とは異なる、なにか本質的な意義を持っています。……事実的伝達でありながら、ある特定の目的のために（物語形式）で語る場合があります。たとえば体験記とか冒険談、ノンフィクションなど……。

⑭ ここに、「覚書」の記述におけるそれぞれの神伝中から、該

当する部分を抜き出して示しておく。

〈安政六年十月二十一日の神伝中〉

・ 此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏子が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ。神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あつての神、神あつての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり、あいよかけよで立ち行き(「覚書」九・3・617)

〈元治元年正月朔日の神伝中〉

・ 其方取次で、神も立ち行き、氏子も立ち。氏子あつての神、神あつての氏子、子供のことは親が頼み、親のことは子が頼み、天地のごとし、あいよかけよで頼み合いいたし(「覚書」一三・1・7)

〈明治六年八月十九日の神伝中〉

・ 今般、天地乃神より生神金光大神差し向け、願う氏子におかけを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすこと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候(「覚書」二二・21・617)

⑮ 付言すれば、「覚帳」に「取次」という記述が初めて認められるのは、一章で取上げた慶応三年十一月二十四日の神伝中においてである。そして「覚帳」に安政六年十月二十一日や元治元年正月朔日の出来事が記されたのは、この慶応三年十一月二十四日の時点よりも後のことであつたらうから、もちろん、そ

れらの出来事を記す時に「取次」という觀念がなかったはずはないのであるが、しかし、それらの出来事の上に文言として表されていないのである。

⑯ このことは、安政四年十月十三日の「神の頼みはじめ」と合わせて、従来から、「覚書」における「神様の三つの大きな頼み」として指摘され、着目されてきたところである。内田守昌「金光大神の対応姿勢」昭和五十八年北九州教区教義研修会講話集「金光大神を頂く」一一一五頁参照。

⑰ 因みに、安政四年から慶応年間に至る出来事の記述において、神・教祖以外の、「氏子」にあたる内容について言及されている箇所を調べてみると、「覚書」には、「覚帳」の記述上には認められない次の様な点が新たに書き足されていることに気付かされる。

・ 「此方には、天に一家をこしらえてやる」との知らせが、「世間の氏子」との対比において記されていること(「覚書」五・13)。

・ 教祖の実弟彦助のかん立ちの出来事が、「ほか氏子」とか「氏子同士」といった語句との対比において、「此方」の氏子の救いの問題として記されていること(「覚書」一一・113)。
・ 文久二年のはしか流行時に所所の氏子が参つて来たこと、総氏子の祈念のこと、妊娠の女性六人が助かつたことなど、詳しく記されていること(「覚書」一一・17)。

- ・信者氏子の白川家人門のことが記されていること〔覚書〕一四・五〇。
- ・慶応三年、子息石之丞の病気に際し、病人を氣遣う心を打ち捨てて、祭り当日の広前の御用と氏子祈念に専念した様子が記されていること〔覚書〕一五・五。
- ⑱ なお、これと同様の記述が、他にもう二か所に認められる。
 ・「……今節（今節のこと）こと、お上変わり、……（神も変革にいたす）」〔覚書〕一六・22・1）
 明治五年九月十二日（〔覚帳〕一〇・10・1）
- ・「……お上ご変革に相成り、此方も天地乃神も変革」〔覚書〕一八・13・4）
 明治七年八月五日（〔覚帳〕二二・7・4）
- ⑲ 「お上ご変革に相成り候。……神も変革にいたさす」との神伝は、直接には、金神社建築のことが、棟梁の所業や政府の神政策の影響が及んだことで頓挫をきたす中で、棟梁が萩雄の縁談話を口実にして、再度宮大工としての職のとりなしを求めてきたのに対して、「棟梁頼むにおよばず、……」〔覚書〕二〇・5・1）ということであったものである。
- ⑳ 拙論『覚書』『覚帳』とレトリック』紀要『金光教学』第27号六―七頁、及び同論文注⑨参照。
- ㉑ 明治六、七年以降の出来事についての「覚書」「覚帳」の記述を比較してみると、確かに「覚帳」のほうが記述量が多いとはいえるものの、それは、教祖の子息である正神や、娘くらの嫁いだ藤井家のことなど、どちらかというと家庭的・私的な出

来事について、「覚帳」から「覚書」に抜き出すことが差し控えられたためと考えられ、両書共に取上げられている出来事の記述については、内容的にさしたる違いはないと言つてよい。

「広前歳書帳」に記された「講」について

鈴 木 義 雄

はじめに

本教においては、今日、結界取次をその根源の形態として布教がなされてきている。この規定が生まれ、展開していく歴史過程の中で、取次イコール布教、取次者が布教の中心、といった考え方も生まれてきたと言えよう。我々に信心を伝えてきているものは、この形態を通してであると言えようが、本教の歴史の中には、結界という場や取次者を持たずに信心を伝えてきた集団もあったのである。いわゆる講という集団もその一つである。金光大神在世中においても、金光大神広前の位置した大谷村（現岡山県浅口郡金光町大谷）近辺、岡山県東部、山口県東部といった地域に、金光大神の信心を受けて結成されたと思われる講の存在が知られ、それらのうちのいくつかについては、これまでの研究によって、その実態の一面が明らかにされている。^①しかし、未だにこういった講の全体像が十分に明らかにされたとは言えない。

昭和五八年、「広前歳書帳」^②（以下「歳書帳」と略記する）が我々の手元に届けられ、明治期初頭における金光大神を中心とする信心の地域的・形態的広がりの様子が明らかになってきた。この帳面の中には、「講」についての記事が散見

し、そこからは、「講」と称して集団で参拝してくる人々の姿が、また、「講」の代表者として参拝してくる人々の姿が浮かび、その「講」を通して信心が伝わっていく様を窺うことができる。

そこで本稿においては、「歳書帳」に記された「講」について、その実態を明らかにすることによって、明治期初頭における金光大神を中心とする信心の広がり的一面を明らかにしたい。については、「歳書帳」から得られる情報を、できる限り客観的に、解釈を加えず紹介し、さらに本所が今日まで進めてきている「民間信仰に関する調査」を通して得られた講についての伝承や、残されている資料で補足しながら、「講」の実態について述べていく。

なお、「歳書帳」から事例を引用する場合は、例えば、明治二年一月一〇日の記事は(M. 2 1/10)というように、その典拠を、記載された月日(旧暦)の略号で示した。

一、所在地と記載件数

本章では、「歳書帳」に記された「講」の所在地と「講」についての記事が認められる年月日に注目し、それによって「講」の性格の一面を明らかにしていきたい。については、「講」の地域分布の様子についてまとめ、その上で、各年月日ごとに見た記載件数について整理していく。数値上の処理をするに当たっては、次の諸点に留意した。

(1) 「講」という語を含む一打ちの一記事を、一件と数えることを原則とした。しかし、同日に同一地区の「講」についての記事が二箇所以上ある場合は、一件として扱った。

(2) 長利ながとの「講」については、明らかに異なる二つの「講」が存在していたと考えられるので、それぞれを長利A、長利Bとして分布表に記載件数を示し、また、他の地区と比較するために、長利の両「講」を同一の地区の「講」として、(1)の原則にしたがって数えた記載件数を長利Tとして示した。

(3) 池迫いけまの近隣の地区である八浜はつはまについては、池迫の記事と入り混じって認められるため、同一地区の「講」として扱い、池迫として示した。また、この地区では、複数の「講」が結成されていたと考えられるが、明確に区別できない記載例があるため、一つの「講」として扱った。

I 「講」の地域分布

「歳書帳」によって「講」の存在が確認できる地区は、全部で八〇箇所以上にのぼる。そのうち備前、備中、備後、安芸にある地区を図1に示した。この図によれば、全「講」のうちの約七〇%が金光大神広前の位置した大谷村から東の地域にあること、岡山市東部地域に密集して「講」が存在すること、児島半島方面に一つの「講」の集まりがあること、大谷村周辺に「講」が点在すること、備後、安芸などには全体のわずか一〇%の「講」が存在するのみで、東に多く西に少ないという傾向があること、などが分かる。このような「講」の分布状況から、本章では「講」が所在した地区を、次のような九地域に分けて論を進める。

- A 地域―大谷村から半径約一〇キロメートル以内の地区（大谷村近辺）
- B 地域―浅口郡内とその境界線近辺の地区（浅口郡周辺）
- C 地域―児島半島の根本から先にかけての地区（児島半島方面）
- D 地域―岡山城周辺、旧御野郡の地区（岡山市中心部）
- E 地域―旧上道郡（岡山市東部地域）の地区（上道地域）
- F 地域―吉井川以東、邑久郡を中心とする地区（吉井川以東）
- G 地域―美作みまさかに属す地区（岡山県北部）
- H 地域―備後、安芸に属す地区（備後、安芸）

図1 「講」の地域分布

- ※ ○大谷村（金光大神広前所在地）
●「講」の所在地区

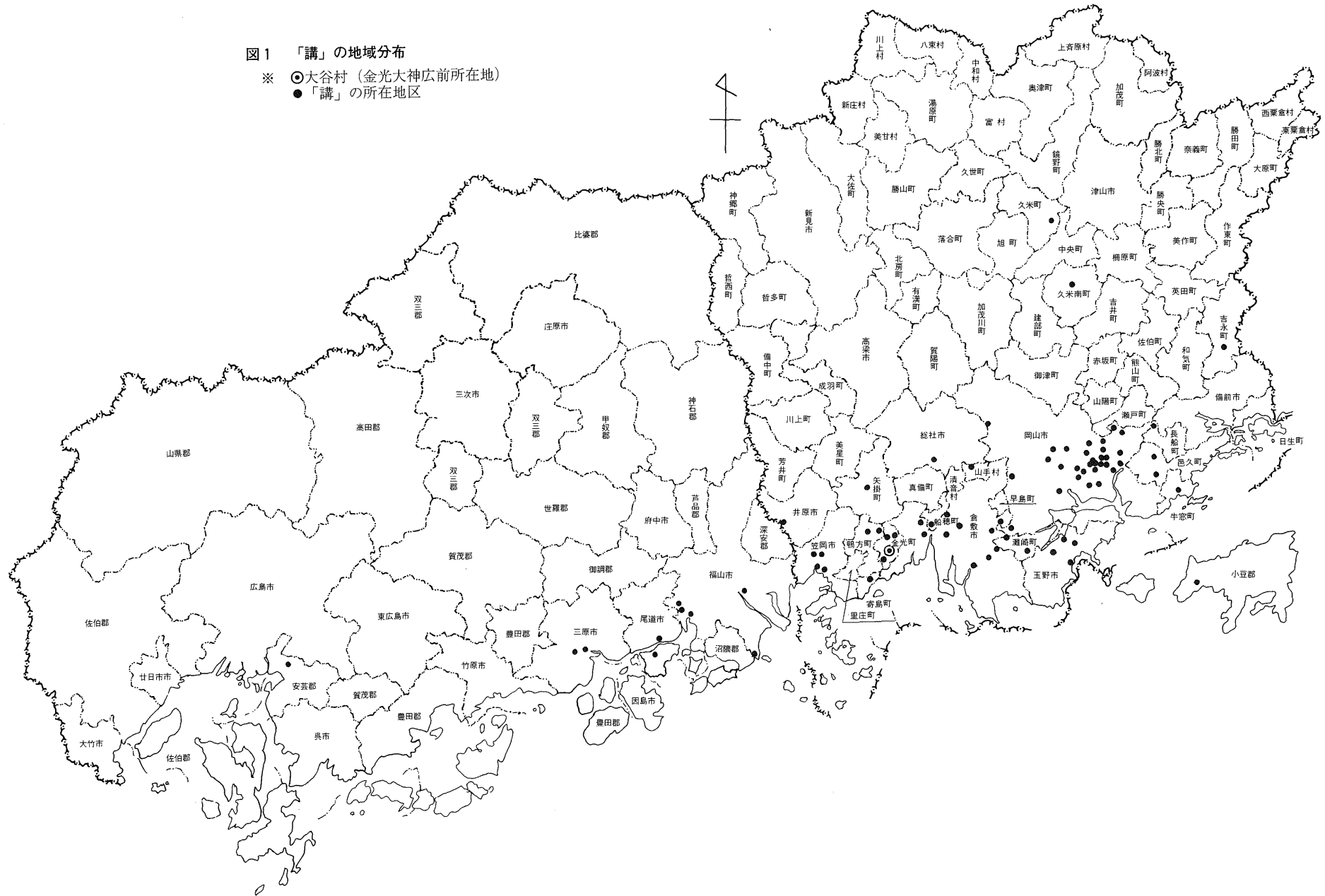
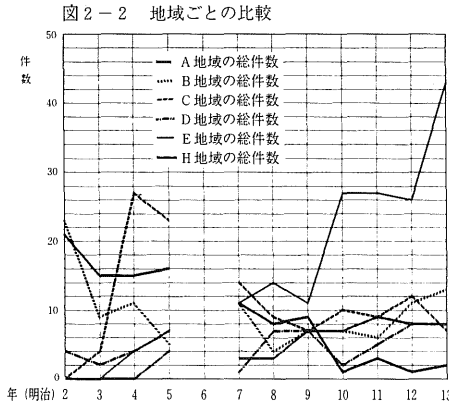
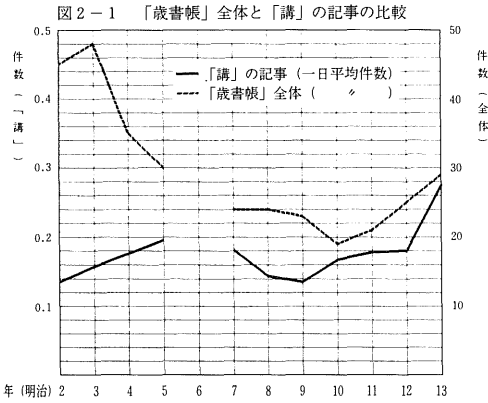


図2 各年ごとの記載件数



II 各年ごとの記載件数

I 地域 A から H の何れにも属さない地区 (その他)
 以下、必要に応じて、地区名 (村名または字名) の次にその所属する地域名を記号で付すことにする。

図2、別表2に、「講」に関する記載件数を各年ごとに示した。まず、「講」についてと「歳書帳」全体の一日平均の記載件数の変化を図2-1に對比して示したが、これによれば、「講」についての記載件数は、明治五年までわずかな増加するが、明治七年を境にわずかに減少し、明治九年以降、再び増加する傾向を示していることが分かる。

次に、地域ごとに各年ごとの記載件数を比較してみると(図2-2参照)、明治二年から五年にかけては、A、B、C地域といった比較的大谷村に近い地域の「講」についての記載件数が高い値を示しているが、明治九年以降になると、E地域をはじめとする比較的遠方の地域の「講」についての記載件数の増加が見られるようになる。この増加は「講」についての記載の総件数の変化に明らかに反

映している。こういった地域ごとに見た記載件数の増減から見ると、「講」が結成されていく動きは、大谷村に近い地区から徐々に遠方へと広がっていくという傾向にあったと考えられる。

次に、個々の「講」について、各年ごとの記載件数の変化が特徴的なものを挙げてみると（別表2-1-9参照、次のようなものがある。

- (a) 長期にわたって記載件数が安定している地区——園井(B)、池迫(C)、出石(D)、長利(E)、等。
- (b) 記載件数が年々減少する傾向にある地区——長尾(A)、安倉(A)、矢掛(B)、等。
- (c) 年に一件程度ではあるが、毎年記事が認められる地区——坂根(F)、神根本(F)、三原(H)、等。（括弧内は所属する地域名を示す）

こうした「講」についての各年ごとの記載件数の変化において、ほとんどの場合、明治五年と明治七年の記載件数の間に極端な変化は窺えない。これは、「歳書帳」全体の記載件数の変化についても言えることである。しかし、例外として、天城(C)、岡山(D)の「講」には明治六年を境に急激な記載件数の減少が認められ（別表2-1-3、4参照）、地区によつては、明治六年、一時期金光大神がお上から布教を差し止められたこと、いわゆる「神前撤去」の影響を受けたのかも知れない。

Ⅲ 各月ごとの記載件数

図3、別表3に、各月ごとに見た「講」についての記載件数を示した。まず、「講」についての各月ごとの記載の総件数と、「歳書帳」全体のそれとを比較してみると（図3-1参照、「講」についての各月ごとの記載の総件数には、一月、九月にはつきりとした二つのピークがあり、また、四月を頂点とする緩やかなピークがある。これらは「歳書帳」全体の各月ごとの記載件数とほぼ同じ傾向を示している。

次に、地域ごとに「講」についての各月ごとの記載件数を見てみると(図3-2)、第一に、いずれの地域も大小はあ
るが九月に一つのピークがあること、第二に、月ごとの記載件数の差は、C地域、E地域に顕著に見られ、C地域にお
いては一月と九月の、またE地域においては四月、九月の記載件数が特に多いことが分かる。

さらに、個々の地区ごとに見てみると(別表3-1-1~9参照、参拝する月を決めて参拝してきている地区があること
が分かる。こういった傾向があると思われる地区の「講」と、その主な参拝月を、表1に示した。この表によれば、こ
の点についての地域による差はないことが分かる。また、各月ごとの記載件数には、おそらくその地区の主な職業が、
一つの要因として影響しているとも考えられる。

図3 各月ごとの記載件数

図3-1 「歳書帳」全体と「講」の記事の比較

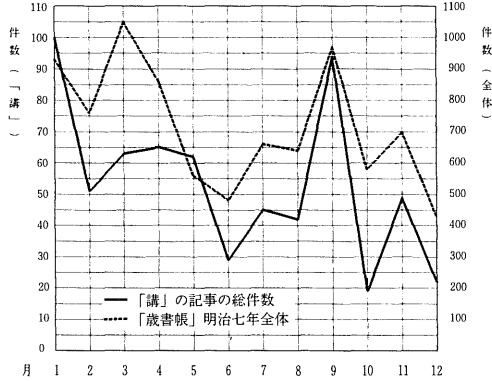


図3-2 地域ごとの比較

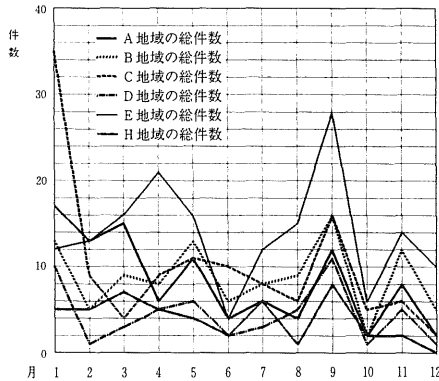


表1 記載された月に偏りが見られる地区

地域	地区名(主な参拝月)
A	下竹(1・3・5・9・11月) 長尾(2月)
C	池迫(1・9月) 福江(1月) 大崎(1月)
D	出石(1・9月)
E	長利(4・8月) 南方(9月)
F	牛窓(4月)
H	三原(3月)

IV 各日ごとの記載件数

図4、別表4に、「講」についての各日ごとの記載件数を示した。まず、「講」についての各日ごとの記載の総件数と、「歳書帳」全体のそれとを対比して、図4-1に示した。これによれば、「歳書帳」全体の記載件数は、毎月の金光大神の「ご縁日」(九・一〇日)と、天地金乃神の「ご縁日」(二二・二三日)^⑧に比較的高い値を示していることが分かり、また、「講」についてのそれもほぼ同様の傾向にあることが分かる。しかし、「講」についての各日ごとの記載件数には、

図4 各日ごとの記載件数

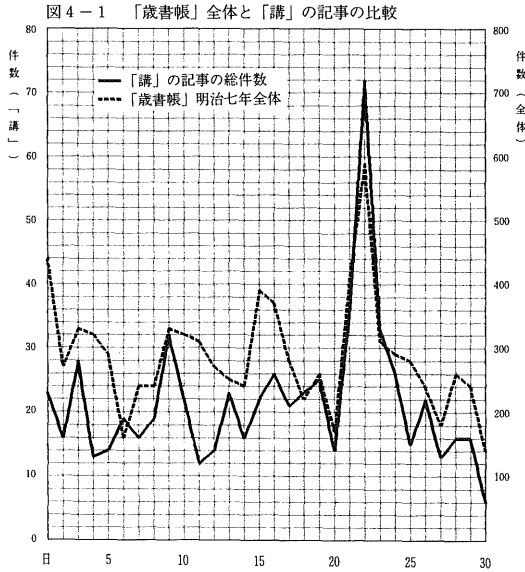
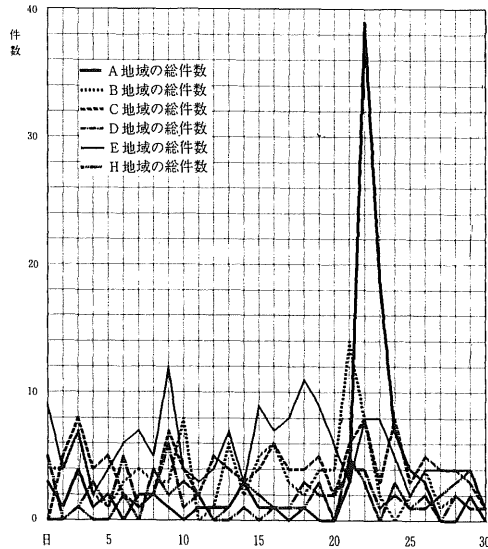


図4-2 地域ごとの比較



一五日を中心にしたピークが見られないこと、毎月一日の記載件数がやや少ないことなど、相違する点も認められる。次に、地域ごとに「講」についての各日ごとの記載件数を示したものが図4-12である。これによれば、大谷村からの距離によってかなりその傾向が異なっていることが分かる。すなわち、A地域の「講」については、二二日にその記載が集中し、B地域については、一〇日、二二日に二つのピークを持つという特徴があるが、その他の地域については、上記のように際だったピークは認められない。

また、個々の「講」について、各日ごとの記載件数を見ると(別表4-1-9参照)、「講」によって、「ご縁日」に記載が集中する傾向があるものと、そうでないものがある程度区別できる。「ご縁日」に記載される比率(九・一〇・二一・二二日の記載件数/記事の総件数)で、その傾向を見てみると、下竹(A)(20/30=六六・七%)、安倉(A)(12/26=四六・二%)、矢掛(B)(6/13=四六・二%)、園井(B)(18/42=四二・九%)、長尾(A)(8/31=二五・八%)の順序で「縁日」に記載される傾向が強いことが分かる。また、記載件数は少ないが、吉浦(A)、大崎(C)、岡山(D)、尾道(H)の各「講」にも「ご縁日」に参拝する傾向が見られるようである。また、決まった日に記載が集中する傾向の強い「講」としては、下竹(二二日)、安倉(二二日)、園井(二二日)、大崎(二二日)があるが、これらの日はいずれも「ご縁日」に当たる。

以上のように、各年月日ごとに見た記載件数の様子を、その地域性を視点の中心にしてまとめてきた。この視点からは、大まかにいって、金光大神広前の位置した大谷村に比較的近いA、B地域とそれ以外の地域との間に、結成されてくる時期や、縁日参拝の傾向などの点で相違点を見ることができた。こういった違いは、おそらく何らかの形で、「講」の活動や性格の違いを反映していると考えられる。

二、「講」についての記事の実際

本章においては、「歳書帳」に記された「講」の記事を具体的に示しながら、その内容から得られる「講」についての情報をいくつかの点からまとめていきたい。

I 記載例

「講」についての記事の基本的な形が、例1に示したようなもので、地名、「講連中」、人数、願回事といった事項が、概ねこの順序で記されている。この例は、一打ち書きで「講」についての記事が認められるだけの最も端的に記されているもので、その前後に関連する記事のないものである。このような例は、明治二年頃の記事に多く見られるが、「講」についての記事に占める割合からすればあまり多くはなく、長尾、追分など、大谷村に比較的近い、ある特定の地区の記事に多い。

次に、例2のように、その地区の一連の記事の中に、「講」についての記事が認められるものがある。「歳書帳」に「講」について記される場合、この記され方が最も一般的で事例数も最も多い。

講員の記され方は様々で、講員一人ひとりの干支が逐一記されているもの、代表者の干支と人数だけが記されているもの、参拝者の代表が記載して金光大神へ差し出したと思われる連名帳が添えられているものなどがある。

「講」についての記事は、ほとんどの場合、「講中」、「講連中」という語で記されているが、例外的に、「○○講内○年」として、その「講」の一員が個人で参拝してきたものが記されている場合がある(例3)。こういった例は、主に

例1

一 追分講連中

十二人家内安全

(M. 3 3/13)

例2

一 長尾末年正ばい

辰年 家内安全

一同講中安全願

(M. 5 8/21)

例3

一 池迫一心講内子年

家内安全札

(M. 4 2/5)

池迫についての記事に見られ、二〇例を数えることができる。本稿においては、このような記事も「講」についての記

例 4

一 児島池迫願心講中
十二人連中家内安

一 同代三寅年男
家内安全

一 同西年男同行

(M. 11 9 / 18)

江(一)、出石(二)、上道下(二)、長利(二)、久保(二)、周防(二)の各地区(括弧内は事例数)である。

II 「講」の名称

例 5

特殊な記事の一つとして、例 4 のように、

一 作州弓削講中廿一人

「願心講」といった講名の認められるものが

二人代参家内中安全

(M. 7 6 / 13)

ある。この他に、講名と解しうる記事として、

「二心講」、「心講」(池迫 事例多数)、「吉田

講」(足守 M. 13 9 / 2)、「金神講」(岡山西大寺町 M. 2 8 / 1)、「徳

講」(長利 M. 10 2 / 18)、「心講」(兼基 M. 13 8 / 27、9 / 20)、「新夫

講社」(迫川 M. 12 1 / 9)といったものがある。

表 2 「代参」という語句が記されている地区(括弧内は記されている割合)

地域	地区名(記事率)	地区率	記事率
A	長尾(2/31) 安倉(2/26) 下竹(2/30) 胡麻屋(1/2)	4/10	7/102
B	追分(6/21) 園井(6/42) 足守(4/5) 西原(1/7) 倉敷(1/2) 高屋(1/5)	6/13	19/107
C	池迫(33/77) 天城(2/24) 興除(1/3) 林(1/2) 福江(1/3)	5/11	38/122
D	出石(7/18) 丸亀町(4/18) 竹田(2/5)	3/7	13/55
E	海吉(29/48) 長利(12/55) 南方(11/23) 兼基(5/7) 北方(3/6) 長岡(3/3) 神下(2/3) 穴甘(2/2) 砂場(1/1) 米田(1/1) 福泊(1/1) 東平島(1/1)	12/22	68/170
F	小豆島(7/10) 坂根(6/7) 神根本(3/4) 牛窓(1/5)	4/6	17/28
G	弓削(7/16) 桑(1/1)	2/2	8/17
H	向島(2/8) 荻路(1/1)	2/10	3/49

※記事率とは、「代参」を含む記事件数のその地区もしくはその地域の全記事件数に対する割合。地区率とは、「代参」と記された地区のその地域内の地区数に対する割合。

Ⅲ 代参をしていた「講」

例5は、講員を代表して何人かが参拝してきていることを示す記事である。この「代参」という語の他、同様の意味を示す語として、「代」、「代三」などがある。表2に、代参の意味を示す語が「歳書帳」に記されている地区を全て挙げ、さらに地域ごとと比較するために、その地域内の「講」が所在した地区数に対する「代参」と記された地区数の割合（地区率）、その地域の全記事数に対する「代参」を含む記事数割合（記事率）を付記した。記事数の少ない地域もあり、単純に比較することは問題があるが、この表からは、E、F、Gといった地域の「講」が代表参拝する割合が高いことが分かり、E地域以遠の地区の「講」が「代参」をする傾向が強かったことを窺わせる。しかし、備後、安芸地域の「講」の記事には、「代参」という語が向島(D)の記事に一箇所見られるのみで、その記され方から、「代参」という形式ではなく、多人数で参拝してきている様子が窺えるのである。

Ⅳ 講元

一般に、講という集団には、講元という世話人を置く場合が多いが、「歳書帳」の「講」についての記事にも、「講元」という語が散見する。「講元」という語が記されている地区は、表3にまとめたように、下竹、安倉、長尾、天城、園井、追分などをはじめとして、合計二二地区ある。一概に講元といっても、それぞれの講の成立過程やその展開によって、様々な講元がある。例えば、先達・里山伏・法印・道者・行者などのような半職業的な宗教者がなる講元、その講の発起人がなる講元、くじ引きや選挙で決められる講元などであ

表4 講元の干支

地区名	講元の干支
園井B	寅⇨寅⇨午⇨寅
下竹A	寅⇨子⇨未
長尾A	子⇨未
安倉A	申⇨未⇨辰
矢掛B	寅⇨酉
追分B	申⇨寅⇨辰
天城C	辰⇨申⇨巳

表3 「講元」という語句が記されている地区

地域	地区名
A	安倉 下竹 長尾
B	園井 追分 西原 久代 矢掛 矢柄 笠岡
C	天城 池迫 興除
D	岡山 出石 丸亀町 竹田
E	神下 沖新田
G	弓削
H	向島 海田市

表5 講の関係者（『歳書帳』に神号または氏名で記された者）

地区名	記載例	該当者名
須恵A	出社	増吉？
古見A	ごまや ま ん子年	中務坂助
長尾A	出社、 ま ん巳男、丸山巳生男	丸山民五郎
安倉A	出社女	渋谷せん？
同 A	橋本戌年	橋本加賀
同 A	こんや卯年	
吉浦A	信者一ノ	
高屋B	御領 ま ん野尾辰	
同 B	弥吉	土肥弥吉
同 B	勝治郎	藤井勝治郎
西浜B	出社	藤井多蔵？
足守B	津川丑年	
池迫C	丑年 ま ん	
福江C	林金子	金光梅次郎
同 C	福江 ま ん子	金光梅次郎？
林 C	林 ま ん子	金光梅次郎
八浜C	信者	
岡山D	松本 ま ん	松本與次右衛門
同 D	中嶋屋 ま ん	中嶋屋喜惣治
同 D	濱田丁 ま ん巳年	
同 D	浜屋出社	
岡山D	秋山巳	秋山熊吉
同 D	秋山午	秋山甚吉
出石D	ま ん赤山巳年	
同 D	ま ん常亥年	
長利E	金子寅年、本家 ま ん	高畑徳次郎
同 E	金子未年	高畑弥吉
海吉E	湯浅時 ま ん巳	湯浅時太郎
同 E	ま ん丸屋巳年	
北方E	石原銀三巳年	石原銀造
下 E	未年 ま ん	高畑弥吉？
松永H	ま ん浅井	浅井岩蔵
鞆津H	ま ん寅年	
三原H	ま ん合原惣四郎	
尾道H	桶屋 ま ん丑年	
同 H	北国屋午生	藤井吉兵衛
今津H	松永 ま ん	浅井岩蔵

表6 講の関係者（『歳書帳』以外より）

地区名	氏名(典拠)
久代B	は志出幾蔵寅年(一乃弟子改帳)
東安倉A	多三郎辰年(一乃弟子改帳)
高屋B	藤井勝治郎(一乃弟子改帳)
西濱B	藤井多蔵(別冊『金光大神』)
本庄A	樋口鹿太郎(別冊『金光大神』)

V 「講」の中心的人物
「歳書帳」に記された「講」には、その「講」の信仰的リーダーとしての立場にあったと考えられる人物のいたものが多い。例えば「一乃弟子」、「~~ま~~ん(信者)〇年」、「金子」というようなものは、いわゆる篤信者を表す記載例と考え

る。「歳書帳」に記された「講元」の場合、表4に示したように、記事から判明する「講元」の干支が、毎回異なる場合がほとんどであることから、その「講」の中心的人物がその役を果たしている場合よりも、交替制の当番的なものであった場合の方が多いと考えられる。

られるが、このような篤信者の記事が、その同じ地区の「講」の記事と共に認められる場合(例6)、その篤信者が、「講」の中心的存在であつた場合があると考えられる。表5に、それぞれの地区の神号を与えられた人物の記事と、それに対応する人物名を、また、神号は与えられていないが、氏名などで「歳書帳」に記されている者についての記事と人物名を示した。また参考として、「歳書帳」以外を典拠として、「講」の中心的人物が判明する「講」を、表6に示した。この表によれば、こういった人物を擁していた地区は、二四地区に及び、全講数の四分の一以上にのぼる。

例6

志ん

一岡山丸龜丁未年

一同町講中十人代

一同 寅年

家内安全

(M. 5 6 / 6)

VI 「講」の結成について

例7は、「講」を結んで信心を始めることを、金光大神に願ひ出た記事と見てよい。この事例に見られる「付」という語は明治七年以降の「歳書帳」に随時認められることから、「天地書附」を下付したことの略記としての「付」と考えられ、この記事は、「講」を始めるに当たって、「天地書附」が下げられたことを示している。この「天地書附」を目当てにして信心を進めたことが推察される。

例7

一邑久郡下山田村巳男

付講はじめ願

(M. 13 2 / 8)

VII 講員の数と「講」の展開過程について

「講」についての記事の中には、人数の記載が見られるものが多い。この人数は、「講」の構成員の数を示していると考えてよい。この人数をそれぞれの「講」について調べていくことによって、その「講」の活動の展開の一面を捉えることができよう。

池迫(C)には、「願心講」、「一心講」と名づけられた「講」があり、ほとんどの場合、講名と共にその人数が記され

表7 池迫の講員数の変化

年(明治)	3	4	5	7	8	9
願心講(人)		11⇨11⇨	11⇨11⇨11⇨	12⇨11⇨11⇨	12⇨12⇨12⇨	12・7⇨
一心講(人)	14⇨	15⇨15⇨15⇨	15⇨ 17⇨	18⇨18⇨	18⇨17⇨	18⇨ 17⇨

10	11	12	13
7⇨12⇨12⇨	12⇨ 12⇨	12・8⇨12⇨	12⇨ 19
16⇨18⇨16⇨16⇨	16⇨21⇨16⇨16⇨	17⇨ 17⇨17⇨	37⇨ 19⇨22⇨22

表8 南方の講員数の変化

年(明治)	8	9	10	11	12
南方の講(人)	11⇨23⇨	23⇨23⇨23⇨	21・22⇨13⇨11⇨23⇨	12・15⇨11⇨13⇨14⇨	14⇨12⇨12⇨

13
12⇨12・12・12⇨12⇨12⇨13

ている。この地区についての記事をまとめてみると、「願心講」と明記されているものから分かるその人数は、一一〜一二人であるのに対し、「一心講」と明記されているもののそれは、一七〜一八人である。この両者の人数の差は、かなりはつきりとしていることから、「講」の名が記されていなくても記載された人数を調べることによって、ほとんどの場合、いずれの「講」の記事であるのか、判断することができる。こうした判別をした上で、それぞれの「講」の人数の変化を示したものが表7である。この表からすると、「一心講」は年々わずかながら、構成員を増やしているのに対して、「願心講」は二人以上構成員が増えていないことが分かる。しかし、明治九年一月の「願心講」の記事を見ると、「新講七人」と記されており、「願心講」から新しい「講」が独立していることが窺える。このことは、「願心講」と「一心講」が同一地区にありながらも、「講」の拡大過程が異なっていたことを示していると言えるよう。「願心講」のように、一つの「講」から新たな「講」が生まれ、その活動が広がっていくという例を、南方(E)の「講」に見ることができる。表8に南方の「講」の人数の変化を示した。これによれば、この「講」は、初め二〇人余りの「講」として

記載されているが、明治一二年以降、一二人からなる「講」として記載されるようになり、明治一三年一月の記事では、一二人から成る三つの「講」が、それぞれに代表者を立てて参拝してきている。このことから、南方の「講」は、はじめ二〇人余りであったが、その構成員の増加に伴って、いくつかの「講」に分裂・独立していったと考えられる。その他、北方^{きたがた}(E)の「講」においても同様のことがいえる。

また、「一心講」のように、単純に構成員が増加している例が、長利(E)、海吉^{みよし}(E)の「講」に見られる。それぞれ「講」の記事に認められる人数の変化を表9に示した。これによれば、長利では、初め一つの「講」として記されているが、明治七年頃になると、明らかに異なる二つの「講」として記されるようになり、年々人数が増加し、それぞれ最高八〇人、一一八人にまで規模が拡大した様子が分かる。また、海吉の「講」も、明治一〇年に一六人であった構成員が、一三年には四〇人にまで増加している。

VIII 複数の「講」があった地区

同一地区に、二つ以上の「講」があったことが、記事の内

表9-1 長利の講員数の変化 ※明治5年はAとBの判別が不可能であるため中間に示した。

年(明治)	5	7	8
長利の講A(人)		56⇨57⇨58⇨61⇨	64 ⇨67 ⇨70 ⇨77 ⇨
長利の講B(人)	15⇨22⇨27⇨29⇨40⇨	84⇨84⇨88⇨94⇨100 ⇨100 ⇨	102⇨103⇨103⇨105⇨105⇨
	9	10	11
	67 ⇨67 ⇨71 ⇨71 ⇨	71 ⇨71 ⇨ 75 ⇨75 ⇨	75 ⇨75 ⇨75 ⇨75 ⇨
	107⇨107⇨108⇨108⇨	112⇨115⇨115⇨116⇨116⇨	106⇨116⇨116⇨117⇨117⇨
	12	13	
	76 ⇨77 ⇨	77⇨ 77 ⇨78 ⇨80 ⇨80 ⇨80	
	117⇨117⇨117⇨	118 ⇨118⇨	118⇨108

表9-2 海吉の講員数の変化

年(明治)	10	11
海吉の講(人)	16⇨19⇨20⇨21⇨19⇨19⇨22⇨22⇨23⇨24⇨	27⇨28⇨28⇨20⇨28⇨30⇨30⇨28⇨28⇨28⇨
	12	13
	28⇨34⇨34⇨34⇨36⇨38⇨37⇨37⇨37⇨38⇨	37⇨35⇨37⇨36⇨37⇨37⇨37⇨40⇨38⇨40⇨40⇨40

容から分かるものがある。例えば、先に述べた池迫(C)、南方(E)においては、二つ、ないしは三つ、長利(E)においては二つの「講」が存在したことが分かる。また、この他、丸亀町(D)、北方(E)、坂根(F)、尾道(H)、松永(H)の各地区には、一地区内に相互関係を持つ複数の「講」が活動していたことが窺え、大谷(A)、岡山(D)、米田(当麻)^⑩、西大寺(E)、小豆島(F)、向島(H)、福山(H)の各地区には、それぞれ独立した複数の「講」が活動していたことが窺える。

IX 「講」どうしの関係

「歳書帳」の記事が並列で認められたり、同じ日に認められる場合、同じ地区の記事はもちろん、異なる地区の記事でも、何らかの関係を予想することができる。例えば、前述した長利(E)の二つの「講」については、中心的人物どうしが本家と分家という関係にあり、また、「歳書帳」の記載例の大半が並列して記されていることから、共に参拝するなど、互いに密接な関係を取り合っていたと考えられる。さらにこの長利の「講」の記事は、米田(E)、当麻(E)、下(E)、神下(E)からの参拝者の記事としばしば並列で認められることから、それぞれの地区の「講」とも、何らかの関係があったことが窺える。

また、石原銀造は、北方(E)の「講」の記事中のみならず、海吉(E)の「講」の記事中にも登場する(M・11 3/11)。このことから、銀造を仲介人として、北方の「講」と海吉の「講」は何らかの関係があったと考えられる。そしてまた、銀造についての記事に連なって宍甘(E)についての記事が認められることから(M・11 8/21)、宍甘の「講」との関係も窺える。

この他、「講」が集中していた児島半島方面(C)の「講」どうし(池迫、八浜、田井、林、福江など)や、上道地域(E)を中心とした「講」どうし(円山、神下、福泊、海吉、福富など)も何らかの関係があったこと、また、備後地域(H)の、松永―福山、松永―尾道、松永―今津、尾道―向島、三原―荻路、今津―惣神地、といった、それぞれの地区の「講」どうし

が関係していたことなどが、「歳書帳」の記され方から推測される。

以上、羅列的に「歳書帳」の記事から窺える諸点を述べてきた。これらの諸点、特に、「講」の構成員の数、参拝の形態、中心人物や講元の有無、各「講」・各地区どうしの関係といった諸点は、「講」の実態の一面を反映していると考えられる。また、これらの諸点は、互いに独立した関係であったり、従属した関係であったりして、より一層多様性をもつと推測され、そこからは、「歳書帳」に記された「講」の実態の多様性が窺われるのである。

三、「講」の活動の実際

ここまで、「歳書帳」の記事から窺える諸点を整理し、そこから明らかになる明治期初頭(明治二―三年)における「講」の実態についてまとめてきたが、本章では、いくつかの地区の「講」を例にとり、「歳書帳」から得られる情報をさらに詳しく紹介しながら、「歳書帳」以外の資料、特に「民間信仰に関する調査」の成果によって明らかにしよう点を加え、その実態に迫ってみたい。

〈事例 I〉 北方(現岡山市上道北方)の講——習俗的性格の強い講——

北方は、岡山市の北東の端に位置するおよそ七〇戸(文化年間^⑧)の集落で、以前この地区は東組・西組・上組の三つの組内に分かれていた。現在でも、ほとんどの家が農業で生計を立てている。

「歳書帳」には、この地区の「講」について、明治八年から一二年にかけて計六件の記事が認められる。それによると、この地区の「講」は、はじめ二三人の一つの「講」として「歳書帳」に記されているが、明治九年四月になると、



写真1 金神講の厨子

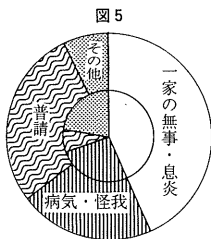
「西講」と「東講」という、それぞれ二人ずつの二つの「講」として記される。そして、明治一二年の記事には再び三三軒による一つの「講」として、代表が参拝してきたことが記されている。三三軒といえ、当時のこの地区の戸数の、半分以上に当たる。

この地区の住人には石原銀造（天保四〜明治四三）がいたが、銀造は、この地区の「講」と関係を持ちながらも、中心的存在であった様子はなく、「講」以外の参拝者と共に参って来ている記事が見られることから、個人的な信仰活動も行っていたことが窺える。

また、「歳書帳」の北方に関する記事（「講」以外についての記事も含む）によって、

この地区からの参拝者の願い事として、普請に関するものが極端に多いことが分かる。図5に、この地区からの願い事の種類と割合を、「歳書帳」から窺える全体的な願い事の傾向と対比して示した。このことから、この地区において

は、この時期、普請のこと及び日柄方角に関する問題が生活の中で大きな問題となっていたことが窺われ、それに関わる習俗的な信仰の土壌が培われていたことが察せられる。北方には、第二次大戦後になっても、「金神」という屋号の石原銀造の子孫の家があり、方位家も存在し、また「コンガラサマ」^⑤と呼ばれる巫女を三代にわたって継承していた家もあった。現在



願い事の割合 (%)

	安全	病氣	普請	その他
全体	45.8	24.9	7.2	22.1
北方	46.5	19.2	28.8	5.5

※内側の円が「歳書帳」全体、
外側の円が北方を示す。

この地区の信仰状況も、「歳書帳」から窺える信仰状況の延長線上にあることが窺える。

この地区においては、現在も金神講が形を留め、五戸の間で毎月の当番を決め、金神講の厨子(写真1)を回している。その金神講の厨子は、幅約二〇センチ、高さ約三〇センチのものであるが、この厨子については、「この中を開けると目がつぶれる」という言い伝えがあり、最近までは誰も開けたことがなかったと言う。この厨子の中には、ひどく傷んだ紙の御幣と、金光大神直筆の「天地書附」が納められていた。この金神講は、昭和三〇年頃まで次に示すような形式で活動をしていた。金神講を構成する家は、この地区内の任意の一二軒以内の家で、毎年一二月にくじを引いて次の年の各月の当番を決める。当番の家では、一カ月の間、金神講の厨子を床の間に祀り、月に一度の集まりの世話をす。金神講の集まりは毎月九日の夜で、その集まりでは、まず、構成員の中の先達が中心となって御祈念をし、その後、用意されたお膳で食事をし、雑談的な話を尽きるまでする。金神講に加わるための資格として血縁的・地縁的な制約はなかったということであるが、現在残っている構成員が所属する組を調べてみると、東組と上組の家だけで、西組の家は一軒もない。

この地区に今もある前述の金神講は、以下に述べる理由から金光大神在世中に結成、もしくは再構成された講と考えてよいだろう。

- (1) 北方に在住する古老の話によると、講を始める時は、始める時点でお札を頂いてきて厨子に納めるのが通例であった。
- (2) 「歳書帳」によれば、明治九年から一三年にかけて合計八枚の書付がこの地区からの参拝者に下げられている。^④
- (3) 現在の金神講の厨子に金光大神直筆の「天地書附」が納められている。
- (4) 金神講の毎月の集まりが金光大神の「ご縁日」である九日に開かれていた。
- (5) この金神講が東組と上組の家によって構成されている。

つまり、この地区の金神講は、「歳書帳」の記事に出てくる北方の「講」のうちの、「東講」の流れを汲むものと考えられるのである。

北方には、金神講の他にも、伊勢講、大師講、山上講、金毘羅講、大山講、荒神講、多賀様、木野山様、柄の祇園様といった講があるが、いずれの講も、各講員が輪番で厨子の守りをし、月に一回の集まりをする、という基本的な活動は金神講とほとんど同じで、お膳の内容や祈念詞が異なる程度である。例外として、構成員に地縁性が強い大師講、年齢・性別の制限がある山上講がある。この地区の金神講は、これらの講の一つとして今日まで存続してきたのである。この地区にとつて講は、信仰活動の場としての、またコミュニケーションの場としての働きをしてきたと考えられる。明治二〇年の「神道金光教会講社 第六番教区长利組署名簿」によれば、この地区の者のうち、一七世帯七六名がこの名簿に名を連ね、神道金光教会の信徒として登録されている。このことは、明治二〇年当時、この地区の者たちが、「長利組」の一員として神道金光教会の信者として名を連ねながら、地元においては講を結んで信心をしていたことを示している。

〈事例 Ⅱ〉 長利（現岡山市長利）の講——中心者の下に結ばれた講——

長利は、岡山市東部に位置する戸数約八〇戸（文化年間）の集落であった。この地区の篤信者、高畑弥吉（文政六〇）^⑤と金光大神との関係を示す最も古い資料は、弥吉宅に現在も保管されている金光大神直筆の三枚の書付である。これらの書付はいずれも金光大権現時代（元治元～明治元年）のもので、弥吉はこの時期に、「一乃出し」、「金子明神」、「金子大明神」といった称号を授与されていたことが、この書付の内容から分かる。また、これとほぼ同じ時期に記された「神号帳」（慶応四年）にも、「金子明神」として弥吉の名が記されている。そして、それに続く資料が「歳書帳」で、弥吉と推定できる人物が明治二年三月に「備前長利村金子」として初見され、以後、毎年数回の記載がある。「講」

として「歳書帳」に初めて記されるのは明治四年からで、この頃から弥吉を中心とする集団が、「講」と称するようになったと考えられる。これ以後、弥吉を中心とする「講」は、その構成員を増やしつつ、高畑徳次郎（天保元〜？）を中心とするもう一つの「講」と共に、活動を展開していったのである。

「歳書帳」によれば、弥吉を中心とする「講」についての記事の中には、弥吉以外に神号を授与された篤信者は認められない。さらにこの「講」の構成員の増加は、明治五年から七年までのわずか二年の間の急激なもので（表9-1-1参照）、「ご発行」ともいふべき様相を窺わせる。また、弥吉の「講」についての一連の記事の中に、おむだら米田、下、神下などの長利近辺の地区についての記事が認められることから、これらの地区と何らかの関係を持っていたと考えら

れる。さらに弥吉宅には、明治七年と明治九年の講名簿が保管されているが、これらの講名簿⑧によれば、その構成員が、児島、邑久、西大寺など、かなり広い範囲にわたっている。

写真2 高畑家の社

弥吉宅は、弥吉が押んでいた間口一間ほどの社（写真2）が弥吉在世中のままの形で現在も残されているなど、当時の面影を止めている。その社の中には、前述した金光大権現時代の金光大神直筆の書付三枚に加え、金光大神直筆の「天地書附」も十数枚保管されている。また、同宅には、弥吉が記したと思われる御祈念帳の断片らしきものや、金光大神から伝えられたと考えられる御祈念詞の写しが残されている。また、金光大神に関わる資料のみならず、吐普加美講（禊教）の小社長の辞令（明治七年五月）や神具をはじめとして、天照皇大神、大黒天、黒住、布施神社、金毘羅、耳岩大明神などに関わる、弥吉時代のものと思われる掛け軸、許状などが残されている。また、長利の氏神、布施神

社のこま犬の奉獻者名の中にも弥吉の名前が残されている。こうしたことは、弥吉の信仰活動が、日本の伝統的な信仰の特徴として見られる、いくつかの信仰が同時に併存するといったものであったことを推測させる。

弥吉は、明治一八年、神道金光教会設立に伴って、円山支所設置を願い出たが、他にも数名の志願者がいたため受け入れられず、結局、円山支所は佐藤範雄を教会長として認可された。そこで弥吉は、「第六番教区長利組」を組織してその講長となり、それにしたがって、弥吉の講は神道金光教会の組織に組みこまれていったと考えられる。

この地区のもう一つの「講」、徳次郎を中心とする「講」は、弥吉の「講」と関係を持ちつつ活動をしていったと思われる。両「講」の関係は、徳次郎と弥吉が本家・分家という関係にあったこと、明治七年から九年にかけてほとんど同日に二つの「講」の記事が「歳書帳」に認められ、一緒に参拝してきている様子が窺えることなど、その関係の深さを窺うことができる。

徳次郎が「歳書帳」に神号で記されるのは、明治七年以降、長利の「講」が二つの「講」として記されるようになってからである。徳次郎と弥吉を区別するため、徳次郎については「本家」または「寅年」と付記されている。徳次郎を中心とする「講」についての記事には、弥吉を中心とする「講」と同様、徳次郎以外に篤信者を示す記事はない。また、「講」の構成員の増加の様も、弥吉の「講」のそれと類似している。さらに、徳次郎宅には、古い社と神道金光教会時代の掛け軸が残されており、徳次郎が明治二三年には教導職候補に任命されていることなどから、神道金光教会の組織に加わっていたことも予想されるなど、金光大神没後の「講」の活動の展開も弥吉のそれと類似していたと思われる。

このように、「歳書帳」から窺える姿やそれ以後の講の活動などからすると、長利の二つの「講」は、それぞれ徳次郎、弥吉という強力な中心者の下に結成され、活動を続けてきたものと考えられ、中でも弥吉の「講」は、東は邑久、西は児島におよぶ広域的な集団であったと考えられる。

長利の「講」と性格が類似していると思われるものに海吉（現岡山市海吉）の「講」がある。この地区は、約一六〇

戸（文化年間）の集落であった。この地区の「講」が「歳書帳」に初めて記されるのは明治一〇年のことで、それ以後は、ほとんど毎月、代表者数名についての記事がある。これだけ確実に毎月記事が認められる「講」は他に例がない。また、この「講」は長利の「講」と同様に、分裂することなく一六名から最高四〇名までその構成員が増加しており、「歳書帳」に記されている「講」の中では、長利に次いで多人数の「講」である。

海吉の「講」の中心的人物の一人に、湯浅時太郎（天保四～明治三八？）がいる。湯浅は、明治一八年、神道金光教会設立の際、円山支所設置を出願しているが、他にも高畑弥吉をはじめ数人の出願者があり、認可されなかった。しかし湯浅は、明治三三年に神道金光教会豊原支所派出金山小教会所（後の西大寺教会）の常任教師に任命されており、海吉の「講」が、西大寺教会の前身の働きを果たした可能性が窺える。

〈事例 Ⅱ〉 池迫（現玉野市八浜町波知）の講——代参講——

池迫は、児島半島のほぼ中央に位置し、戸数約四〇戸（文化年間）の集落であった。この地区には「願心講」、「一心講」という二つの「講」があったことは既に述べたが、これらの「講」は、八浜の同信者をはじめとして、隣接する庄、波知、福浦（かぐら）といった集落とも関係があったことが、「歳書帳」に一連の記事として認められる例があることから分かる。また、池迫からの参拝者の中には、「下ば（下葉の氏子）」、「えん（信者）」という、いわゆる篤信者が何人かいたことも分かる。^②

この地区の「講」についての記事は、その記事内容から三種類に分類できる。その第一は、「講」の構成員の個人参拝を示している例、その第二は、個人の参拝にあわせて「講連中」のことが願われている例、そしてその第三は、「代参〇年」というよ

表10-1 池迫の「代参」の年次変化

年(明治)	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
願心講			1	2	2	1	1	2	2	2	1	14
一心講					3		3	2	2	3	3	16
不明						1			1		1	3
計	0	0	1	2	5	2	4	4	5	5	5	33

表10-2 池迫の「代参」の月分分布

月(明治)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
願心講	6						1		2	5			14
一心講	5	1			5				4	1			16
不明	1			1					1				3
計	12	1	0	1	5	1	0	2	10	1	0	0	33

うに記されている例である。この第三の例は、いわゆる代表参拝を表していると考えられる。これに該当する各年、各月ごとの記載件数を表10に示したが、これらの表から次のようなことが明らかになってくる。すなわち「願心講」は、明治四年以来、毎年一回ないし二回の代表参拝をしており、そのほとんどが一月と九月であること、また、「一心講」は、明治七年以来、毎年二回ないし三回の代表参拝をしており、その参拝月は一月、五月、九月であることが分かる。このように、「願心講」と「一心講」はいずれも定期的な代表参拝をしていたことが明らかである。

池迫に住む古老の話では、昭和二〇年頃までは、この地区に、伊勢講、大師講と共に、「金神講」があったという。これらの講では、それぞれ一つずつ、掛け軸などの神具を入れた箱があり、各月の当番が、その神具を一月預かって守をし、その当番の世話で月に一度、その構成員が集まって食事を共にするといった活動が続けられていた。また、伊勢講と金神講は、定期的に代表者がそれぞれ伊勢と大谷（金光大神広前）に参拝していたという。この古老は伊勢には二度代表参拝したとのことであるが、大谷には参ったことはない、とのこと、早い時期に大谷への代表参拝は途絶えたものと考えられる。「歳書帳」の記事からの情報と古老の話を考え合わせると、第二次大戦前までこの地区で行われていた金神講は、「歳書帳」に記された池迫の「講」の流れを汲むものであった可能性が強い。

大正時代の話ということであるが、この古老は子供の頃、原因不明の病気に罹り、祖母に連れられて近隣の村で金神を拜んでいる人の所へ参り、祈祷してもらって全快したことがあるという。この話から、当時この地区に、金神信仰が根づいていたことを窺うことができる。この古老の祖母は幕末生まれであり、おそらく「歳書帳」に出てくる「講」に接していたものと考えられる。このような金神信仰が根づいた基盤のもとに金光大神の信仰を受けた金神講が結ばれていたのであらう。

池迫の「講」と深い関係にあった近隣の地区、八浜では、数年前まで神道金光教会時代の講社「第一四番教区八浜組」の流れを汲むと思われる講が活動を続けていたことが分かっているが、それぞれの講の関係は明らかでない。

〈事例 IV〉 高屋（現井原市高屋）の講——祭祀集团的性格の講——

高屋においては、元治元年以来、藤井勝治郎（文政四〜？）が中心になって、「金神講」と称した講が結成されていたことが、「金神講諸人用覚帳」（元治元年〜大正五年）という講の経費明細帳が残されていることから分かる。さらにこの帳面からは、この「金神講」について、次のようなことが推察される。

- (1) 一年に一回ないし二回の祭典に類した行事が仕えられていたこと。
- (2) その行事は、「講元」（当番）という役を決めて進められていたこと。
- (3) その行事が、明治一七年以降「祭」、明治三二年以降「大祭」と記されるようになったこと。
- (4) 講の費用で金幣、高張提灯、幕を購入したこと。
- (5) 毎回の行事のために購入した物から、その行事前後に会食が持たれていたらしいこと。

この地区についての「歳書帳」の記事は、明治一二年が最初で、合計してもわずか五例だけであるが、その記事の一つに、藤井勝治郎、土肥弥吉らの名が認められ、この記事と「金神講諸人用覚帳」に記された講員の氏名がほぼ完全に一致することから、「歳書帳」に記された「講」と勝治郎の講は同一のものと考えられる。高屋の講が元治元年頃から成立していたにもかかわらず、明治一二年まで「歳書帳」に「講」として記されなかったことは、この講が参拝に重きをおいていなかったことを窺わせる。

高屋の金神講には、金光大神から金幣を授けられてそれを神体として奉斎していた、という伝承^⑧があり、講会が九月二一日、または二二日という金光大神の「ご縁日」にもたれていたこと、大谷への参拝に重きをおいていないことなどを考え合わせると、この金幣を中心にした祭祀集团的性格の講であったと思われる。

高屋の金神講と同じく、金光大神から下げられた厨子に金幣を納めてそれを奉斎していた、という伝承が残されているものに胡麻屋（現金光町占見新田）の講がある。この講は、中務坂助（文政二〜明治九）が中心になって結ばれていた

が、坂助は、慶応二年、白川家から許状を得て取次にしたがったとされ、また、金光大神直筆の「神号帳」（慶応四年）によれば、「金子大明神」という神号を許されている。この講については、「金光大神御覚書」に「胡麻屋講中、提灯ともしあげ」ともあることから、この講の人々が、祭日には参つて世話をしていた様子を窺うことができる。

以上いくつかの事例を挙げて、「歳書帳」に記された「講」の活動の実際に迫ってみた。ここに取り上げてきた事例は、「歳書帳」に記された幾種かの型の「講」のうちの典型的な例と考えられ、これらの講の実態は、金光大神在世中における信心の広がり的一面を投影していると考えられる。

おわりに

以上、「歳書帳」に記された「講」の実態を明らかにすべく、「講」についての「歳書帳」の記事内容、記事の地域分布・年次変化・月日分布、民間信仰調査の成果などをもとに論じてきた。資料的な制約があり十分とは言いがたいが、金光大神在世中における信心の地域的・形態的広がりとその多様性について、その一端を明らかにし得たと考えている。そこで最後に、本稿を通じて気付かされた問題点、及び問い残された点について述べておきたい。

まず第一の問題であるが、取り上げる講の概念規定の困難さが挙げられる。一般に、講には、実に多種の名称のものがある。そして、その活動は、時代の変化に対応してその形態を変えることによって、今日までその活動を継続してきている。したがって、講の研究をする場合、講の概念を規定することが非常に困難である。本稿においては、「歳書帳」に記された「講」という規定の下に論じてきたが、この規定にも問題がある。例えば、金光大神がどういった集団に対して「講」と記したか、と考えた時、(1)参拝してきた者らが自らを「講」と称した場合、(2)参拝者が「講」と称してい

なくても、金光大神が「講」と判断した場合、の二つが考えられるが、さらに「歳書帳」に「講」と記されていない場合、集団で参拝してきた記録が残されていたり、代表者が参拝してきた記録が残されている場合などの中にも、講として活動し、参拝してきた事例があつたかも知れない。こういった点を考えれば、本稿で紹介してきた事例は、講による金光大神の信心の広がりの中の一部であつたと考えるべきであろう。現に、「歳書帳」以外の資料から、黒崎新屋敷（現倉敷市玉島）^{②③}、道木（現金光町占見新田）^{②④}、藤戸（現倉敷市藤戸町）^{②⑤}などの各地区に講が結ばれ、金光大神の信心が営まれていたことが分かるのである。

第二の問題点として、「歳書帳」の性格上、参拝した者について、その全てが記されているとは言い難い、という点が挙げられる。例えば、直信と呼ばれる人たちの初参拝の期日は、白神新一郎を除いて伝承と一致しない。また、「講」について例を挙げると、五幡（現岡山市光津）から、明治八、一一、一三年の各年に、「講社」と称して大谷へ参拝してきたことが光政教会関係資料の記録に残っているが、これに該当する記事は「歳書帳」には認められない。このことは、金光大神がどういった場合に「歳書帳」に記したか、という基本的な問題であり、「歳書帳」を基礎資料にしての研究がなされる場合は必ず問題となつてこよう。

これまで、取次の作用によって成立し、かつ展開していく布教集団（取次集団）を「出社」と称し、この「出社」と対比されることよつて、講という集団は、本教的な布教集団ではないとされてきた。「出社」という語は、「歳書帳」の中にも散見するが、その記され方は「一乃弟子」をはじめとする神号の記され方とほぼ同様である。また、明治三年九月の「出社神号差し止め」という藩庁からの指令に従い、明治四年以降の「歳書帳」においては、神号が一様に「信者」、「おん」などと記されるようになるが、これと同じ時期に「出社」という語も認められなくなる。これ以後、「出社」に該当する語は、「信者」、「おん」という語以外には見当たらないのである。これらのことから、「歳書帳」においては、「出社」という語が、集団としての「出社」ではなく、「一乃弟子」などと同様、ある個人を指し示す語として用

いられていたと考えられる。現在「出社」という語は、「親教会」に対する「出社」というように、教会の成立過程における親子関係を示す語、つまり「教会」を示す語として用いられている。「出社」を取次集団と捉えた背景には、この「教会」のイメージがあつたのではなからうか。こういった意味からも、本教において講の果たしてきた意味、「出社」の意味を問い直す必要がある。今後の研究に待ちたい。

「はじめに」で触れたように、本教では、結界取次が布教の根源形態とされ、布教が展開されてきている。しかし、金光大神の生きた時代に遡ってみれば、「金神」と呼ばれた祈禱者たち、「出社」と呼ばれた篤信者たち、出歩いて教えを広めた者たち、そして講を結んで信心を語り合った人々、といった様々な形態があつたのである。こういった様々な形態の広がりを知る時、結界取次を根源形態とする布教形態の意味について、改めて問い直していくことも重要と思わされる。

(前教学研究所員)

注

- ① 以下に示す論文において、明治期初頭における講形態の布教について述べられている。田淵德行「岡山県以東地区に於ける教祖時代の伝道状況―備前布教史研究第一回中間報告―」「金光教学」第四集、徳永篤孝「山口県東部初期布教について―第一回中間報告―」「金光教学」第五集、橋本真雄「出社の成立とその展開(上)、(中)」「紀要『金光教学』」第4、5号、山田実雄「神道三柱教会の成立と崩壊」「紀要『金光教学』」第18号。
- ② 「広前歳書帳」とは、いわゆる「教祖御祈念帳」と目される帳面で、その概観については小関照雄「『広前歳書帳』(教祖御祈念帳)について」紀要『金光教学』第27号にまとめられている。この帳面は、明治二年から一三年(明治六年は欠本)についてのものが残されており、金光大神がその広前へ参つてきた者について、地名、干支、性別をはじめとして、願い事、供物などを記したものである。
- 同論文中には、「講」について、記載例、初出する年別にまとめた「講」の所在した地区の一覧表(表14)をはじめとして、

その概観についてまとめられている。「一覧表については若干の訂正の必要があり、訂正したものを別表1に示した。

- ③ 昭和五九年度から当所が行ってきた「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」を、昭和六一年度以来、「民間信仰に関する調査」と名称を改めて今日まで実施してきている。本稿において用いた調査成果の調査期日と調査地は次のとおり。

(1) S・62・8・13 井原市高屋

(2) S・62・10・21 岡山市上道北方・同市長利

(3) S・62・12・3 岡山市上道北方

(4) S・63・7・22 玉野市八浜町八浜・同市同町波知

- ④ 「講」という文字が用いられている記事の中には、例外的に集団としての「講」を示していないものがある。例えば、「一講元丑年男」(M・2・1/17)に記された「講元」は、「河本」(御野)という地名を示していると考えられる。このように「一」に統一して記されているものは、すべて地名と見做して、「講」の記事から除外した。

- ⑤ 小関照雄前掲論文二二四～二二六頁参照。「講」についての記載件数の分布と「歳書帳」全体のそれとを比較するため、小関照雄前掲論文の表(3)、同表(4)から得られる「歳書帳」の記載件数の値を用いた。

- ⑥ 小関照雄前掲論文二二四～二二六頁参照。

- ⑦ 小関照雄前掲論文二二四～二二六頁参照。

- ⑧ 「金光大神御理解集」I市村光五郎の伝え1―35参照。「九日十日が金光のご縁日ぞ。二十一日二十二日が金神様のご縁日ぞ。……」という伝承から推察される。

- ⑨ 小関照雄前掲論文一四二～一四六頁参照。

- ⑩ 平凡社編『岡山県の地名』参照。明治八年、当麻村は岩間村と合併して米田村となった。しかし、「歳書帳」においては、当麻村と米田村が区別されて記されており、それぞれの地区について「講」の記事がある。

- ⑪ 平凡社編『岡山県の地名』参照。各地区の戸数については、文化年間の「岡山藩領手鑑」に記されている戸数を参考にした。

- ⑫ 小関照雄前掲論文一三七～一四一頁参照。

- ⑬ 中山薫「コンガラ考―備前における巫女の存在形態―」、『日本民俗学』第一三五号参照。備前に特有の巫女の呼称。

- ⑭ 「歳書帳」によれば、書付が下付された枚数と期日は、次のとおり。

3枚(M・9・1/10)、1枚(M・9・12/12)、1枚(M・11・11/15)、2枚(M・12・11/20)、1枚(M・13・1/3)

- ⑮ 高畑弥吉については、田淵德行前掲論文一三八～一四〇頁に紹介されている。

- ⑯ 「明治七年 月参講連名記帳」、「明治九年 月参講連名記帳」参照。(高畑弥吉関係資料1、2)

- ⑰ 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻一六〇頁参照。

⑱ 次に示すように書かれた掛け軸が残されている。これと同様のものが井原市高屋の金神講でも保管されている。

<p>月乃大神 日乃大神 産土神 金乃大神</p>

⑲ 「独立前教師名簿」参照。

⑳ 「歳書帳」には、「湯浅時あん巳年」(M. 13 4/20)などと記されている。また、「巳年四十八才」(M. 13 3/26)と記されていることから天保四年生まれと分かる。

㉑ 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻一六〇頁参照。

㉒ 上道郡教育会編『上道郡誌』七三六頁、西大寺教会編『ここからはたらしき—金光教西大寺教会設立八十年記念—』参照。

㉓ 「下ば」とは、金光大神が安政五年に神から与えられた称号「下葉の氏子」の省略形と考えられる。

㉔ 「まん」という神号で記されている者として、藤原文治郎(M. 11 4/25、同8/4)または幾太郎(M. 8 8/10、M. 9 2/5)、藤原嘉市(M. 7 1/19、M. 9 10/23)という名が記されている。

㉕ 藤井繁蔵談。橋本真雄前掲論文(紀要『金光教学』第4号)四〇頁参照。

㉖ 「願主歳書覚帳」参照。元治元年六月二二日に次のような記事がある。

一、黒崎新(屋)敷 講元午年参り

同連中十八組

㉗ 『別冊 金光大神』人物志三二頁参照。「明治の初年に講社『道木組』を(久戸瀬伊勢五郎が)組織した」と記されている。

㉘ 「資料 金光大神事蹟集」一一九九、一二〇一参照。金光大神権現時代の直筆の書付として、「藤戸町金神講」所蔵のものがある。

㉙ 小関照雄前掲論文一三二—一三三頁参照。

㉚ 金光教光政教会編『五幡の金光さま』二九、三一、四〇頁参照。

㉛ 橋本真雄前掲論文(紀要『金光教学』第4号)四一—四二頁参照。

㉜ 神号帳の末尾に「明治三庚午九月朔日、浅尾御召し。二日俣帰宅。社寺御奉行所、出社神号御さし留に相成候」と記されている。

別表1 講の所在地(小関論文表14の訂正)

※○印は新たに加えたもの、△印は初出年を改めたものを示す。

明治2	明治3	明治4	明治5	明治7	明治8
下竹(浅口)	本庄(浅口)	吉浦(浅口)	大谷(浅口)	大崎(児島)	林(児島)
西原(〃)	○須惠(〃)	益坂(〃)	占見(〃)	△出石(御野)	竹田(御野)
長尾(〃)	池迫(児島)	倉敷(窪屋)	福富(御野)	下(上道)	北方(上道)
安倉(〃)	△天城(〃)	興除(児島)		○当麻(〃)	南方(〃)
矢柄(〃)	庭瀬(賀陽)	彦崎(〃)		△坂根(和気)	砂場(〃)
○中新田(〃?)		△田井(〃)			竹原(〃)
矢掛(小田)		長利(上道)			○久保(〃)
追分(〃)		神下(〃)			
園井(〃)		沖新田(〃)			
西浜(〃)		牛窓(邑久)		福山[備後]	
笠岡(〃)				三原[〃]	
久代(下道)			松永[備後]	弓削[美作]	○惣神地?
岡山山下	村名		鞆津[〃]	小豆島[讃岐]	[安芸?]
	無記入[周防]				
明治9	明治10	明治11	明治12	明治13	
○津島(御野)	山手(窪屋)	福江(児島)	高屋(後月)	足守(賀陽)	
△西大寺(上道)	海吉(上道)	倉富(上道)	追川(児島)	東平島(上道)	
	△米田(〃)	円山(〃)	○呼松(〃)	兼基(〃)	
	○神根本(邑久)	福里(邑久)	△茶屋町(〃)	穴甘(〃)	
			政津(上道)	○新田(〃)	
			△長岡(〃)	下山田(邑久)	
			○福泊(〃)		
			○福井(窪屋?)		
尾道[備後]					
今津[〃]					
松山[伊予]	海田市[安芸]	向島[備後]	荻路[備後]	桑[美作]	

別表2 各年ごとの記載件数

別表2-1 A地域(大谷村近辺)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
下竹	5	2	4	5	4	5	5					30
長尾	8	7	3	5	4	1	1			1	1	31
安倉	7	4	3	2	3	1	2	1	2		1	26
中新田	1											1
本庄		1	1									2
須惠		1										1
吉浦			3									3
益坂			1									1
大谷				3		1			1			5
占見				1		1						2
計	21	15	15	16	11	8	9	1	3	1	2	102

別表2-2 B地域(浅口郡周辺)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
西原	6				1							7
矢掛	5	3	3	1						1		13
追分	3	2	2	2	2	1	3	3	3			21
園井	3	2	4	2	6	3	4	3	3	6	6	42
西浜	1											1
笠岡	1											1
矢柄	1	1	1		1							4
久代	3	1										4
倉敷			1		1							2
山手								1				1
高屋										3	2	5
福井										1		1
足守											5	5
計	23	9	11	5	11	4	7	7	6	11	13	107

別表2-3 C地域(児島半島方面)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
天城		3	10	9		1	1					24
池迫	1	14	11	13	6	5	8	6	7	6		77
興除			1	2								3
彦崎			1									1
田井			1	1								2
大崎					1	1	1					3
林						1		1				2
福江								1	3	2	1	7
迫川										1		1
呼松											1	1
茶屋町											1	1
計	0	4	27	23	14	9	7	10	9	12	7	122

別表2-4 D地域(岡山市中心部)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
岡山	3	1	1	1							4	10
丸亀町	1		3	4		1	1		1	5	2	18
庭瀬		1										1
福富				2								2
出石					1	3	3	2	4	3	2	18
竹田						3	2					5
津島							1					1
計	4	2	4	7	1	7	7	2	5	8	8	55

別表2-5 a E地域(上道地域)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
長利T			1	5	8	6	5	9	7	4	10	55
神下			1	2								3
沖新田			2		1							3
下					1	1				1		3
当麻						1		1				2
北方						2	2		1	1		6
南方						2	3	4	4	4	6	23
砂場						1						1
竹原						1	1					2
久保						1						1
西大寺							1			1		2
海吉								11	12	12	13	48
米田									1			1
倉富										2		2
円山										1		1
政津											1	1
長岡										1	2	3
福泊											1	1
東平島											1	1

(5237)

別表2-5 b E地域(つづき)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
兼基											7	7
宍甘											2	2
新田											1	1
長利A					4	4	5	4	4	2	6	29
長利B				5	7	5	5	5	5	3	4	39
計	0	0	4	7	11	14	11	27	27	26	43	170

別表2-6 F地域(吉井川以東)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
牛窓			1	1		1			1		1	5
坂根					1		1	1	1	1	2	7
小豆島					1		2	3		1	3	10
神根本								1	1	1	1	4
福里									1			1
下山田											1	1
計	0	0	1	1	2	1	3	5	4	3	8	28

別表2-7 G地域(岡山県北部)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
弓削						11	5					16
桑											1	1
計	0	0	0	0	0	11	5	0	0	0	1	17

別表2-8 H地域(備後、安芸)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
松永				1					2			3
鞆津				3								3
福山					2	1	4	1	1			9
三原					1	1		1	1	2	1	7
惣神地						1						1
尾道							2	4	2	1	1	10
今津							1					1
海田市								1	2	2	1	6
向島									1	2	5	8
萩路											1	1
計	0	0	0	4	3	3	7	7	9	8	8	49

別表2-9 I地域(その他)

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
周防		1		1								2
松山							1					1
計	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3

別表2-10 総計

年	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	計
総計	48	31	62	64	64	51	52	59	63	69	90	653

別表3 各月ごとの記載件数
(※[.3][.5]はそれぞれ閏3月、閏5月を示す)

別表3-1 A地域(大谷村近辺)

月	1	2	3	.3	4	5	.5	6	7	8	9	10	11	12	計
下竹	5	6		1	6						6	5	1		30
長尾	5	9	4		2	2		1	2	1	3	1	1		31
安倉	4	1	3		2	2	1	3	2	1	3	1	2	1	26
中新田								1							1
本庄	1				1										2
須恵					1										1
吉浦	1	1	1												3
益坂	1														1
大谷	1	1						1	2						5
占見			1			1									2
計	17	13	15	0	6	11	2	4	6	4	12	2	8	2	102

別表3-2 B地域(浅口郡周辺)

月	1	2	3	.3	4	5	.5	6	7	8	9	10	11	12	計
西原	1	1	1			1	1	1				1			7
矢掛	1	2		1	3				1	2	1	2			13
追分	1	1	4		3	4	1			3	2		2		21
園井	7	3	1		2	1		5	3	3	9		4	4	42
西濱											1				1
笠岡													1		1
久代	2								1				1		4
矢柄				1	1				1					1	4
倉敷						1					1				2
山手												1			1
高屋			1			1			2	1					5
福井						1									1
足守	1	1				1					1		1		5
計	13	5	9	0	8	13	1	6	8	9	16	2	12	5	107

別表3-3 C地域(児島半島方面)

月	1	2	3	.3	4	5	.5	6	7	8	9	10	11	12	計
天城	2	2	2		1	2		2	3	3	2	3	2		24
池追	22	4	1		5	9		8	4	3	14	2	3	2	77
興徐	1	1	1												3
彦崎	1														1
田井	1	1													2
大崎	3														3
林	1							1							2
福江	4	1			2										7
追川	1														1
呼松			1												1
茶屋町												1			1
計	35	9	4	1	9	11	0	10	8	6	16	5	6	2	122

別表3-4 D地域(岡山市中心部)

月	1	2	3	.3	4	5	.5	6	7	8	9	10	11	12	計
岡山	1		1		2						1	2	1	1	10
丸亀町	2			1	1	3			1	2	2	4		2	18
庭瀬									1						1
福富					1								1		2
出石	4	1	1			3	1			2	5		1		18
竹田	2	1		1			1								5
津島	1														1
計	10	1	3	1	5	6	1	2	3	5	11	1	5	1	55

別表3-5 E地域(上道地域)

月	1	2	3	.3	4	5	.5	6	7	8	9	10	11	12	計
長利T	2	4	5		9	4			4	8	6	3	6	4	55
神下									1	1	1				3
沖新田			1		2										3
下						1			1				1		3
当麻	1										1				2
北方	1	1		1	1						1		1		6
南方	4		2	1	3	3				2	6		2		23
砂場											1				1
竹原	1			1											2
久保											1				1
西大寺	1										1				2
海吉	3	6	5	1	4	4		2	5	3	5	3	4	3	48
米田														1	1
倉富			1		1										2
円山											1				1
政津	1										1				2
長岡							2				1				3
福泊						1									1
東平島		1													1
兼基					1		1	1	1	1		1	1		7
穴甘		1									1				2
新田								1							1
長利A	4	2		4	3			1	7	2	1	2	3		29
長利B	1	4	5		6	1		4	5	4	2	4	3		39
計	12	13	16	3	21	16	0	4	12	15	28	6	14	10	170

別表 3-6 F 地域(吉井川以東)

月	1	2	3	3	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	計
牛窓			1	3						1					5
坂根	2	2	1	1									1		7
小豆島	3		2	4				1							10
神根本	1	1	1	1						1					4
福里										1					1
下山田		1													1
計	6	4	5	1	8	0	0	0	1	0	2	0	0	1	28

別表 3-7 G 地域(岡山県北部)

月	1	2	3	3	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	計
弓削	2	1	4		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	16
桑													1		1
計	2	1	4	0	0	1	0	1	1	2	1	1	2	1	17

別表 3-8 H 地域(備後、安芸)

月	1	2	3	3	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	計
松永	1				1		1								3
鞆津	1				1					1					3
福山	2	1			1	2			2			1			9
三原			5	2											7
惣神地												1			1
尾道	3	1	1						3		2				10
今津											1				1
海田市					1		1			3	1				6
向島	2				3					1	1	1			8
荻路								1							1
計	5	5	7	2	5	4	0	2	6	1	8	2	2	0	49

別表 3-9 I 地域(その他)

月	1	2	3	3	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	計
周防					2										2
松山					1										1
計	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

別表 3-10 総計

月	1	2	3	3	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	計
総計	100	51	63	8	65	62	4	29	45	42	94	19	49	22	653

別表4 各日ごとの記載件数

別表4-1 A地域(大谷村近辺)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
下竹								1													2	18	5	2	1	1					30
長尾	2	1	3				1	1			1	1			1						1	7	6	2	3				1		31
安倉			1		1		1				1											12	4	3		2			1		26
中新田	1																														1
本庄					1																		1								2
須恵				1																											1
吉浦																						2	1								3
益坂																							1								1
大谷									1					3			1														5
占見															1								1								2
計	3	1	4	1	2	0	2	2	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	0	0	3	39	19	7	4	3	0	0	2	0	102

別表4-2 B地域(浅口郡周辺)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
西原	1		1											1				1			1		1			1					7
矢掛			2						1	3			1		1			2			2			1							13
追分		1	1	1			2	2	1	1			1	1	1	1					2	3				2		1			21
園井	2	2	2			3	1	1	1	4			3	1	1	3	1	1	1	1	9	4			1						42
西濱																						1									1
笠岡																							1								1
久代	1		1											1							1										4
矢柄				1	1														1										1		4
倉敷															1											1					2
山手																													1		1
高屋							1								1							1					1	1			5
福井													1																		1
足守		1										1				1	1				1										5
計	4	4	7	2	1	3	4	3	3	8	0	1	6	2	5	6	3	2	4	4	14	8	2	0	2	4	1	2	1	1	107

別表4-3 C地域(児島半島方面)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
天城			4		1			1	1			1		1	1	2	1		1	1	2	2	1	1	2				1		24	
池迫	4	3	4	2	1	1	1	4	3	2	2	4	1	2	3	3	3	4	1		5	2	7	1	5	4	2	2	1	77		
興除											1		1															1			3	
彦崎					1																										1	
田井				1				1																							2	
大崎																					3										3	
林															1												1				2	
福江		1		1					1	1			1				1				1										7	
迫川								1																							1	
呼松		1																													1	
茶屋町																						1									1	
計	0	5	8	4	5	2	1	2	7	4	2	5	4	3	4	6	4	4	4	5	2	6	8	3	8	3	5	4	4	3	1	122

別表4-4 D地域(岡山市中心部)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
岡山	1					2	1	3										1						1	1						10
丸亀町	2	1	1		2				1	1			1						1		2	3	1			1			1		18
庭瀬				1																											1
福富								1													1										2
出石	1				1	1	1		2	2					1	1	2	1	1			1	1				1	1		18	
竹田	1																			1	1					1		1		5	
津島				1																											1
計	5	0	1	3	1	5	1	2	6	1	2	0	0	1	0	1	1	3	2	2	4	4	1	2	1	2	0	2	1	1	55

別表4-5 E地域(上道地域)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
長利T	3		2	1	2	1	1	2	1	2	1		1	2	3	3	1	4	3	4	1	5	2	2	1	2	1	2	1	1	55
神下																								2					1		3
沖新田							1						1		1																3
下								1					1																1		3
当麻									1																					1	2
北方							1	2							1			1						1							6
南方	1	3	2				1	2	3				1						1				1	2		1		1			23
砂場													1																		1
竹原						1							1																		2
久保										1																					1
西大寺											1																			1	2
海吉	3	1	2	1		3	3		4	1	1	3	1	1	3	3	3	4	3	1	1			3		1	1		1	48	
米田																1															1
倉富					1													1													2
円山																	1														1
政津	1								1																						2
長岡					1								1							1											3
福泊																			1												1
東平島						1																									1
兼基	1																			1	1	1	1	1				1			7
穴甘																							1				1				2
新田			1																												1
長利A	2		2		2	1		2	1	2	1			1	2	3	1	2	2		1	1		1	1	1	1			29	
長利B			1	1	2	1	1	2	1	1	1			2	2	2			3	1	3	1	5	2	1		1	1	2	1	39
計	9	4	7	2	4	6	7	5	12	4	3	4	7	3	9	7	8	11	9	6	3	8	8	5	2	4	4	4	4	1	170

別表4-6 F地域(吉井川以東)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計		
牛窓									1					1		1											2				5		
坂根	1	1					1					1			1				1						1						7		
小豆島					1					1			2			2	2					1						1			10		
神根本												2										1								1	4		
福里		1																													1		
下山田								1																							1		
計	1	2	0	0	1	0	1	1	1	1	0	3	2	1	1	3	2	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	2	1	0	1	0	28

別表4-7 G地域(岡山県北部)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
弓削						1				1	2	2			1	2	1				1		1	1	1	1			1	16	
桑				1																											1
計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	2	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	17

別表4-8 H地域(備後、安芸)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
松永																			1		1			1							3	
鞆津								1							1	1															3	
福山								1		1			1		1							1						1	2	1	9	
三原								1		1			1								1			2	1						7	
惣神地																			1												1	
尾道							1	1	1				1				1		1		2	1						1			10	
今津									1																						1	
海田市					1		1															1					1	1	1		6	
向島			1			1					1			1						1		1				1			1		8	
萩路																												1				1
計	0	0	1	0	0	2	0	4	2	3	2	0	1	3	2	1	1	1	3	0	5	3	0	3	1	1	2	3	4	1	49	

別表4-9 I地域(その他)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
周防																				1									1			2
松山	1																															1
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3

別表4-10 総計

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
総計	23	16	28	13	14	19	16	19	32	22	12	14	23	16	22	26	21	23	25	14	36	72	33	26	15	22	13	16	16	6	653

金光教典楽史に関する断章

萩原光

はじめに

明治三十五年(一〇二九)四月一日、「典楽部規則」が施行された。それは、後に、本教の祭典における奏楽の独自の様式として徐々に形を整え、定着していく、「典楽」と呼ばれる音楽の枠組みとその枠組みによる奏楽の制度的な出発点となるものであったと言える。この規則制定の背景には、金光大神帰幽の前後に始まる断続的な奏楽の営みがあった。

その最も初期の事例としては、明治十三年(八八)七月十六日の森田八右衛門の帰幽に際し、「近所の子供等を集め、管長(金光萩雄)手製の箏、横笛にて十日の宵祭」を行ったという伝承が挙げられる。次いで明治十六年(八三)、金光大神の葬儀に際し、佐藤範雄は黒坂昌芳を通じ、大江村池田金五郎、谷本、猪木、大塚の四人の楽人に奏楽の依頼を行った。さらに、神道金光教会の時代に入ると、明治二十年(八八)の教祖五年祭に、麓支教会所(現、平安教会)の中野米次郎が、小倉萬吉、長谷川虎次郎の二人の楽人を派遣した事例や、二十一年の教祖大祭において山本正三(一二五)や尾原音人(当時は音吉)明治三十七年頃、音人と改名。七三一四一)が吉備楽による奏楽を行った事例などが認められる。吉備楽が本

教の祭典に定着しようとする兆しを見せるのは、その少し後のことである。

明治二十三年(九〇)四月の大祭に参拝した小林岩松(六八)に対し、佐藤範雄は、「何と此の道にも楽があればよいのう、がくはがくでも、吉備楽の楽ぞ。黒住教などやっている」と語ったという。「他所にある位ならやりましょう」と答えた小林が、急遽、楽人を募って準備を進め、同年十月の大祭において吉備楽による奏楽を行ったところ、祭典に厳粛さが加わると好評を博し、本部関係者の間にも奏楽の必要性が認識されることとなったと伝えられている。その後、小林は、大教会所や近隣の教会を中心に、明治二十六年(九三)まで吉備楽による奏楽や奏楽者育成の活動を続けた。⑤後に佐藤が、「その昔、藤井廣武じやの、これの親(藤井駒次郎)だの、山神様(金光秋雄)が吉備楽をお始めになった」と述懐しているのも、この頃のことを指すのであろうか。

これらの事例は、大教会所における奏楽の端緒を示すものであり、また、各地の教会においても次第に奏楽が取り入れられていったことを窺わせるものでもある。以後、もともとは本教信仰と関わりのないところで生まれた「吉備楽」が、本教の祭典における奏楽として定着し、やがてこれを基礎として「典楽」が形造られ、祭典という集約された信仰儀礼の中で固有の意味を担うものとして、今日まで営まれ続けて来た。

本稿では、大教会所、本部教会、ないしは本部広前における動向を中心に、典楽の形成と普及を促した種々の契機とその様相に着目しつつ、典楽の営みの歴史を通史的に概観し、本教信仰の側面史としてこれを描き出すことに努めてみたい。

なお、現在として、「典楽」という言葉は、舞の要素を含まないものと見る考え方もあるかも知れない。しかし、「典楽」という言葉の意味する範囲を神への供物として考える時には、奉納舞と奏楽を必ずしも明瞭に切り離すべきいわけではないであろうし、吉備舞の奉納が祭典中の独立した行事として長く実施されて来た事実などをも勘案するならば、奉納舞としての吉備舞は、典楽の歴史の一部をなしていると言える。そのような視点から、奉納舞の歴史をも視野に納め

つつ、論を進めていくこととする。

一、吉備楽の誕生

吉備楽創始者、岸本芳秀(二八七)の生まれた岸本家は、岡山藩伊福八幡宮(現、国神社。岡山市)の神官を務める家柄であり、代々筆筈をもって藩公に仕える楽人の家でもあった。吉備楽は、初めは「吉備曲」と称していたが、もともとこの吉備曲の創始は藩命によるものであり、岸本は、同僚四人と明治三年(七〇)に春日神社で大和舞の伝習を受けた後、これを参考として作曲に取り組んだのであった。廃藩置県など諸制度の変革に伴い、池田家が楽人たちを解雇した後も岸本は創作に努め、明治五年(七二)頃、吉備曲十二曲を発表している。その後、岡山県令として赴任してきた高崎五六の紹介により、明治十一年(七八)に上京した岸本たちは、英国公使館、大教院、浜離宮、学習院、青山御所などで吉備楽の演奏を行い、吉備楽が中央で脚光を浴びることとなった。明治十二年には、元米国大統領ユリシーズ・グラントの来日に際して開かれた祝宴の席で吉備楽を奏し、その時、天皇がこれを「明治曲」と評したのだとも伝えられている。十三年には、東京で弟子となった子爵小笠原寿長とその家族、大藏卿佐野常民の娘などを奏者に加え、再び青山御所において皇后、皇太后の前で演奏を行うこととなった。岸本が還暦の歳を迎える頃である。

このような吉備楽の誕生の背景には、備前における雅楽の伝統^⑧と、明治維新に起因するその伝承の枠組みの崩壊という、二つの互いに対立する歴史的要因が認められる。つまり、一方では、吉備楽は基本的には雅楽の延長線上に位置するものであり、岸本や彼の協力者たちの技能も、権現祭りに由来する岡山藩の雅楽奨励の歴史の賜であった。そして、他方では、明治維新によって、特定の楽家の許に集約されていた雅楽伝承の特権的枠組みと、固定化された制度が開放され、岸本自身も池田家の楽人という立場から解放されたことにより、漸くこのような作曲及び演奏の活動の自由が

得られたところに、右のような形で吉備楽の誕生を可能にした要因があったのである。

また、明治九年(七〇)には岩倉具視邸において行啓の観能が行われ、一時は滅亡かと思われた能楽が、宝生九郎を中心に再興への道を歩み始めたのであるが、岸本が上京していた明治十二年前後は、芸能に対する行政方針の転換が指摘される時期であり、吉備楽が中央の上流社会において注目されたことも、邦楽を文化として位置付けようとする観点や日本に独自で固有な文化の再発見の試みが浮上して来る、明治初期の特殊な時代の文脈の中で理解されるべきであろう。

さらに、吉備楽の成立と普及の背景にまつわる時代性は、歌詞の題材やその選択の傾向にも強く反映されている。初期の作品には、「今様」に見える古歌や平賀元義や上田忠矣の和歌が歌詞として用いられており、明治十一年の岸本上京以降では、次第に高崎正風、三条実美、岩倉具視、福羽美静、あるいは皇后の和歌なども歌詞として使うことが許されるようになった。岸本の伝記編纂にあたった窪田英樹が、維新时期における吉備楽の成立について、「惟神の道の崇敬と神国日本の国家意識の高揚が、吉備楽の成立の土壌となっている。神職岸本芳秀の吉備楽は神に奉納する天のしらべであった。その背後には、古き日本の神々、天皇家のご先祖につながる日本の精神が控えていたといえまいか」と指摘しているが、確かに、初期の吉備楽には、復古神道思想の興隆を背景とした、静謐で典雅な鑑賞音楽及び神道の祭典音楽という基調が色濃く認められる。そして、やがて、岸本芳秀の長男、芳武(一八七二)の創作や演奏が、楠正成、正行父子や児島高德らを取り扱った演奏会用の楽曲に傾斜して行く段階において、いわゆる忠臣義士などに関わる史実や伝承に基づく題材の選定という側面が、吉備楽の主要な特性のひとつとして現れて来るが、これら「歴史舞」を中心とする、いわば劇音楽としての吉備楽の方面での主要な後継者となったのが、芳武の高弟、尾原音人である。

右のような、岸本芳秀から尾原に至る系譜での吉備楽の継承と展開は、概ね、次のように取りまとめることができよう。即ち、雅楽の俗化を意図すると同時に、卑俗の傾向を強める芸能風潮へのアンチ・テーゼとして提出され、そして受容され、そこに幅広い世俗芸能への視野を取り込み、やがて多数の観衆を対象とし得る舞台劇的要素をも加えて、

「吉備楽」は形造られていったのである。「典楽」との関わりにおいて吉備楽の歴史を通覧するにあたっては、岸本芳武以降の、娯楽性ないし世俗性の導入に目を留めておく必要がある。

ところで、祭典音楽としての側面での吉備楽の普及は、どのような状態であったろうか。吉備楽は、明治七年(七四)に安仁神社(岡山市)において奏楽に用いられて以来、岡山県下、あるいは近県では、多くの神社などの取り入れられるところとなり、岡山市内では特に盛んであったと伝えられている。この時期に祭典に使用していた曲目を推測させる史料はほとんど確認されていないが、吉備楽は本来「神事楽を旨とし」^⑤ていたと言われ、岸本芳秀、芳武を始め、その協力者や高弟たちの多くが神官であった事情からも、おそらくは、『吉備楽歌琴笙譜』中巻に見られるような、神道の祭典の式次第に添うよう工夫された楽曲が早くから成立していたであろうと思われる。また、岡山県神道事務分局が、岸本芳秀の功績を認めて明治十年(七六)に一等奏楽方に任命している点は、同事務分局傘下の神社や教会における吉備楽の普及ぶりや、その役割が認められていたことを示唆するものと言える。さらに、十一年から十三年にかけての上覧演奏によって付与された名声も、その普及に寄与するものであったろう。

黒住教では、明治十六年(八三)に、吉備楽を祭典楽として採用しており、後に黒住教奏楽寮の初代楽長となった小野元範の働きにより、早くから儀式音楽としての独自の様式をも確立し、広く活動を行っていたようである。先の佐藤の言葉から窺われるように、また、鳩谷金造(のち、佐藤。七九六)が明治二十一年頃、吉備楽を始めた時、「稽古先はすべて黒住教の楽師であった」^⑥と伝えられるように、金光教の祭典に吉備楽が用いられるようになる過程は、黒住教を始めとして、県内の神社などにおいて、吉備楽が盛んに用いられていた状況と無縁ではない。

二、「典樂部規則」の制定と典樂の教内への普及

後の金光教樂長、尾原音人は、明治六年(七)十二月一日、岡山市西中島に、商家の次男として生まれた。生家は、「魚音楼」という名の船宿で、船造りなどもしていたという。幼い頃から柔道と剣道を学び、「其腕っ節の強き事は近隣にも鳴りひび」き、とりわけ、柔道では野田権三郎という人物に師事して、「体の巻の免許状迄授けられて」いた、と岡田音吉(四)は伝えている。後年の、「節くれだつた指でばらばらととても早く」箏を弾いていたとか、「本当に竜の鳴くようなびゅうびゅうという音で」竜笛を吹いていたとかいう内弟子の回顧や、「昭和九・十年事件」の時、「教庁に高橋正雄先生が一人でおられたので、暴力に対抗して先生を守らねばならん、と構えておられた」などという逸話と併せ見る時、虚弱な芸術家肌ではない、何かしら逞しげな姿が浮かんでこよう。

生家の近くに中島支教会所があり、教会長夫人、山本富喜子の手引きを受けて、尾原は金光教に入信した。明治二十年頃、玉井宮(岡山市)で吉備樂に接して感銘を受けたことが、樂の道に入る契機であったという。明治二十一年(八)に、中島支教会所が市内山下に移転して岡山支所と改称した時には、道すがらに樂を奏して神靈の供をし、また同支所の月次祭には奏樂の奉仕をしていたと伝えられる。同年十月の木綿崎山上における教祖大祭に、山本富喜子の長男正三を始め同門の友人たちと共に奏樂を行い、「以来春秋大祭に演奏奉仕を怠りたる事」はなかったと自ら記している。明治二十四年頃には岸本宗家に入門したが、二代家元岸本芳武の尾原を囑望するところは大きかったのであろうか、明治二十八年(九)には尾原を上京せしめ、宮内省の伶人の下で雅樂を学ばせている。

尾原は、自身樂人として大教会所を始め近隣の教会において奏樂奉仕を行う傍ら、教内の樂人の養成にも着手した。それは、先に述べたような状況の中で、岡山県下のいくつかの本教の教会に吉備樂による奏樂が普及し始めていた時期

のことである。明治三十四年(一九〇一)に、芳武に従つて上京し、皇后、皇太子を始めとする皇族や政府高官の前で吉備樂の演奏を行ったが、既にこの頃には、大教会所の祭典における吉備樂による奏樂と式次第中の吉備舞の奉納が定着し、また尾原に対する「樂長」という呼称が教内で一般化していた様子が窺われる。上覧演奏を終えて岡山に帰つた尾原は、同年十月九日付けで正式に「金光教樂長」に任命された。二十七歳の時である。越えて明治三十五年四月、「典樂部規則」が施行され、礼典課内に典樂部が置かれている^④。金光教が別派独立を果たしてから二年後のことであつた。

奏樂組織の運営に要する知識、経験の特殊性という点から見れば、同規則の制定は、尾原の存在を前提とするものであつたとも言える。さらに言えば、当時の教政者や布教者たちが、奏樂を取り入れて行く中で、極めて優れた樂才を有する尾原という人物が浮上し、その周囲に自然に形をなしていった樂人集団やその奏樂奉仕を、制度的に保全し、教団組織内に位置付けようとしたのが、典樂部規則制定の實際であつたと見るべきかも知れない。このことは、同規則の内容からも窺われよう。ここでは、樂長において「樂手」と「舞人」の人選を行い、「典樂に関する一切の事務を統理し、教授、かつ奏樂を掌る」と定めているなど、典樂部の運営を樂長の裁量に委ねるところが少なくない。このような典樂部の成り立ちの事情にもよるものであろうが、「旧樂部」時代における樂人たちの在り方には、尾原という特定個人の統率力が強く作用していたことが窺われる。尾原を中心とした秩序体制は、「典樂」の發展普及や、後述するような対外的活動の展開さえもが可能となるについての大きな力となつたものであり、現在行われているような形の「典樂」が成立する上で不可欠の要因であつたとも言えよう。しかし、それは、ともすれば、「樂長」としての公的性格を、家元的體質^⑤が有する私的性格の中に埋没せしめることともなつていった。

ところで、典樂部規則における「典樂」とは、「祭典における奏樂」という程の意であつたらうか。典樂部規則の制定が、直ちにその時点での本教における独自の奏樂形式や樂曲群の成立を意味するものではなかつた。それは、例えば、明治四十年(一九〇七)の教祖二十五年記念大祭の奏樂奉仕者の譜本中、教内者の作曲と見做される樂曲が、同大祭記念曲

「木綿崎山」を含む二曲のみであるという事実にも示されている。さらに、同規則の制定以降も暫くの間、大教会所において八雲琴やくもことが使用されていたことなどからすれば、その制定は大教会所における奏楽形式の吉備楽による統一に直結するものでもなかったと言える。

当時の教政者や尾原にとつては、典楽の吉備楽に対する様式上の、あるいは曲目の独自性や、さらには奏楽形式の統一が、さほど重要視されてはいなかったのかも知れない。先にも触れた『吉備楽歌琴笙譜』中巻には、吉備楽本来の祭典音楽が二十三曲載せられているが、その内の八曲は現在でも本教の典楽の譜本に記されており、この中の「神楽舞」などは、典楽を採用している各教会において今なお頻繁に使用されている楽曲である。このような実態からは、それが教内者による作曲であるなしの如何を問わず、本教祭典にふさわしいと認められた楽曲が用いられ、「典楽」に取り込まれていった経過が窺われる。

ただし、右に挙げた八曲の内の大半の楽曲は、いつの頃からか、「皇神の」を「大神の」と、「宮人の」を「氏子等の」というように、歌詞の一部を変更するなどして、本教の祭典に用いた際に違和感を生じないよう修正が施され、あるいは、箏の伴奏に装飾的な音節が加えられて、演奏効果を高めようとする工夫がなされていることが看取される。また、明治四十一年頃からは、教内者が自らの信仰実感を詠み込んだ和歌に曲を付した記録きこも見受けられ、創造的に生き生きとした宗教音楽の萌芽がなかったわけではないことを物語っている。このような営みも含め、「典楽」の形成が、早期に確立した独自の様式の固定化された純粹性保持の道を辿らず、「吉備楽」成立の音楽的背後世界をも柔軟に吸収しつつ、時々々の信仰感覚との緊張関係の中で徐々になされていったのであろうという推定を、ここでは提示しておきたい。

こうした典楽の形成と普及の過程は、同時に、大教会所を中心に奏楽の営みが全教的に統合されようとする過程でもあった。大教会所に倣ってこれを自らの教会でも行いたいと望む各地の教会長たちはこぞって尾原の教授を乞い、岡山、

大阪、和歌山、東京、兵庫の各府県や九州の各県を始め、満州（現、中国東北部）や後には米国にまで吉備楽は広まっていた。例えば、大阪では、前田信吉が明治二十八年（一九一五）頃から東掘教会所などで吉備楽を教えるようになり、やがて、大阪教会所などで、吉備楽が祭典楽として採用されるようになっていたが、明治三十四年（一九〇一）、大阪教会所において尾原を講師とする吉備楽の講習会が催され、この参加者が中心となって「吉備楽東甫会」が設立された。また、九州では、桂松平が、「吉備楽は、神様のおいさみになること」との信念の下に、明治四十年以降度々尾原を招いて講習や演奏などを行わせて、これを奨励した。その他、満州でも、明治四十三年の佐藤範雄の視察巡教に伴ってなされた尾原の講習や演奏を契機として、典楽の興隆を見ることとなった。「けだし神の前立たる先生たることは望みもないことだが、せめて神への御祭典に献げ奉る楽でなりと御用させて頂き度い」という思いから、尾原の許に参じる信徒もあった。教会ごとに、あるいは地域や教会の手続きをもとに、また、楽の師弟関係の繋がりを単位として、多くの会が結成されていった。

大正三年（一九一四）、尾原は上京し、旧師である宮内省楽部の伶人、東儀俊儀、奥好儀の助言を仰ぎながら、「金光教祭事専用の楽曲」の創作に努めた。その成果である「中正楽」は、翌大正四年四月の大祭において始めて奏楽に用いられることとなる。中正楽は、吉備楽による奏楽の際、通常用いられる笙、篳篥、竜笛、箏、太鼓の他に鞆鼓、鉦鼓、あるいは和琴、琵琶、神楽笛までも使用するよう創られており、「中正楽は、吉備楽をオーケストラのようにしたもの」とも評されるように、箏のみによって伴奏されることも多い吉備楽に比して、大編成を要求し、かつ、大編成によってはじめて十分な演奏効果を期待し得る様式を有するという点に、その顕著な特性を指摘できる。そのためであろうか、中正楽は、大教会所では奏楽の中心的位置を占めるようになっていったが、地方の教会においては普及の様子が窺われる例がさほど多くない。こうした実態とも関連して、地方の教会においては、依然として「典楽」という言葉が「吉備楽」という言葉と同義に用いられることが多かったようである。

尾原が、しばしば「予は、樂を以て金光教を広めん。木綿崎山麓を繞らすに、琴箏三管神垣を以てせずんば止まず」と口にしていたという記事が、明治三十六年(一八九)八月発行の『令徳』に見られるが、確かに、尾原の活動の中には吉備樂の演奏とその普及をもって金光教の存在を社会に印象付け、また、「樂」によって本教祭典に格調を加え、信仰の境位を音によって実現しようとした意志を認めることができる。その頃、尾原の門人の総数が約七百名と言われていたが、大正二年(一九一三)の教祖三十年大祭では、延べ六百四十名の樂人と三十名の舞人による吉備樂の奉納が行なわれており、門人帳^⑧の昭和十六年(一九四一)六月の項には、一万二百八十八番という門人番号が見えるまでになっている。尾原は、各地の教会の招聘に応じて奏樂や講習に赴き、あるいは慈善音楽会などに出演する他、その生涯に二十回を越える「上覽」の演奏を行った。また、尾原は、佐藤範雄が皇族や有力者をもてなすに際し、度々岡山の郷土芸能として吉備樂の演奏を務めてもいる。桶屋町(現、岡山市平和町)の尾原邸は、常時教内外の人々を迎え、さながら社交場の感を呈していたとも伝えられる。

尾原の演奏経歴の中で特筆すべきもののひとつに、大正十五年(一九二六)五月、当時摂政であった皇太子裕仁が岡山を訪れた際、後樂園能舞台において行なった演奏がある。この時、尾原は、岡山県知事佐上信一からの佐藤範雄への依頼により、先に述べた大阪の東甫会の会員を始めとする十八名の門人を率い、皇太子の他、内大臣牧野伸顕、東宮侍従長入江為守ら二十五名の陪席者の前で、「作樂詣」、「桜井駅」の二曲の演奏を行っている。これらの演奏活動は、余興樂や家庭樂も含めた広い範疇での吉備樂と金光教との結びつきの緊密さを、教内外に印象付けるものであったと言える。そして、信仰營為としての「典樂」と、一般的鑑賞の対象としての演奏行為の未分化な側面を垣間見せる当時のこうした活動は、樂人たちに独自の自負と立場を形成せしめるものでもあったろうか。

右の演奏の行われた年の十二月、大正天皇が帰幽し、新天皇が即位して昭和の時代を迎えるが、その翌年八月、「樂部規程」が制定されている。この規程制定の経緯については詳らかでないが、尾原家に残された門人帳から推測するな

らば、楽部がこうして改めて「本部」に置かれた昭和二年(三九)から「大教会所」に移管される昭和九年(四四)十一月までの間に、尾原の下に約五千人の入門者が参集したのであり、同規程運用期における楽部および典楽の隆盛が窺われる。「昭和九・十年事件」が一応の収束をみて、新たな教団体制が確立されようとする動向の中、昭和十二年(三七)に開かれた第二回大教会所会において、「楽」というものは各処(各教会)とも学び度いが、微力にして遣れぬ」という現状認識から、典楽の講習会の実施や、楽部費の予算中に「研究費及普及費」という項目を設けた旨の説明がなされている。同会においては、「神様の御威徳を顕揚せしめるのは、如何しても、楽でなければならぬ」という発言や、「祭典と楽は不可分の関係にあり、楽がなければ御祭りにならぬように思う」という発言も見られる。典楽に対する認識の一断面を、そこには窺うことができよう。

全体として、「旧楽部」の時代には、公私、聖俗の渾然とした様相を帯びつつ、教政者による後援を背景として典楽が奨励され、奉納舞や教会外での活動をも含む「楽」の諸側面が「御用」の觀念に溶け込んでいったと言える。その中で、祭典の場における「楽」の信仰的意味が強調され、「直接、神様のご用をさせて頂く尊いご用なのだから、有難くさせて頂けば必ず徳が頂けます」という教導もなされ、あるいは楽人個々においても、典楽奉仕が具体的信仰実践として捉えられると同時に、楽技の錬磨が日常の信仰の修行と一体化して把握され、営まれていったのである。

しかしながら、「典楽」の営みが、信仰的純粋性のみを掲げて収斂されようとする時には、世俗音楽としての裾野領域は排斥され、「吉備楽」固有の音楽的アイデンティティーは損なわれて、「典楽」の音楽構造は脆弱にならざるを得ない。逆に、「典楽」領域に、世俗音楽としての特質が持ち込まれようとする程、「典楽」の信仰的価値の確認は曖昧にならざるを得ず、また既に触れた世俗的側面での評価とも相俟って、「楽人」と「演奏家」、「典楽」と「吉備楽」との間で自己確認の困難な領域へと、楽人自身を導いていかざるを得ない。さらに、「典楽」の営みは、その行為の特殊性故に、「楽人は動もすれば楽人になり勝ち」とも言われるように、「御用」という名目の中で自らの立ち処を見失わ

さしめて、信仰からの逸脱を招く契機を孕んでいた。そのような危険性の認知ゆえに、楽人たちは「真の御用になりま
すよう願^⑧」いながら、修養に努めることともなったのである。こうした「吉備楽」と「典楽」という二つの音楽の枠組
みが、時に矛盾の相を呈しながらも、しかし同時に両者が不可分の関係を保ち得たが故に、はじめて「典楽」の成立が
可能であったと言うべきでもある。そうであるとすれば、尾原という強烈な個性の下に統括されることよって露呈
を免れていたその矛盾の相が、やがて楽人たちの在り方を吟味の俎上に置き、さらには問題意識を「典楽」そのものへ
波及させようとすることは、「典楽」の発祥が、「吉備楽」とその成立史を背景としたことそれ自体の有する必然性の帰
結であったのかも知れない。

「吉備楽」という音楽様式が徐々に過去の世界へ押し流され始めたこの時代^⑨にあつて、その門人一万二千と言われる
一門の長として、そして本教「楽長」として、「吉備楽」の領域と「典楽」の領域の交錯する地平において独自の役割
を担った尾原は、昭和十六年^⑩八月一日、六十九年の生涯を終えた。尾原の死と期を一にして、「旧楽部」の時代が
終わりを告げる。そして、六年後、楽部が、本部教会に再興されるにあたっては、「旧楽部」の時代の在り方に対する
反省から出発することとなる。

三、戦後の典楽の動向

敗戦後の昭和二十一年^⑪、宗教法人令に基づいて教規が改正され、本部教会事務所に代わって本部教会教務局が
設置された。翌二十二年四月、「金光教本部教会楽部規定」が制定され、以後、昭和二十九年^⑫の新教規制定まで、
教務局が音楽の組織の運営を引き取っていく。そこでは、楽人の養成にあたり、講話や祈念など、奏楽の研鑽に要する
信仰的側面での修養の重要性が強調された。また、戦後民主化の風潮の中、公開性、公平性の促進が目標に掲げられ、

楽部講習会（楽師、楽手を対象とする。年一回開催）、典楽講習会（一般の楽人を対象とする。年一回開催）、楽師楽手認定試験などが実施された。さらに、楽部員懇談会の開催等を通じ、楽人たちの意見を汲み上げると同時に、教務局の運営方針を浸透せしめる努力がなされた。昭和二十三年（一九四八）には、本部教会楽部の楽人たちによって「金光教典楽会」が結成されたが、これに対する教務局の指導内容からは、本部教会楽部を中心とする典楽の地方普及と統一にあつたの準備的役割が期待されていたことが看取される。総じて、本部教会楽部の時代は、奏楽と楽人の組織を教務局の組織下で明確に位置付けようと努めた時期であつたと言えよう。ただし、本部教会楽部の人的構成は、「旧楽部」の楽人をそのまま引き継ぐものであり、後進の育成を含め、奏楽の具体的内容が、依然としてこれら有志の信奉者の自主的な奉仕に委ねられたものであつた点からは、教務局の運営が、言わば外からの運営指導に止まらざるを得ないという限界性を有していたことが窺われる。

続いて、昭和二十九年（一九五四）四月の新教規施行に際し、従来本部教会に所属していた組織、団体は、それぞれ本部教庁に所属することとなつたが、楽部については所属や位置付け、具体的運営の方針の定まらないまま、新たな教規に基づき教団体制へと移行していった。教務部長大淵千仞及び後任者の白神信太郎は、「イ、本教の奏楽については、六十年の長い歴史を持っているが、今の実体では教楽として認める事が出来ない。ノロ、しかし、発展せしめてゆかねばならない。ノハ、信奉者の団体であるとしても、技術という面から、一般の諸団体の様に割切つて行く訳には行かない」という三項目の確認の下に、元の本部教会楽部の楽人たちを母体とする「金光教典楽会準備委員会」を招集し、直接本部教庁の組織下には属さない地方団体として奏楽の組織を再発足する方向で検討を続けた。^④

もともと、「旧楽部」以来の伝統の中で奏楽に奉仕しつつ信仰を培ってきた人々においては、典楽が本教全体の正式の祭典楽として明確に位置付けられることが願われていた。他方、教政ないし教務の立場に立つ人々においても、「教楽」、即ち本教の祭典にふさわしい独自の宗教音楽の確立への志向がなかつた訳ではなく、具体的な展望としては、楽

人たちに提示された「本部教会楽部が金光教楽部への推進母体になる」という目標に見られるように、大教会所ないし本部教会を中心として現に形成され展開されてきた吉備楽及び中正楽による奏楽の枠組みに、「教楽」への可能性を見出そうとする向きがあった。

しかし、白神信太郎が、「今日のものは本部教会典楽に過ぎぬ。金光教典楽にしたい希望あり。各地に雅楽あり、八雲あり、雇楽人あり。之れを統一するは中々の至難也」と記したように、そのまま全教的な奏楽様式統一の基盤となるほどには、典楽は各地方に浸透してはいなかった。のみならず、尾原の帰幽後、有力な後継者を欠く中、尾原の高弟であり本部教会楽部の最初の楽長に選出された岡田音吉の帰幽などの事情から、技術的にも人的脈絡の上でも本部教会楽部の典楽の拠点としての機能は低下し、地域や教会によって様々に用いられる典楽の楽技、楽曲の統一が一層困難になつていったことも、典楽の「教楽」への道を狭めるものであった。

また、教政、教務の立場においては、本部教会楽部ないし旧典楽会の「体質」、「性格」と表現して問題にした実態、あるいは楽人個々の信仰姿勢が度々問題にならざるを得なかった。楽技の修練に傾斜しがちな楽人に対し、信仰的内容の重視をこそ楽部の指導方針に掲げるべきものであるとしてきた教務局にとり、個人的資質の問題、または特殊な伝統的制度の問題として表出してくる楽部の在り方こそが、典楽が「御用」たり得るかどうかの指標であつたと言ふべきであらう。

このような状況の中で、昭和二十九年(五五)十二月、「金光教典楽会規約」が承認され、明治三十五年以来、教務において果たして来た「典楽」運営の直接の責任を楽人たち自身の手元に引き取りつつ、地方団体「金光教典楽会」が新発足する。それは、典楽会の楽人たちにとっては、「金光様のご承認を頂いて」奏楽という御用が新発したことを意味するものであり、「本部教会」の楽部から「全教」の典楽会への移行という発展的展望の下に、「教楽」に向けての改めでの歩みを始めることであつた。

典樂会では、各地の典樂の楽人やその組織を典樂会支部、分会^④の下に統合すべく組織化を進め、また、各教務所長を招いての懇談会の開催等を通じ、全教に典樂会の趣旨の理解と協力を求めた。典樂会会員数は、発足後二年ほどで千人を越え、昭和三十一年までに、三つの支部と十の分会が典樂会会長の承認を受けている。しかし、一方では、典樂は奨励するが組織は作らず、典樂会にも楽人を所属させないという教会もあり、尾原に直接師事した楽人たちの中に典樂会への入会を拒む傾向もあるなど、典樂会の組織拡充は、同会本部の期待どおりには進まない面もあった。

昭和三十一年(註)四月二十一日発行の『金光教徒』に、祭典の式次第に献饌と開扉を復活し、吉備舞をこそ式次第から除くなり他の時に行うなりしてはどうか、という趣旨の社説が載せられた。この社説の直接の発端は、当時の教主金光攝胤の高齢化に伴う配慮として祭典次第の短縮が図られた一連の動向と、それに対する教内の反応の中に認められる。即ち、この昭和三十一年四月の大祭においては、教主退下後の吉備舞奉納時に、祭典次第の進行中であるにも拘らず席を立つ参拝者が続出し、多くの人々が、「齋場はざわつき、いままでの祭の雰囲気はこわれてしまった」と感じるような状態が生じたのである。この社説を契機に、以後数カ月の間、吉備舞、典樂の存廃に関する投書や論説が同紙に掲載され、典樂会の在り方にまで批判が及び、儀式事務委員会等に取り上げられることとなった。

この論議中、吉備舞ないし典樂に批判的な立場において特徴的な意見は、時代感覚との乖離の指摘であり、吉備舞が祭典の中身としてはふさわしくないというものと、参拝者による洋樂の合唱を祭典に取り入れたいというものであった。このことは、吉備舞という音楽様式が、参拝者の心を動かす力を以前ほどには持たなくなってきた実状の反映であるとともに、参拝者個々が何らかの形で祭典に参加したいという願いが、洋樂文化の普及に伴って合唱という形において浮上してきたものであると考えられる。同時に、吉備舞の、そして場合によっては典樂の、祭典内容との整合性が取り沙汰される教団世論の背後で、「教規改正によって典樂会と名称を変えたが、その内容は依然として楽人の階級制度など固守している等、(中略)樂の奉仕を通しての信心の稽古などいっても、いまの典樂会からしては、それが、うわべの

ことだけと受取られるのも無理からぬところもあるのではないか^⑧という意見に見られるように、吉備舞自体に対する認識とは別の次元の、典楽会の在り方に対する批判が、祭典中の吉備舞廃止の主張に拍車をかけた側面があったことは看過できない。

無論、このような批判の表出は、そのまま直ちに教団世論の趨勢が典楽の価値の否定に向かったことを意味するものではない。むしろ、新教規制定後の数年間に新たに典楽を導入したという教会も少なくなく、また、典楽会という団体についても、この時期は組織拡充期の中に位置すると見られることなどからすれば、廃止論が浮上する水面下では、多数の人々が、吉備舞、典楽を承認し、あるいは積極的に受容する立場を有していたとも推測される。ただ、そこには、教主の健康状態に起因する祭典次第の変更を契機として、祭典中の吉備舞、典楽に対する教内批判が、教政の立場上無視し得ないものとして表面化してきたという点と、その背後に、本部広前の祭典における奏楽運営を事実上担うところの典楽会に対する批判的な眼差しがあったという点は、確認されてよいであろう。

このような教団世論を受けての当局の対応は、結論的に言えば、典楽会側の独自の判断を待つというものであった。既に、昭和三十年(五五)六月の教団設立記念式の頃から、祭典中の吉備舞については、儀式事務委員会の論ずるところであったが、教内世論の高まりによって、昭和三十一年五月八日の儀式事務委員会において、改めてこの問題が討議されることとなる。その結果、吉備舞が「祭典全体との関連において浮いたものである」という点での見解は一致しながらも、奉納舞としての吉備舞が育まれてきた経緯や、楽人たちが自主団体を組織して奉仕を行ってきたという現状から、直ちにこれを委員会の決定として廃止することは妥当でないとの理由で、あくまで典楽会側の判断を尊重するとの結論に立ち、式次第から除いても別の時に奉納舞として行なうという方途もあるという点も加味した上で、教務部長及び典儀課において検討を進めるといふ申し合わせがなされたのである。^⑨

従って、楽人たちは、教団世論と教政の両者から、自らの在り方を問われることとなった。

ところが、楽人たちにとつて、ある意味では、教内に挙がった批判の声は、理解し難い問いかけであった。彼らにとつての典樂ないし吉備樂は、それがそのまま「神様のごちそう」⁵³であり、「神様のおいさみになること」であり、かけがえのない信仰実践であつたからである。従つて、楽人たちやその理解者たちが、「有難い気分をこわす」のは吉備舞ではなく、「祭典途中より逃げ帰る気持」を持つような一部の参拝者であるとも見做し、「かかるわけの分らぬ意見に、目に角を立てるのは大人気ないと心をしずめ、尚一層樂技を錬磨して行く考えでいる」⁵⁴との意見を表明するに至つたことも、「樂即ち御用」との観点からすれば当然のことであつたかも知れない。

しかし、典儀課を通じて検討の促しを受けるに及び、典樂会では、これを五月二十七日の第三回典樂審議委員会の席で討議することとなつた。その結果、「今度の祭について、或は今後の祭典についても本部の御指示を頂き度いのです。吾々はそれによつて、どちらでも態度をきめさせて頂きます」と回答したところ、典儀課は、典樂会による主体的な判断を打ち出すよう指示している。これに対して典樂会側は、典樂審議委員会が典樂会全体の運営に関わる判断をなし得る場ではないことを説明し、できれば六月の祭典では従来通りに吉備舞を奉納し、十月の教祖大祭までに一応の結論を出すよう努力したいが、判断については本部当局に一任したいと申し入れたのである。これを受けて、昭和三十一年(五九)六月十日の教団設立記念式においては、従来通り祭典中に吉備舞の奉納が行なわれたが、教主の退下と同時に極めて雑然とした状態が現出した。議会で「言語道断」とも評されたその混乱の原因が、必ずしも吉備舞に帰せられるべきものではないという確認もなされたものの、本部広前の祭典中に吉備舞の奉納が行われるのは、この時が最後となる⁵⁵。

吉備舞存廢論議は、二つの点で示唆的であると言えまいか。一つは、本教における祭典中の奉納舞や典樂に対する意識の変化である。「旧樂部」の時代には、奉納舞あるいは典樂そのものを神への供物と捉えるところがあつたのに對し、本部教会樂部以降の時代には、そこにある種の固有の機能は認めつつも、徐々に祭典次第の伴奏音樂としての性格

を強めてきたように思われる。吉備舞を祭典次第から除かせた教団世論は、日本人全体の音楽意識の変化を背景とするものでもあるが、それ以上に、奉納舞というもの自体を祭典の中身とは認め難くなってきた本教の祭典観の反映なのはなかるうか。

もう一つは、右の点とも関わることであるが、典樂を営むこと自体は、それが「御用」であることを保証しないということである。「樂」の意味もその在り方への要求も、不変のものではなかった。奏樂の様式や樂曲の吟味は言うまでもなく、それが本場に「御用」となっているかどうかを常に問い直していかなければならないのであろう。

翻つて見れば、このような典樂の歴史は、本教が本教としての祭典の在り方を模索してきた営みの一部であったとも言えよう。そのような意味からすれば、典樂は未だ成立に至っていない。今現在の信仰実感との緊張関係の間で、再創造の時を待っている。

おわりに

高橋正雄は、昭和十三年(一九三九)一月、「本部教会樂部講習会」において講話を行い、「祭り」、「拝む」、「樂」の三者の意味について、「各々の生命の動きを本当の生き方にして、常に常に生活の動きに全てに調子が本調子になって、天地万物と一つに動いていく事が最終の目的である」と説き、そのためには、「何の為に祭りをするか、何の為に拝むか、何の為に樂をするか」を問い続けることが重要であることを指摘している。そして、この講話を次のように締め括った。

自身そのものが本物にならねば樂の神髓は出ないと思う。故に常に反省、修養して、樂器の音によって、人の命、

世界の人の生命の調子を調^{トマ}える様な大きな御用をして頂きたい。^⑥

ここでは、「音」によつて発現されるべき信仰世界への展望が提示されると同時に、奏楽と信心という両者間の、危ういが密接不離な相互関係の重要性が語り出されようとしている。それは、「御用」という名目に安住することへの警鐘でもあつたらうか。

戦後、新たに「典楽」を採用し、楽人の養成を開始した教会も少なくない。「典楽」は現在も依然、本部広前の、そして大多数の教会において奏楽の中心的位置にあつて、「御用」として営まれ続けていると言えよう。その営みの中でおかけを受けた人々の記録は枚挙に暇がない。けれどもその一方で、そこに「御用」ならざるものを垣間見た眼差しもまた、本教「典楽」の歴史の一側面をなしている。高橋の描き出そうとした「大きな御用」の世界の到来は、まだ遠い。

(教学研究所助手)

注

① 「典楽」という語の用法は多様であるが、ここでは、暫定的に、次に示すような枠組み、及びこのような枠組みの音楽を祭典において演奏することを指す言葉として、これを取り扱うこととする。

・ 広義の「(金光教) 典楽」とは、「中正楽」、狭義の「(金光教) 典楽」、「吉備楽典楽」の総称である。
 ・ 狭義の「(金光教) 典楽」は、吉備楽ないし吉備楽に類似の様式を用いて作られた、本教祭典用の楽曲である。

・ 「吉備楽典楽」は、もともと吉備楽曲であつたものが、そのまま、あるいは編曲されて、本教祭典に用いられるようになったものである。

なお、純粹な「典楽」は「中正楽」のみである、とする解釈も存するし、「吉備楽典楽」は本教独自の祭典音楽であり、狭義の「(金光教) 典楽」は類似の様式で演奏に要する技術のグレードを下げて創られたものであるという理解も見られる。「典楽」の定義については、今後、検討が必要であらう。

- ② 慶応三年九月の祭頃の事、教祖に管長より、「神様は何処の神様でも、鳴物を以て神様をお慰めすると言うことがありますから、そうしたらよかろうと思いますが」と申し上げしに、「そう言うことがあるかや」と言われ、それより神様に伺われたるに、「人が見て、成程神様へはああるものかと言わるる様にすれば、それがよかろう」と言われて買ひ来られたるが、習う迄には至らず。森田の死には、十日祭は神道の葬式の始めとて、鳴物を入れたしとて、近所の子供等を集め、管長手製の筆策、横笛にて十日の宵祭になしたるに、講内のもの集り来りたり。
- (『研究』金光大神事蹟集』第二卷五三六)
- 以下、引用にあたっては、固有名詞以外における旧漢字、旧仮名遣いは現代表記に改め、必要と思われる場合には随時句読点を補うこととする。
- ③ 雨のため楽人たちは間に合わず、実際には奏樂は行なわれなかつた。佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻、昭和四五年七三頁参照。
- なお、本稿においては、「楽人」という用語は、特定の身分や職業を指す言葉としてではなく、奏樂ないし演奏に携わる人物を一般的に指す言葉として用いることとする。
- ④ 平安教会布教滿百年記念誌『千歳百歳』昭和五八年七四～七五頁、山県二雄「吉備樂ことはじめ(一)」「あいよかけよ」第五三号昭和四四年四六頁参照。
- ⑤ 豊原教会設立七十年祭記念誌『登余葉羅』昭和三五年一〇～一二頁。
- ⑥ 『第二回大教会所會議事録』昭和十二年二月一七日～一八日五二頁。
- ⑦ 大和舞(おほなま)(倭舞、和舞)は、外来の音楽の導入以前からの伝統に基づくとされる歌舞で、春日神社では男舞で、伊勢神宮では巫女舞で仕えられる。
- ⑧ この頃には、既に舞の付けられた吉備樂、即ち「吉備舞」が誕生していた。従って、以後の論述において「吉備樂」と記す際には、「吉備舞」をそこに包含している。
- ⑨ 山県二雄「吉備樂の歴史(稿本第一部)」金光図書館報『土』第九三号昭和四四年参照。
- ⑩ 岡山藩藩祖池田光政は、東照宮を岡山に勧請し、宮中の楽人を招いて権現祭りを行い、これに伴って、藩内の神職たちに雅樂を学ばさしめた。やがて「加賀の能樂、備前の雅樂」と称される伝統が成立していったという。岸本芳秀も、岡山藩学校から俸給を受ける楽人であった。同右、参照。
- ⑪ 倉田喜弘校注『日本近代思想大系一八 芸能』岩波書店、昭和六三年参照。
- ⑫ 窪田英樹編著『神のしらべ』和賀心会(金光教山崎教会内)、昭和五九年五八頁。
- ⑬ 吉備樂は、通常三種に分類され、それぞれ「家庭樂」、「余興

楽」、「祭典楽（式楽）」などと呼ばれる。児島高德の忠誠を讃える「作楽詣」、梶原景季の武勇譚「飯の梅」、楠公父子の訣別を扱った「桜井駅」など、「歴史舞」と総称される楽曲群が、「余興楽」の中核をなしている。

- ⑭ 芳武以後の、吉備楽の主要な伝承の系譜として、田辺尚雄は、「尾原一派」ないし「新派」の系統と、小野元範ないし「古典派」の系統を挙げている。なお、演出効果を高めようとする尾原らの工夫は、田辺からは、「破壊的の事」と呼ばれ、吉備楽の基づくべき雅楽の精神からの逸脱である、という批判を受けることともなったのであるが、尾原らの努力が、吉備楽の枠組みを広げた点は、評価されてよいであろう。田辺尚雄『日本音楽講話（改訂版）』岩波書店、大正一五年六一四頁～六一六頁、田辺尚雄『明治音楽物語』青蛙房、昭和四〇年八六頁参照。

- ⑮ 佐藤範雄『行啓記念 吉備楽の光栄及資料』昭和二年序文三頁。
 ⑯ 『吉備楽歌琴笙譜』は、上巻が明治二十四年に、中巻が明治三十三年に、いずれも岸本芳武の名で刊行されている。吉備楽の古典的集成と見てよいであろうか。併せて百曲あまりの吉備楽曲が載せられているが、その内、中巻に見える「祭事之部」と題された十の曲、「招魂歌曲」、「悲歌之部」十二曲は、神道の祭典次第の各行事に添うよう工夫されたものであると言つてよい。

- ⑰ 佐藤一徳『生きてても死にても』昭和三七年度四三頁。

⑱ 「尾原家における聴取記録」平成一年二月七日。ただし、出生については、届出上の日付は明治七年十二月一日となっているが、自伝を含む種々の資料との照合から、明治六年生まれと判断した。

- ⑲ 岡田音吉『吉備舞楽の梗概』昭和一一年七月一〇頁、「豊原光子氏からの聴取記録」昭和六三年一月一日、「第一回典楽会幹部懇談会記録」昭和三十一年一月二八～二九日。

⑳ 尾原音人『吉備楽及び中正楽由来の概要』昭和二年五頁。

㉑ 規則の内容には手が加えられないまま、明治四十五年四月に「典楽部」は「楽部」と名称変更された。

㉒ 「典楽部規則」は、典楽部内に、楽長一名の他、職員として「楽手」若干名と「舞人」若干名を置くよう定めている。同規則に「楽手は奏楽を掌り舞人は舞伎に従事す」とあるが、その実態については不明である。ただ、規則に、あえて「舞人」を置くよう定めてあることは、この時期、祭典における奉納舞が、「典楽」の中で何らかの位置付けを獲得していたことを窺わせる。

㉓ 本稿においては、典儀課資料に見られる呼称を参照し、典楽部（明治三五年四月一日～明治四五年四月二八日）、「楽部規則」による楽部（明治四五年四月二九日～昭和二年八月九日）、「楽部規程」による楽部（昭和二年八月一〇日～昭和一〇年二月二日）、大教会所楽部（昭和一〇年二月二日～昭和一六年三月二日）を総称

して「旧楽部」と呼び、本部教会楽部（昭和二年四月一日）昭和二年三月二日と区別することとする。

②4 時代状況や、典楽が本来有する芸能としての性格からすれば当然のこととも言えるが、「旧楽部」時代における楽人たちの典楽への取り組みは、当時の世俗芸能の授受に関わる通念や伝統的制度の下でなされた。吉備楽を学ぼうとする者は尾原から入門証を受けた。歴史舞は、いわゆる「秘伝」の扱いとされ、二代家元在世中の明治三十年代から四十年代にかけては、楽人は、特定の楽曲の伝習を尾原から受けるに際して誓約書をしたためた。中正楽は、吉備楽に比して、技術的に高次の段階で習得するものとされ、多くの場合、別個に入門の手続きを要した。「典楽」の楽人たちが、尾原を中心とする一つの門流を形成していた在り方を、そこには認めることができよう。

②5 岡田雄彦氏所蔵資料。なお、「木綿崎山」の曲名は、『大教新報』紙上に発表されたものに従った。岡田氏所蔵資料には、同曲に「木綿崎詣」という題を付してある。

②6 八雲琴は、伊予（現、愛媛県）の中山琴主と備後（現、広島県）の葛原勾当の創案に係る小型の二弦琴で、文化文政期に成立した。自らの起源を「天の詔琴」に求める。庶民層や神官の間に広範な普及の様相を見せ、とりわけ、明治初期に盛んであったという。

明治から大正にかけて、大阪、東京、名古屋を始めとする各

地の本教教会で、祭典における八雲琴の使用は、相当に普及しており、その伝統の一部は、現在も継承されている。窪田英樹『八雲琴の調べ——神話とその心——』東方出版、昭和六一年参照。「前田登代子氏からの聴取記録」昭和六二年二月一日。

それら各地の状況を反映してであろうか、大教会所においても、遅くとも明治三十四年までには、八雲琴による奏楽が行われるようになっており、典楽部規則の制定後もしばらくの間使用されていたことが、残された式次第などによって確認される。

②7 例えば、明治四十一年の佐藤範雄の九州巡教中、佐藤が久留米教会所で詠んだ歌に尾原が曲を付し、甘木教会所の祭典において、祭主玉串奉奠後に奉納舞としてこれを演奏している。このようにして、「真白玉」（「白木綿」と改題）、「豊国の花」などの曲が次々と生まれた。

②8 明治四十二年、「金光教大阪吉備楽東甫会」と、大正五年、「金光教典楽大阪東甫会」と改称。「東甫会」の契、昭和二六年。山県二雄『百年物語』上巻、金光教徒社、昭和六〇年二六八頁。

③0 『あつまの道のいしすゑ』昭和一三年一四五頁。

③1 発表の時点では、「神事楽」という、やや普通名詞的な呼称を用いていた。「中正楽」の名称は、前漢末期の思想家揚雄の著書『揚子法言』中の、「或問交五声十二律也或雅或鄭何也

日中正則雅多睦則鄭」という一文に由来するという。前掲『吉備楽及び中正楽由来の概要』五―六頁。

③② 音人の長女、尾原博の言葉であるという。前掲「尾原家における聴取記録」。

なお、吉川英史は、中正楽の、音楽学的な位置付けについて、「独特の音楽であるが、歴史的に見れば、雅楽の改革による吉備楽の近代化の一種の修正であり、揺りもどしであり、復古調である」と述べているのであるが、使用楽器のみに着目してみても、通常は唐楽に、ある場合には催馬楽に類似した編成が採用されるなど、中正楽は、雅楽に近い様式を有している。吉川英史他『神々の音楽』解説書、東芝EMI、昭和五十一年二―二二頁参照。

③③ 『令徳』五卷七号、五八頁。

③④ 尾原は、自らの目指す「楽」の境地を「神人の和楽」という言葉で表現した。これは、ある側面では古代の神道芸能の観念を引き継ぎながら、本教奏楽の在り方、典楽の向かうべきところを指し示そうとした「旧楽部」時代の代表的な言葉として興味深い。

③⑤ 尾原家には、大正五年十一月から昭和十六年六月までの期間の吉備楽入門者の記録が、四冊の帳面に残されており、それぞれ、「入門者」「入門者」「入門者控」「入門者控」と表書されている。

③⑥ 前掲「第二回大教会所会議事録」五一―五三頁、七七頁。

③⑦ 東小郡教会二代教会長二〇年祭祀記念誌「梅の花の信心」昭和五四年五五頁。

③⑧ 甘木教会の楽人に同教会教会長が語った言葉であるという。「楽部講習会懇談会記録」昭和二十八年二月七日。

③⑨ 『信』ここに八十年——若松教会史——昭和五〇年八二頁。

④④ 吉川英史は、大正から昭和の前半までを「日本の音楽地図がほとんど洋楽一色に塗られた時代」と位置付けるのであるが、一部では、宮城道雄らによる新日本音楽の活動なども見られるものの、全体としては、邦楽軽視の価値観が強調された時代であったと言えるのではなからうか。洋楽志向の音楽風潮は、多くの伝統邦楽の衰退を誘い、吉備楽もまた、「昭和に入って急速に衰微の一途を」辿って行ったという。田辺尚雄はその理由を、「その音楽がかなりむずかしい」、「悠長に過ぎて現代的でない」、「名人が少なくなってしまった」などの点に見ているのであるが、このような世俗音楽としての吉備楽の衰微とその衰微をもたらした音楽意識の変化は、本文中に後述する、典楽及び奉納舞の中の吉備楽的要素に対する参拝者の意識の変化を準備したのではないかと推測される。吉川英史『日本音楽の歴史』第一六刷、創元社、昭和六一年四一―五頁参照。前掲『明治音楽物語』八六頁参照。

- ④① 昭和十四年に施行された宗教団体の要請により、昭和十六年に「金光教規」が制定され、楽部は自然消滅した。教規認可に先立つ、同年四月一日、「本部教会処務例」が定められたのであるが、典楽に関する事項を祭事課の分掌と定めるだけで、楽部に関する規定はなされなかった。戦時下の、各地からの参拝さえ思うに任せぬ状況の中で、本部教会近在の楽人を中心とする数名の努力によって、奏楽そのものは継続されたが、制度的には奏楽の組織が空白の状態が、昭和二十二年まで続いた。
- ④② 昭和二十三年三月二十五日付けの教監の承認によって、地方団体「金光教典楽会」が発足した。ただし、昭和二十二年の四月には、既に『金光教典楽会会員名簿』が発行されていることから分かるように、「典楽会」という名の楽人の集団自体は、以前から存していた。昭和二十九年以降の典儀課資料に倣って、これを「旧典楽会」と呼ぶこととする。
- ④③ 「金光教典楽会」が組織される様になった経緯「昭和二十九年一月九日。
- ④④ 「楽部員懇談会要旨」昭和二十四年八月二十八日、五頁。
- ④⑤ 白神信太郎メモ。
- ④⑥ 例えば、白神のメモに、「時には特殊な服装をして神前近く奉仕」する楽人が「待遇」基本的態度薄れがち（全部がそうではないが）。馬に乗って優越を感じた、同様のところがある。
- ④⑦ とうい表現が見える。白神は、楽人の在り方の問題を、楽人個々における、一信奉者としての「自覚」の問題として押さえたい。
- ④⑧ 「小井勉氏からの聴取記録」昭和六三年一月十九日。典楽会会長木下金助発、各教会長宛「典楽会発足について」昭和三年三月。
- ④⑨ 「支部」は教区毎に、「分会」は都府県または地方毎に置くことができた。なお、現行の規約では、「分会」は教会連合会毎に置くことができるよう定められている。
- ④⑩ 昭和二十八年十二月に執行された、金光四神貫行之君六十年祭ならびに布教功労者報徳祭以後、教主が祭典の途中で退下するようになり、吉備舞が式次第から省略されるまで続いた。当時、金光攝胤は七十三歳である。昭和三十年六月に執行された教団設立七十年記念式では、祭典の式次第から開扉と献饌が除かれ、当日の早朝に行われた。同年十月の教祖大祭では、さらに奉幣行事が式次第から除かれ、以後、慣例となっていた。
- ④⑪ 霊地一教師「吉備舞と吉備楽を廃止せよ」『金光教徒』第二四三号四頁。
- ④⑫ 霊地一青年「典楽会の性格をはっきりせよ」『金光教徒』第二四六号四頁。
- ④⑬ 「回覧、吉備舞に関する論議についての報告」昭和三十一年五月二十九日。

⑤③ 石橋松次郎は、しばしばこの言葉を用いて、典楽を奨励したという。「吉木真琴氏と金光あかり氏との対談記録」昭和六三年十一月三日。

⑤④ 四国一信奉者「参拝者自身の反省」『金光教徒』第二四七号四頁。

⑤⑤ 大阪一奏楽員「奏楽を死守」『金光教徒』第二四五号四頁。

⑤⑥ 「典楽審議委員会」は、「全教的に楽技の統一向上をはかる(典楽会規約第一三条)」目的で随時開催された。成員は委員長を含め十二名で、典楽会運営委員総数の約三分の一にあたる。

この五月二十七日には、楽員認定試験委員会が開催される予定であったが、同月八日に典儀課から検討の促しを受けた問題の性質に鑑み、構成員が同一である典楽審議委員会を併せて開催したものであろう。

⑤⑦ 前掲「回覧、吉備舞に関する論議についての報告」。

⑤⑧ 「第六回臨時議会議事録」昭和三十一年六月二六日～二七日、一四～一六頁。

⑤⑨ 同年八月七日、大祭時の吉備舞奉納につき、典楽会より、「御齋主以下、齋員先生全員御退下の後、金光様がお広前へお帰りになる間に時間を頂いて、吉備舞を演奏お供えさせて頂きたい」との申し出がなされ、同年十月の大祭以降、吉備舞の奉納は祭典後に行われるようになる。「かねて問題となっている『吉備舞』につき典楽会副会長竹本数市氏より教務部長へ口頭

をもって申越の件」昭和三十一年八月一日。

なお、同年十一月一日、教務部長が、祭典次第の変更と吉備舞存廢論議に関する所信を發表し、「典楽に対する教内の批判については、これをもって典楽会自身の大きな反省の機とし」と述べ、同論議に一応の決着を与えた。その後、昭和三十一年に金光攝胤は八十三歳で帰幽し、新教主の就任をみたすが、先に教主の健康状態を理由として一時的に変更されたはずの式次第は、以後も元に戻されることはなかった。「現行の祭典次第と吉備舞について―行徳教務部長所信を述べ」『金光教徒』第二六二号一頁。

⑥⑩ 「本部教会楽部講習会記録」昭和三十一年一月一日～一二日。

〔資料〕 金光大神事蹟集(六)

(凡例は第二四号
一四五—一四六頁参照)

中島屋喜惣治 「金光喜惣治、吉原良三両氏調査報告」(奉88—

抜)

昭和二十六年六月十六日 喜惣治氏の長男朝太郎
氏宅にて同氏夫妻より高橋博志が聴取

六五九 (事一一七三)

—金光喜惣治—

金光大神より半紙八つ切型の御神号を数多頂き居たるも皆、人
に頂かせたりと。三体現存せるが皆、御真蹟なり。(一頁)

中務威加夫 「占見新田村坂助、ごまや金光に関する採訪記」(奉

22—抜)

昭和二十二年十一月五日 中務坂助の子孫中務威加
夫氏宅にて 古川隼人誌

六六〇 (事一一一)

お厨子は教祖より拝領せしもの由、向拝(正面)あり、両側ら
んかん付となり居れり。高さ約二尺五寸(別に台あり、高さ七寸
程のものなりし由なるも、今はなし)巾約一尺なり。古色蒼然た

るものなり。威加夫氏の言に、

「先年こちらへ転じたる時、初めてお室の中を見ました。(そ
れまではお祖母さんが、見てはならぬとやかましく言われないた
ので、そのままでしたが)中を調べた処、鼠の巣になつて何も
彼もめちやめちやでした。唯、金幣があるばかりでした。」
と。

その金幣は大小五本あり、長さ約七寸位(幣串とも)の三本立
のもの、約五寸位の一本立のものと外に一本(やや短し)の五本
なりき。(四頁)

中務とよ 「占見新田村坂助、ごまや金光に関する採訪記」(奉

22—抜)

昭和二十二年十一月五日 中務真一郎氏宅にて同氏母
堂とよ(通称たに)刀自より聴取 古川隼人誌

六六一 (事一一七四)

一、明治十六年十月十日教祖御帰幽の時、刀自は七才にして御葬
式を拝したり。その記憶は極めて明確なること。
一、お広前の天井(次の間のことならむ)隙間なく一杯に大小の

提灯が吊り下げてあったこと。

一、お広前の唐紙（北側のものならむ）の処に白布にて造られたる乳（二個並ぶ）の形にした絵馬が沢山立てかけ置かれてあったこと。

一、信者が教祖様を拜んで居る姿を画き現したる絵馬も同様に沢山立て掛け、又は吊り下げてあったこと。またその辺に小さき鳥居もあったこと—これはお庭の壁の処にもあったこと。
一、布切にて造られたる小さき猿を連ねたるものが、幾筋となくお広前の唐紙（北側）の処に吊してあったこと。

一、お庭の壁ぎわ（東側）に沢山の大小幟さし立ててあったこと。
一、坂助氏は大谷の氏神祭に再三度お招を受けたことがあったこと。（二―三頁）

中村茂次郎

明治四十三年七月二十九日 芸備教会所にて高橋正

雄が聴取

明治七年一月十一日初めて大本社参拝

六六二（事七三三 言一五〇〇―一五〇二）

始めて参拝したる時、途中より玉島へ行く者と同道したに、其者、

「金神様は、近頃悪い評判が立って、拜んでは居られぬとか言うことであります。」

と語り居たるが、参り見たるに、前に御簾下り居り、其前に坐りて御祈念下され、次で、御裁伝ありたり。

六六三（事七三三 言一四九八）

白衣に黒紋付をつけず、袴はつけずして坐らせられたり。

六六四（事七三四 言一四九九）

おひけになりたることはなかりき。お勤めになり居たりき。

六六五（事七三五 言一五〇三）

御祓を一卷か二巻か上げられ、其後に御裁伝ありたり。

難波小市

「富田村亀山難波家探訪記」（奉138―抜）

昭和二十六年八月二十日 難波小市夫妻より聴取 金

光真整誌

六六六（事一一二）

〇占見では中々盛んで講ができておった。

〇占見で拝んぐる内に、繁さ（香取繁）の弟の文さ（金光大神）も、
「金神様を信心せえ、おかげがある。」
という事で信心をはじめ、

「みたまうつしをしてやる。」

と云うて繁さがお厨子をわたしてやった。

○繁さは神様の前にへたつて(坐)いて何でも知っていた。

占見の普請の時でも人手が要るので、大谷の弟をてご(手伝)に頼みに行こうというのと、

「行かあでもええ、来る。」

と繁さが言うので、待つとると、矢張り文さが来るのであった。

(一一頁)

六六七 (事一一三)

○大谷に金神様がある事を知らぬ近藤と佐藤とが占見へ来て、一緒にやって遠方の地へも布教したら、と申し出たが、

「内にはやはり神様ではないから勧めに行かぬ。」

と云うて断った。それから二人は大谷の方へ行つた。

又、大谷から、

「占見が元だから、占見を奥の院にしよう。」

と持ちかけて来たが、

「そんなにしてもらわないでもよい。」

と返事をして断った。(一二頁)

六六八 (言二五七三)

ある日のこと、教祖様は、

「今に見ておれよ。五十年も経つたら、人間が空を飛ぶようになるぞ。」

と仰せられた。田ノ口教会は高見のところにあつて、眼下に瀬戸の内海をみはるかすことができる。ある日、その瀬戸内海の空高く、大きな鳥のようなものが、西へ飛んでいく。東に飛んで行く。西に飛び去り東に飛びくるものをみた。不思議におもい、家族のものに、

「あれはなんじゃ。」

と訊ねたところ、

「おばあさん、あれは飛行機というものですよ。」

という。

「あれが飛行機というものか。ほんに教祖様が仰っしゃつておられたとおり、人間が空を飛ぶようになったのじゃなあ。」

と感嘆久しく、これをあかず眺めておつたということである。

「年徳神はお正月だけ」(抜)

大正三年一月十日刊『金光教徒』第三七号

難波 幸 岡山県児島郡琴浦町大字田ノ口四二一五番地

天保十三年十二月一日生

明治七年始めて参拝

六六九 (事一〇七〇)

毎時参いっても参いっても教祖様はいつもにこやかな御顔許で、「よく参いられました喃。」

と仰せられて次から次へと御理解を下さるので、丁度元旦の晴れ渡った海から今日様がお昇りなさる、それを拝んで何とも言知れぬ嬉さを味いますような心がして、

「もうお日も入相近うござりますぞ、途も遠いからの。」と仰せ下さるまではお暇することも忘れたものであります。

「今日は古川で泊めて貰いますから。」
 と言えば、それでは、とまた長らく御話を賜ることもありました。はい、お正月の事に就いても承った事が度々あります。

野方ちか 明治四十三年八月十八日 操陽教会所にて高橋正雄が

聴取

神戸在住の影山鶴吉氏、教祖より直接承りたりとて聞

きしもの

六七〇 (事七四二 言五四六の二)

神様が、

「鍬の先へ草鞋をつけて、田をうちかえせい。」

と言われるので、其通りをして居った。

拼和元四郎 岡山市新道

七十才

昭和八年教祖拝接者調べ

六七一 (言二五七七)

十一、二才の頃(明治七、八年) 父に連れられお参をなし、其後八、九年信心を続けさして貰い、時に子供の産名を頂きし事もあります。教祖様の御神前に進まれて、何年の氏子と御裁伝のあるのが一番楽みでありました。

橋本加賀 「教祖様の言行資料についての調査票」(584)―角埜武

一

孫金光久市氏より昭和三十年頃聴取

六七二 (言二五七九)

教祖様のお広前御勤め下され、御賽銭箱の出来し最初の日のお賽銭は、一チエイ三文であったとお話し下されたと、橋本加賀よりの申伝え。(尚お、一チエイ三文とは后の一錢三厘に当るとの事。)

六七三 (言二五八〇)

教祖様の御信心御初めの頃、かきわ谷(現浅口郡(船穂町))に再々お参り

なされし事ありし由。

と宣せ下されたとのことです。

長谷川雄次郎 「神慮と教旨」(抜)

大正八年二月十日刊『金光教徒』第二二〇号

畑徳三郎 「教祖の御修行に就て」(奉156―抜)

昭和六年五月三十日 巡教講師講習会に於ける故畑大
教正の講演中の一節

六七四 (事一〇七一)

明治四十三年二月に、故金城教会長坂根利三郎師から承った事です。坂根師は、永年の間、夜中参拝をなされたそうです。当时在任の玉島からです。或夜半過ぎての参拝の際、教祖様は常の如くに、両のお袖でお頭をお掩なされお肘をお机上に突かせられ、端然として御結界に御奉仕なされてお在されます。外には、天高く清く、さやかな月が照り渡って居ます。坂根師は、

「金光様、あなたは何時参拝って参ましても、其処ばかりに神勤下されて御座ますが、今宵は月も大層よろしゅう御座います。少し外へ出て御覧なされませ。」

と御挨拶申上られます。教祖様は、

「此方が此処を動けば、世の氏子が怪我過をします。幼児が縁端で遊んで居る時に、兎守が傍について居て、そら、とんする(落ちる)ぞ。とんするぞというて守をして居れば、怪我過が無うて済うが。どうか世の氏子に、怪我過をさせまい(本当のお蔭を受けさせたい)と思うて願うて居れば、此処を動く暇がないのじゃ。」

六七五 (事一一四)

教祖の御修行に就て

第一世管長(金光)様につき、教祖様御修行の御事について御尋ね申上げたるに對し、次の如き御書付を下されたのであります。御性(修力)行中は、昼夜ともに見ず言わず聞かずして、一心に勤められたり。御修行は夏冬ともに、身には単一枚着用にて、暮六ツより夜の九ツまで神前にて座行あり、又、夜の九ツ時よりは外出にて明六ツまで立行ありたり。とあります。(五頁)

『我等のつとめ』(第四教区支部)

明治四十三年四月十三日刊

六七六 (言三九八)

暮六つより夕の九つまで坐行、夕の九つより明六つ迄立行、夏冬とも単物一枚にて御修行遊ばされしと言う事である。(二〇〇

頁

『金光教信心の要訣』（畑徳三郎）

昭和六年四月五日刊

六七七（言三九八五）

金光大神は、神さまは、なになが一番おすきでありますか、とたずねた人に対して、

「神は、親孝行が一番すきじゃ。」

と、さとされました。（九〇頁）

花田一重

「金光教祖の出現（五）」（抜）

昭和二十八年刊『玉島新聞』

六七八

（事一〇七二）

おはる（小野）が金神様の信仰に入ったのは、孤独で盲目となつたたより無さから発願したもので、一説に高梁川を流れ来た板片を拾い上げたらそれが金神様であったので、勿体なく思つて我が家に祭つたのが始めてであるとも言ふ。

六七九

（事一〇七三）

岡本菊次郎氏の話に「香取の法印（教祖の弟）の葬式は兎島の

五流の手で行われた。案内に私の兄が行き高梁川を船で渡るとすぐ川止めであった。葬式は私も見たが大夕立となり五流のだいがさの袋をとつてあげたら、骨だけの傘で紙が無かつたので急ぎ袋をかぶせた。香取は松井（鴨方町）の山伏と同様五流の下であったので、五流に荒される様なことはなかつた。」と。

「船穂町誌」（抜）

昭和四十三年十二月三十一日刊

六八〇（事一〇七四）

小野おはるは堅盤谷の小野仙次郎の女で、兄百介は一ノ口の種番を勤めていた。おはるは幼時失明し、連島（現倉敷市連島町）の文十郎が金神様を拜んでいたのに参詣して入信した。そして文十郎はもと長尾（現倉敷市市島敷）の楠木屋でお道に入ったものである。（略）その信心からにじみ出たお蔭は、自然と世の人を吸引し、堅盤谷の元金神と称して、祭日紋日（祝）の参詣者の多い時は百人に達し、渡船場の渡守を喜ばせお菓子屋などの家も建つた。おはるは生涯独身であつたが、明治十年七月二十三日没、五十四才。戒名は「西岸如心信女」である。

没後お道の系統は、おはる―百吉の妻小野つね―浅野勘四郎―中村お熊と続いたが、神道大教香取金光教堅盤谷教会となり次いで堅盤谷金神再建計画も立てられたが、経営難となつて廃止した。（佐々木春太氏、白神栄松氏回答、「堅盤谷金神再建趣意書」）堅盤

谷金神保存会発行等による。(四六二―四六三頁)

六八一 (事一〇七五)

安政四年、堅盤谷の元金神小野はるは二十一才で金神を拝んだ。はるの教えを受けた占見の今井繁右衛門(繁則)は同年香取金光教を創立した。(五七五頁)

早川 督 「天地金の大神」(抜) (初版本より収録)

明治四十五年四月刊

六八二 (事一〇七六)

又幼少の頃から非常な眞想家で、村の者などと一緒に、村内の堤防、其他の普請事などに、雇われる時にも、他の人は休憩時を急いで、早く帰ったり、又昼飯後の休息に、小女郎の噂などを言囃す内にも、教祖は一人群を離れて、静に地上に蹲踞(うづくま)り、両手を組合せ、膝を抱いて、深い眞想に耽って居たと言う。又休日(に)に神詣する折にも、道すがら道路の悪い処などを発見すると、一々自ら之を修繕し、石の凸凹を除き、雑草を刈り取ったりして、餘人には真似の出来ない仕事を、教祖はそれが宛も、自分の仕事であるかのように行い、日の暮るのも打忘れて直し(略)。(二八頁)

六八三 (事一〇七七)

其頃(安政二年ごろ)教祖は全く村の者から除け者にされて、誰あつて相手になる者もなく、剩え大谷のたわけと綽名し、馬鹿者扱いにして居たと言ふ事だ。それにも理由のある事で、教祖の養家先たる川手家には田地も一町歩餘あつて先ず大谷での素封家であつたに拘らず、教祖は村の使奴(使奴とは村民の共同小使)にまで慇懃丁寧を極めて、決してこれを酷使するような事もなく、時には教祖自身がこの使奴の代理をして庄屋の使いをしたり、神様のお告と称しては、狂人地味た真似をしたりする事の教祖の心を知らず、唯外見ばかりを見て居たからだ。それに教祖は安政三年頃から寒暑共に冠物と鞋を用いず、焼付くように熱い夏の日にも頼冠一つせず、冬の寒い雪の日に鞋一つ穿かず、其癯貧乏人には物品を恵んだり金銭を与えたり、玉島の商人と取引すればと言つても金銭に頓着はせず、殆ど理由の判らぬ人間とされて居た。この冠物と鞋を廃したのも後日教祖が利三郎(坂根利三郎)にそれが千が日の行であつたと言ふ事を物語つたそうだ。(五四頁)

六八四 (事一〇七八)

利三郎が初めて教祖に教を受けたのは実に安政五年三月十七日、村民が漸く教祖の非凡の振舞に驚き、取々の噂を立て始めた頃の事だ。何様千が日の冠物と履物を断つた教祖は、顔は鉄のように真黒で、見るからに田舎の百姓であつた。実は利三郎も少しばかりの願事はあつたが何の事はないほんのひやかし半分にかけてた

のである。其頃世間に行われた金神祈禱者と言えば、参詣者から白紙、五色紙、蠟燭、白米三升三合三勺、神酒、銭八百八文を取立て、鉦や太鼓をドンドン叩き鳴し、外の見の目にも馬鹿げきつたものであったが、教祖は全くそれと反対で、金一文取るでなし、太鼓一つ叩かず、心から信神の道を説き聞かせたので、利三郎も案に相違し、しかも自分の心願も叶った処から、其後も疑いつつも一日一里餘の道を通つて、教祖の教を受け始めた。其頃教祖には信者と言つてもほんの二十人足らずで、それも信仰と言うよりは教祖の徳を慕つて来るもので、教祖も日々畑へ仕事に出て居たのであった。

其歳の夏教祖は利三郎に向つて、

「明日より神様のお告に依り、土用三十日間日輪を拝する、日中は教が説けぬ。」

と語つた。疑い深い利三郎心中に思えらく、

「さては暑いものだから当分説教を止めるに相違ない。」

と或日突然に日中教祖を襲うと、教祖は四辺に草も木もない広庭の中央に荒筵一枚を敷き、身には白衣を纏い、頭を斜に太陽を仰ぎ見、両手を高く額に付けて端座して居る。それを見た利三郎は心中大に恥入つたが未だ疑の雲は晴れず、幾許何でも朝から日没まであてではあるまいと、数日の間は或は朝に、或は夕に教祖を襲い、時には終日教祖の附近を見廻つたが、何日も何日とて教祖は食事に立つ気配もなく、身動きもせず端座して居たのには、流石の利三郎も、教祖のただ人ならぬのに驚いた。又その冬には寒

三十日の間、木綿崎山で月の出入を拝すると語つたので、利三郎は前同様教祖の様子を覗に行つた。

其日は朝から雪模様空暗く曇つて、寒さは骨を削るようひしひしと身に迫り、夜の八時頃と覚しき頃から雪はちらちらと降りそめ、頓(やが)て風さえ加わり、雪は寸又寸と降り積み、萬戸等しく戸を閉して往来には犬の子一疋通らず、四辺は白皚々として寒さは一人募つて来る。

利三郎は時こそ来れと雀躍りして、夜十二時頃毛皮衣に身を包み、同村の福知屋多助と言うに其旨を話した処、多助も大に興がり、一つ教祖の嘘の皮を引べがしてやろうと、夜の一時と言うに突然教祖の宅を襲つた。利三郎は表から多助は裏手からぬき足さし足して行くと、神の広前には燈明が微かに点つて人の気配がない。扱てこそ文治郎奴寒いのでぬくぬくと眠つて居ろうが……と突然雪を払つて上り込んだ。固より戸閉のない家なり、知合でもあるからして裏と表から上り込んだが、家内は森閑として教祖の姿が見えぬ。二人は再び表へ飛出し木綿崎山を差して韋駄天走に走つた。愈々降り積る雪の枝垂に、樹木の枝の折れる音などが、淋しく鳴り響き、野も山も只白妙の雪又雪、唯見ると彼方の山の頂きに石地藏のような人影があつた。

利三郎、多助の二人は、石地藏の如き影を認めながら、或は教祖が人目を騙す為め藁人形でも据置のものはあるまいかとまでにまだ疑いつつ、其影に近寄つてつらつら様子を覗うとまごう方もない教祖の後姿で、泰然と端座したまま雪は膝を没し体温の暖みに

頭上丈は雪が積らず、薄すらと綿帽子を冠つた程になつて居る。

呼吸の根が絶えたか、凍死だか、身動きもなく頭を垂れ両手を膝の辺りに合掌して居る有様が雪明にくつきりと見える。二人は側近く寄り進み、

「先生様。お寒くはござりませぬか。」

と呼冤ける。教祖は答へなく両眼をみはつたまま姿は元の通りである。雪はやまず、風も風ぎず、寒気は刻一刻と募つて二人は手も足も正体なくなつた。利三郎は重ねて教祖を呼掛けると此時初めて教祖は屹と顔を挙げ鋭い眼光に二人の顔を見詰たが、言葉は更に交さぬのである。其眼光、その態度、一目見られた利三郎、多助の二人は恰も強い電気にでも触れたように立慄み、二、三間跳飛ばされるように後に退つたと思つと、二人は無我夢中一目散に山を下つた。当時の模様につき利三郎は編者に向い、

「其時の教祖の神のお眼のかがやきは何ともお話の出来ぬ程物凄うござりました。」

と語つた。それでも利三郎は未だ気が済まぬ。多助も同様でこれは必定教祖が態(わざ)に雪の夜を選んで、これ見よがしの行に相違ないと、翌朝早速教祖の家に押かけると、教祖は最う衣を改め、神の広前に端座して信者を相手に教を説いて居る。寝た暇もない有様だ。二人は又々其晩、又の夜も、次の夜も一人は教祖の宅に一人は、山に赴いたが教祖は夙(こがらし)寒く、雪白き木綿崎山の絶頂に、氷の如き月光を浴びて端座して居たと言う事だ。其後教祖はこの兩人に向い、今の神訓にある「真の道に入らば第一

に心の疑の雲を払えよ。」との意味を説き聞かせた。教祖の表行はまたこの外にも沢山ある。しかし孰れも神のお告に依つて行つたもので、教祖の行いではないとされてある。此が教祖の自覚のある処である。(五五―五九頁)

六八五 (事一〇七九)

文久三年の春の事、教祖は今しも神の広前を退いて縁近く立出で、暮行く空を眺めて居ると大小を腰に手挟んだ壬生の浪士が二人、つかつかと庭に這入つて教祖の面前に立塞がった。

「おい、こら百姓！」

と突如に大声で呼わり、

「其方の祭る神は何だ。」

教祖は又かと思つたが心の内では迷いの若よ救つて遣らうと……

「はい、天地金の神と申します。」

「天地金の神だ、其のような神があるか。」

「はい、月と日と……」

と教祖が言おうとするのを遮り、

「其方は金神を崇障ぬ神とぬかしたな、さ、さ、何して金神が崇障らぬのだ、其理由聞こう、尚其方は方位方角を無しと言つた、其れも聞こう。」

と浪士愈々声を荒立てて暦学陰陽の議論を吹掛け、

「さあ、ぬかせ百姓、返答ないは我が論に服したと見ゆる。」

と一人の浪士は教祖の祭つて居る神棚を破壊し、供物をドシドシ

と庭に投出す、すると又山伏が三、五人教祖の神棚の道具類から門に積重ねある米俵まで持運ぶ、それでも教祖は自若たるものだ。浪士は重ねて、

「如何に百姓返答はないか。」

それでも教祖は啞の如く口を噤んで石の如く端座したまま貧乏動(ゆる)ぎもしない、氣に逸る浪士は鯉口(刀の鞘口)すこし寛げパチンパチンと鏗音をさせたが、それでも未だ教祖の返事がないので、スラリと二尺餘の水の垂れそうな大刀を引抜き、真向から振翳した。これより先きこの有様を目撃した信者どもの驚きは一方でない。何れも只あれよあれよと立騒ぐのみで、誰あつて其場に仲裁するものもなく、片唾を呑んで見て居ると、教祖の大胆さ、切れるものなら切つて見よと言わぬばかり、首を延ばして差うつむき、両眼を閉して居る、若い浪士は刀を振上げたものの教祖の沈着な態度に氣遅れしたが、そのまま刀を納めて立帰つたと言う話がある。教祖は後で一同に向い、

「まだ私も斬られる处には行きませうまい。」

と物語り頓て神の前に平伏し、

「かかる不心得者も皆大神の氏子なれば、此方身に引受けて其罪を消滅(とりはら)い願ひ奉る。」

と却つて迫害者の罪を詫たとと言う話を佐藤範雄、近藤藤守の両氏が涙乍らに編者に語つた。(六六―六八頁)

六八六 (事一〇八〇)

今の管長が未だ幼少の頃、他の兄弟達と一緒に別室に寝て居ると、其夜更てから何者が庭の方でがやがや高声に罵り騒ぐ声が聞えた。管長は何事かと枕から頭を擡げて耳を澄すと全く聞き慣れない人の声で時々母(登勢子)の邊(あわた)だしい声と父(教祖)の落ち付た咳払がする。すると荒々しい声で「百姓……斬つて了え」など縁を土足のまま踏歩む音などが聞える。子供心の恐ろしさに、管長は夜具を被つて出でもせず、翌朝父(教祖)に其話を聞くと、京都へ願の筋あつて出る山伏が路金につき、三人大刀を持つて襲い来たとの事であつた。

斯る災難は日々昼夜を分たず、教祖に降かかつた。斬うとしても、殺そうとしても、神に身をまかせて挙動(ふるま)う教祖は不思議にも災難を免れる。山伏共は愈々それが癪に触り、遂に教祖を毒害しようとさえ企てた。実に当時の教祖が身の上は風前の燈火で、何時何時殺されるも判らない。氣の狭い女氣の登勢子は一人心配で時には涙をさえ流し、

「斯様して田も畑もある身の上で何を好きこのんで此様な詰らぬ事をばする。大谷文治郎と言われる程のものが、山伏どもに唾かけられ、足に踏まれ、これを妾が何で黙つて見て居られようぞ、泣かずに居られよう。」

と登勢子は涙ながらにかき口説き、教祖に元の百姓に帰つてくれと言つたのは度々であつた。登勢子は良人の信仰を知らなかつた。教祖は其都度腹の中はかきむしられる程辛かつたろうが、斯う言う事のある其都度、神の御前にひれ伏したのであると、坂根の翁

は涙を浮べて語るのであった。其の上世の常の者ならば夜もおちおち寝られぬ勝でもあろうのに、教祖は一向其様事に頓着なく、門の入口には俵を積み、兩戸は閉さず、果ては門前のいち(ぞみ)さえも埋めて了い。

「這入ろうとするものは入るに委す。盗もうとするものは盗むに任す。」

と常々家人に語り聞かせ、敷居に厚板を釘付けにしたのも此頃の事であった。(六九一七〇頁)

『天地金の大神』(早川督) 大正元年八月二十日刊

六八七 (言三九八六)

教祖は、安政六年より明治十六年十月十日の終焉まで、自分の門の扉や縁の兩戸を鎖した事がない。門の内庭には米俵が積み重ねてあり、又家の内には相應の財物もあり、する処から妻の登勢子は、またこの戸閉の事を苦にして、盜賊のおそれがあるの何のと頻りに氣を揉んだが、教祖はそれに少しも取合せず、

「取るものは取って去ぬであらう。これ丈のものが無くなる内には、神様から道さえ立てばまた何のようにでもして養つて下さる。神の御用のないものなら二十俵や三十俵の米を大切に置いて置いた処が、食べて了えば飢死せねばならぬ。夜は寒いからと言って戸を開めたりして居ては氏子の参り来る邪魔になる。神の広前には門や戸は要らぬ。」

と語り聞かせた。それでも未だ兎角家内のものが兩戸を閉め度があるので、慶応三年十一月五日教祖は遂に敷居が上に厚板を釘付けにして一切戸閉の出来ぬようにしたと言う話がある。(五三頁)

六八八 (言三九八七)

それが或日の事、桜が散つて雨がしとしと降つて居た。一人の老婆が傘もささず、雨にそぼぬれながら杖に縋つてよたよたと教祖を訪れた。

「金光さん、孫が病気で……」

と老婆は教祖から神の理解など聞いた後で、

「これを神様に。」

と盆に菓子を盛つて帰つた。教祖は老婆の願ある通り、件(くだ)の菓子(こ)を神前に供え祈願をこめて居ると、やがて神様から、「菓子は下げても子供に食わせな。其方(そち)一人味おうて見よ。」

と何時にないお告があつた。固より信心篤い教祖の事であるから何で神様のお告げに背こう。教祖はお告通りその菓子を有難く戴いた。さあ大変！この菓子こそ山伏が教祖を殺そうと態々老婆を使に立てた毒菓子だ、教祖は見る見る顔色蒼褪めて手足を腕き苦悶を始めた。息は次第にせわしく迫つて来る。登勢子は氣も顛倒し涙ながらに介抱する内、附近の人々も駆け付け医師を招くやら大騒ぎだ。すると教祖は苦しき息の下から一同に向い、

「皆々好う見舞うて下された。死ぬも生るも神様の御心の儘ぞ。」

打棄ておけ。神の御用のある身なら神様は助けて下さる。」
と一同に挨拶をなし両手を胸に合掌して居る。(七一―七二頁)

早田玄洞 「金光教祖とその教義」(第二版より収録)

昭和五年七月刊

六八九 (事一〇八一)

文治郎は天性実意丁寧な善良な百姓であつた。彼の周囲には一人も敵がなかつた。彼は村人と共に四国霊場順礼にも行き、金毘羅参り、石槌山詣もした。彼が神仏に対する態度は甚だ真面目で、行く処まで行かずに遙拝で済ますというような横着なことは、絶えてなかつた。彼は家に居ても神棚を祀り、朝夕に心経を誦し、祓詞を奏げることが怠らない程の信心者であつたので、村人は彼を信心文と呼んだ。(六一―七頁)

樋口鹿太郎

明治四十三年八月 本人自宅にて高橋正雄が聴取
弘化三年生 文久二年六月十日初めて大本社参拝

六九〇 (事七四四 言一五六二)

明治二、三年頃、教祖の神勤は、晩は六時迄なりき。

六九一 (事七四五 言一五六四)

私には余計行はないが、

「秋中、洗(洗カ) 足で仕事をせい。」

と言われるので、人が笑うては、と思ひ、草鞋を牛鞞の先へかけて、出で居つた。すると、人が、

「文さ、どうしたら。」

と言うから、

「草鞋が足を喰うてどうもならんから、こうして居る。まあ、楽になつたら履こうと思つて居る。」

と言つて居つた。

六九二 (事七四六 言一五六五)

百姓を止めて、田地がいらんから、売つて了えいと言う事で、売ろうと言うのに、家内の折合が悪つて、分地をして子供に迄やつて、私の分だけ、向明神へ買つて貰つた。

六九三 (事七四七 言一五六六)

向明神、話さるるに(木綿崎館新築以前なりしか)、

「金光様へ、銭を取つて貰おうと思ひ、持つて行つたら、金光様は、

『要らぬ銭が出来たかい。』

と仰せらる。

『いや、要らぬ銭はありません。』

と申上げたれば、

「それなら払わいでもよい。」

と仰せられ、其儘なり。」

と話されたり。

六九四 (事七四八 言一五六七)

安倉の先達来りて、神前のものを皆持ち帰り、御厨子のみ残り居りたる時、参りたるに、

「こんなに神様の所が淋しうなっても、同じ事じゃ。壁をあてに拜んでも靈験は立つのじゃから、まあお参りなされ。」

と仰せられたり。

六九五 (事七四九 言一五六八)

御普請の彫り物出来居たる頃、小坂のせんがく来りて、神前のものを取り去りたる時も、

「神様が、『やつて了えい。三年先を楽んで待つて居れ。』と言われ、『大谷の津か、伊勢の津か、言う様になる。』と言われるが、それはなんぼう先かわからぬ。」

六九六 (事七五〇 言一五七二)

小坂のせんがく来りてより後のこと、或日、参拝したるに、

「昨夜、神様が、『ここへ参つて来るものの中で、真の信心から参るの、ちよつと大谷の金神へ参つて見ようかいと言うて

来る者とを、分けて見せる。』と仰しゃるので、どう言うこと

かと思つて居たら、御燈明を上げる時、その火が、そこに積ん

である御獻備に移つて燃え出して、二百五十許りあったのが、

たつた三十五残つた。『これ上げが、真の信心から参つたの

じゃから、これをお届けせい。』と言うことじゃつた。」

と御話ありたり。

姫路まき 「姫路まき氏談話要領」(奉244―抜)

昭和二十七年十月二十一日 新宿教会にて金光真整、

竹部教雄記

明治五年生れ 実家笠岡市富岡

六九七 (言二五九二)

(兄の下痢のとき) 私の母が、

「医者につく事はない、な。おる。一生けんめいにお願ひするから。医者につくが良いかわるいか、御願ひして来る。」

と言つて母がお参りをしました。金光様は、

「お剣先を黒焼にして、薬と思つて頂けば癒る。」

とおっしゃいました。そして、その通りになおったといふこ

とです。(一五―一六頁)

六九八 (事一二〇 言二五九三)

私は十才（明治十四年）ばかりの子供の時からお参りをしておりました。母が緋の布を織ってくれたのを着て、赤い帯をして、尻からげをして参っております。母のねき（側）で一緒に拝んでおりますと、金光様はろうそくの火をつけて御願いになります。そして、すむと、扇子で火を消されました。

お弁当は廊下より一段下のところで頂いております。井戸の水も頂きました。帰りには車にのせてもらいました。雀堂のところまで出ますと、車がありました。そこから乗っておりますが、車夫が、

「富岡までなら七銭つかあせえ。」
 と言っていたのを覚えております。（二六―一七頁）

六九九（事二二一 言二五九四）

私が金光様に御あいさつをすると、

「よう参って来なさったのう。遠いところをよう参って来なさったのう。」

とおっしゃって、蜜柑や柿などを、ころころ転がして下さいました。それをいただくのが楽しみで、よくお参りしてました。

（二七―一八頁）

七〇〇（事二二二）

檳榔子の黒い紋付の羽織を着ていられたのは覚えております。

後々になると、赤鉢の私の姉のうちが染物屋でしたから、奥さん

が染物に見えていました。（一八頁）

七〇一（事二二三 言二五九五）

おまつりの時には、金光様の藪の下の道に、角灯笼が立派に出してありました。（二八頁）

七〇二（事二一五）

御神前には、ささげや、小豆などが山の様にお供えしてありました。俵でも三俵位は前に積んでありました。ゆりわが重ねてありました。豆、麦、小麦等、なんでも出来たものをお供えするのです。だから、お百姓をなさらぬのに、何でもお百姓以上に沢山ありました。（二〇頁）

七〇三（事二一六）

お広前の上り口の両側に、提燈が一つずつ下げてありました。

外には赤梅の木がありました。梅の木と柿の木との間に、小さい松の木がありました。

向って左ひら（側）に、獅子が置いてありました。（二二頁）

七〇四（事二一七）

奥城の墓が、木であった時分の事は知りません。また、金乃神さまの昔の事は知りません。（二二頁）

七〇五 (事一一八)

金光さまは、頭の髪が薄うになっていました。(二二頁)

七〇六 (事一一九)

私の父は、金光様のおがりになる奈良漬を漬けに行っていました。正月五月九月には、神様へお供えになったお餅を、唐臼からうすではたいて、それを沢山貰って帰っていました。それを頂くのが楽しみでした。

それですから母は、

「孫子の末までも、金光様の御恩を忘れさすなよ。」

とよく申しております。(二二頁)

福嶋儀兵衛

「福嶋儀兵衛師略歴及信仰史」(奉245―抜)

二代儀助師よりの聞き書き 福嶋真喜一誌

明治二年旧七月一日始めて大本社に参拝

七〇七 (事一二五)

一、明治二年(三十九才)

旧七月一日、入信以来の念願たりし御本社参拝ここに成就す。

酒井佐吉氏と同道、川口より乗船、三幡に上陸、御霊地に着す。

格別の暑熱、古川家に休息、勤めらるるままに汗をぬぐい御本社に参拝、御取次を頂き御神縁を蒙りしことを御礼申上ぐ。時に左

記お書下げを下され、

「これをめどにして信心せよ。」

とて数々の御理解を頂き、初めて御温顔を拝し、懇切なる御声教に接し、感激措く能わず。古川家に一泊、翌朝改めて更に御教を賜り、次回の御引寄せを御願ひ申してお暇を乞い、帰途につき、無恙帰着。

御天気続き、海上も穏で道中障りなく誠に結構であった。格別の暑さ、古川様で休息、御親切に、

「丁度風呂が沸いているぞ。ついでに汗を流して参拝なされい。」

との御言葉にて、そのようにして参らせて頂いた所、金光様御家族より、先に入浴させて頂いたことがわかり、勿体ないことであつた。

御広前に参れば、金光様には、御存じ下され、

「大阪の氏子、遠方よりようこそお参りなされた。」

とおやさしい御言葉を頂き、おやさしい中に神々しい御姿を拝し「ほんにわしは幸福なよい信心に御縁を頂いたものじゃ。」と心から嬉しく「有難うてならなんだ。」と家族等に感銘を語る。(略)

上記御書附を帰宅

日天四 丑 生 神 金光大神

寅 鬼 門 金 乃 神

月天四 申 大しようぐん不残金神

念を捧ぐ。

ここに金光様御取

次を頂き、親しく天地の大恩を教えられ、世の親神金乃神の御比礼を直々に仰ぎ奉ることとなり、爾来、諸神神仏を拝した信仰生活に、天地に通ずる正しい生き道を頂くことになった。後、更に御神体として、御幣を拝授さるるに及んで、これを側座に奉掲す。後年長女マス、押木家に入嫁するに際し之を譲り、祭祀せしむ。後、豊崎教会御神座に納り、扇町教会に伝わる。(二一―五頁)

七〇八 (言二五九九)

神様のお祭りは正五九月がお祭り月じゃ。(四頁)

七〇九 (言二六一八)

(明治十六年正月、参拝の時)

「金光大神永世生き通し。形のあるなしに心を迷わさず、一心に真の信心を立てぬけよ。」
との御思召を頂く。

中野儀太郎と謀り、心齋橋筋丹波屋にて紅白の御紋菓子を註文、御本社に持参献上す。教祖の神いたく喜ばせられ、

「初めて神様の御菓子が出来た。」
と早々御取次下さる。

福嶋輝明 「真砂教会と初代福嶋先生」(抜)

昭和四十九年十一月刊

七一〇 (事一〇八四)

金光さま、百日の御修行のことを承り、凌ぎ難い暑熱の中を、日々その御成就を祈念申し上げ、自らも御用に専念した。家内中、恙なく秋を迎えた。十月十日、金光さまの御縁日、朝の祈念のさなか、赫々と照り映える日輪が拝まれるとともに、

「金光大神、神上り。」

との厳かな声を耳にした。明け方になって、近藤藤守から、

「金光さまの身上に、何か変があつたようだ。」

と使いが来、

「私たちは、これからすぐ、大本社に参るから、留守をたのむ。」

とのことである。儀兵衛は、両所の広前をゆきつもどりつして、動揺する信者たちを戒め、

「金光さまは生き通しであられる。これまでにままして、御神徳を蒙らせて頂ける。」

と励まし、藤守らの帰りを待った。御葬儀がすんで帰阪した藤守たちから「神上り」の御様子を聞き、感無量であった。儀兵衛は、日をおいて、儀助ら信者二、三を伴い、大本社に参拝、奥城にぬかずいて、帰阪した。(三七―三八頁)

藤井 新 「教祖の御事蹟について―子供は神様―」(抜)

大正六年十月十日刊『金光教徒』第一七二号

七二一 (事一〇八五)

私の両親(藤井恒治)が常に教祖様は、

「子供は神様じゃ。」

と言われて可愛がられたという事を話します。私の兄(婿しげのの)が未だ五才位の時の事でした。屋守の実母につれられて教祖様の許へ参つて来た或る日の事、御神前に供えてある御献供の或物(兄が申しますにそれは後に母に聞いて知つたのだが、赤色や青色の混つて居る麩であつたという事であります)が欲しくて欲しくてたまらず母にそれがほしいと言つてねだりました。母は御無礼だと言つて兄を叱りました。其の時教祖はつかつかと御神前に進まれて其の麩を下げて、

「そら、あげましょう。」

と言つてねだりて居る兄に下されました。以上は兄が私に話して呉れた実話であります。

「今昔物語(二)―分部と私―」(抜)

昭和二十九年十月十五日刊『直信』第四号

七二二 (事一〇八六)

教祖生神金光大神様の御在世当時、已に金光正神様は士族としての金光金吉家を創立せられ、備中総社(現総社)を引揚げて岡山城下に新生活を始められたのであります。が四神様は色々の事情があつて(恐らく主な理由は御神前奉仕即ち教祖生神金光大神様の

ありしままの御取次と言う大任の性質上からと、他に考えられる事は本家の同居人としての立場からであつたらうと察せられる節があるのであります)その御一生は戸籍上では、金光本家の家族の一員として八人の御子達を此八畳の間で次々と養育せられ、後日、教会(立教聖場)御改築迄、此一室に於て簡素な生活が続けられたのであります。

この小屋は母屋(立教聖場)の西側にあつた小藪を開いて、そこに建てられてありました。

藤井吉兵衛 広島県尾道市本町 高橋エイ(元治元年二月

(北国屋大明神) 十一日生)

昭和二十三年七月七日 自宅にて高橋博志が聴取

七二三 (言二六一九)

藤井先生に連れられ大谷に参つて居たが、教祖より、何の年しかじかか、と御裁伝があり、後で藤井先生が其れを説明して下さい。

七二四 (言二六二〇)

教祖御帰幽の時、藤井先生、金光大神神上り、と御知らせを受けられ、尚何か御葬儀の御用もあるよう御知らせあり。急ぎ、船

にて参られしが十月十三日にて、既に御葬儀の準備は整えられてあり。向明神に、

「何か御用はありませんか。」

と伺いしに、

「もう何もありませんまい。之のようになって居る。」

とて葬列役配の帳面を見せられしに、大神一對の所に一人の名前だけありて、一人空白あり。

「身に余る其の御用を頂きたり。」

と常に語り居られたり。

藤井記念雄

「藤井くらの信心についての一考察」(抜)

昭和三十五年刊 紀要『金光教学』第三号

七二五 (事一〇八七)

——藤井和賀之助師談——

「教祖から、恒治郎に嫁すとき、またその後にも色々教えられ、書きものにして下されたので、柱に貼っておいた、ということ
を二、三度聞いている」(七九一八〇頁)

七二六 (事一〇八八)

——藤井しげの、岡本真佐与、藤井新氏他述——

明治九年の後半に、恒治郎は播州へ測量に出かけた。その留守

にくらは実家に帰って長女しげのを出産している。

「母くらは、そのとき実家に帰ってお産をした。父(恒治郎)が、留守のため、籍は次の年に入れた。」

ということである。そして翌年、恒治郎が播州から帰って間もなく、鶴新田(現倉敷市連嶋町)という新開地へ開墾に出かけた。このときのいきさつは、母のきよのがむつかしく、産後一週間も経たぬうちから、唐臼(たうす)をつかせていたなどということもあったが、とにかく教祖が、

「新開地へ行け。」

といわれて出たということである。このときには、親からおうこ(天秤棒)一本と茶碗二個などもらい、教祖から世帯道具をもらい、笹橋から米三升と茶碗十個をもらって出たという。そして灰ふご(竹や藁で編んだかご)の片方にしげのをのせ、一方に荷物を積んで、かついでいったということである。新開地での様子は、

「そこへ行ったとき、丁度売りがあり、それを買って入った。そして開墾に精を出したが、当分は生活が苦しく、野菜を作つて、かついで売りに出していた。」

ということでも凡そ知られる。またこの年(明治十年)コレラが大流行し、

「四神様が教祖様の御書附を持って、新開地まできて下され、『これを肌身はなさず持つておれ。』との教祖様の言を伝えられ、それを、いつも肌につけていた。」

ということもあり、明治十二年には、次女(真佐与)も生れてい

る。このように四年間、新開地で農耕に従い、明治十四年に、教祖から、

「帰ってこい。」

といわれて帰ってきた。このときは、小舟に三杯の荷物をもって、黒崎(現倉敷市玉島)の小原についたという。大谷村に帰って、

「教祖から『雨にぬれぬがよいか、よい着物を来た方がよいか。』といわれ、『雨にぬれぬがよろしい。』と答えた。そのとき、教祖が五十円出して下さり、六畳二間の二階建て(六畳四間)を建てて下さった。」(その家は、金乃神社の社地にあつたので、後に境内を拡げるとき、金光菘雄氏の申出で他の家と交換した。そして、その家は、社地の丁度下に建てられ、後に―明治二十一年―巡查派出所が初めて設けられた時それに提供された。)

ということである。そして始めは小商売(草履その他)をしながら、ぼとぼと、お参りにくる人を泊めていたという。宿を始めるようになったのはこの頃からで、その動機は教祖のたのみを受けることであつた。これについて教祖が、

「『すえ末代まではさせぬから。』といわれた。」(『すえ末代まではさせぬから』といわれたが、その次のこと―何をするのか、どうするか―を聞いておけばよかつた。』というていたことはよく聞かされている。)

とのことである。(八四―八五頁)

藤井きよの 「向妙人生代記」(奉17―抜)

神崎八萬雄(倉敷市前神町三〇〇番地 昭和二十三年現在五十八才)が本人より直接聴取し、教祖二十五年大祭(明治四十一年)の頃本部に提出したものを

七一七 (言二六二)

金光様の御先祖は伊予の国の川之上(現愛媛県川之江市)と言う所の家老に、川手武右衛門、川手次右衛門、川手太郎左衛門との三人が、慶長十五年(一六〇六)の七月の十五日に三人とも討死にしましたのを、太郎左衛門の妹に当る十三才になる者が見て恐れて、系図の巻を持って逃げ、此所へ御出になられました。此所は昔は海浜でありました。海浜の子の無き老爺と婆とがありました。其の老夫婦がいました。此の子は人らしき者であると言いました。子としました。此の子には、柏島(現倉敷市玉島)の城主の赤澤と言う者より養子を貰われました。これが金光様の御先祖であります。

紀州の高野山へ日牌(毎日の供養料)を御上げになりて居られますから、三十年程前に高野山の僧が来まして、此所には川手武右衛門の子孫が居ると言うて尋ねて来ました。(二―四頁)

七一八 (言二六二)

金光様の十三才の時の正月に、近所の者が、
「てぎやほうびきをせよ。」
と言いましたから、

「金がない。」

と言われましたら、金十匁（今の十銭）を貸して呉れましたから、借りまして金遊びをなされましたら、金がみて（なく）まして親に叱かられて、親は払うて呉れましたので、金光様は親に叱られてからは、てぎやほうびきをせよと言うて金を貸して呉れる者は不親切で、

「金遊びをすな。」

と言うて呉れる者は親切である、金遊びをするものではないと感じ入りました。（四～五頁）

七一九（言二六二三）

足洗に一の宮（吉備津神社）に参詣せられ、また四国に行く時に、納め札を寺内の師匠様の所へ納める迄では妻の傍へ寄らぬというのが、御修行でありました。（五頁）

七二〇（言二六二四）

金光様の三十六才の嘉永二年の酉の年の五月十一日迄で、子が五人逝去したのは、二十歩の御免地があります所に毀れ宮がありまして、これが伊予の川之上から御先祖が来たのが御方角の良（丑寅）坤であると言う事を、金の神様に信心をして居られましてから御承知になりました。

御免地とは御本部の手洗鉢の上にある御紋の石灯籠のある所です。（五～六頁）

七二二（言二六二五）

龜山の出張り（現倉敷市玉島）と言う所の伯母の所へ、金光様の御弟の繁（香取繁右衛門）と言う者が養子に行きまして、信心して居られますから、其れで金の神様が金光様に、

「繁に家を建ててやれ。」

との仰せでありますから、金光様は家を建ててやられましたら、

「汝は金の神の仰せの通りに、金の要るのに惜まざとした。」とて大變に御蔭が立ちました。

二回目には、焼の辻（現倉敷市玉島）と言う所に家を嘉永三年の戌の年に建てて御やりになりました。

三回目には香取（現金光町）と言う所に家を安政六年未の年に建てておやり遊ばされました。嘉永二年の酉の年、金光様の三十六才より、安政六年の未の年迄で、弟に三家を建ててやられました。（六～七頁）

七二二（言二六二六）

嘉永二年の酉の年、金光様の三十六才より、安政六年の未の年迄で、四十六才迄でと言う間は、農をなされましても金の神様の御教えの通りになされました。

安政六年の未の年の秋に作りまし新しき糶摺を、三人掛からねば挽けぬのを、

「金の神と連れ節で挽かぬか。」

との仰せで、金の神様と金光様一人にて、直径尺九寸の新らしき

親摺を一人にて御挽き遊ばされました。又、妻(と)と姑(金光大神の養母)とは門にて桶扱をして居られました。(七頁)

七二三 (言二六二七)

安政六年の未の年に、占見の倉本と言う所へ清左衛門と言う酒屋がありましたのが、坤に普請をしましたら成就しませぬ内に、家がめきめき言い出して倒れてしまいましたら、金光様の所へ来て、

「建てさして下さりますか。建てさせんと言われますれば取除けます。」

と言うて金光様に尋ねましたら、金光様は、

「理解をするから、後にせよ。」

と言われましたら、

「理解はいりません。」

と言うて帰りましたが、其家は絶えてしまいました。(七〇八頁)

七二四 (言二六二八)

大谷の金神駅(現金山)の前の幸蔵と言う大工がありました。其れの妻が良へ汚れものを投げるから、

「投げな。」

と言うても聞きませなんだら、大工が朝仕事に出て居りましたら、人が呼びに来ましたから、帰ります時に、金光様に伺いましたら、

「良の御無礼の御叱りである。」

との事でありましたから、御言詫びを申して帰りましたら、善くなりて居りましたから、裏の良へ出て、

「私が投げなと言うのに投げたからである。」

と、御礼参りもせずと言うて居りますと、気分が悪くなりてから、おっと、未だ御礼に参詣せねばならぬ、と思うて参詣せられましたら、全快しました。(八〇九頁)

七二五 (言二六三〇)

金光様は安政六年の未の年の十一月二十一日に御坐りになられました。御坐りになられた時は四十六才でありました。世話方には森田八右衛門、川手保平、藤井駒次郎との三人でありました。

(一〇頁)

七二六 (言二六三一)

宮は二十八円と服装と烏帽子と笏とで四円五十銭、此の品を五月の菖蒲の日に金の取り引きをしました。

御宮を買ひまして□年の六月二日、妙人(藤井)様が引き受けて師匠腕前をなされました。

後に宮を買ひましたのは□年□月□日、宮は二十八円で買われました。師匠腕前には、切り干しが一斗と、ねじ干しが百本と、からしが一升、和布が六貫目と、荒布が五貫目と、尽るかはの荷じまいの魚を二十五銭で買い受けて、後から持て行て出しました。酒は三挺にて一挺と一斗程残りしましたのを返しました。酒の値は

一升十三銭でありますのを一石買いました。議員とあらましで三十円程入りました。(一一頁)

七二七 (言二六三二)

御本部の向の妙人様のせられましたのは十六円程入りました。御上への御礼金として百円を御本部の向の妙人様が世話せられました。

社地を買われましたのが五十円にて買われました。御本部の向の妙人様が世話せられました。上の山の祭典場の社地を十三円にて買われました。(一二頁)

七二八 (言二六三三)

庭瀬(兼去、板、倉勝弘)の御屋敷より白金を五十五円を寄進せられました。岡山市上之町の備中屋より、杉皮を三間社へ茸く程と、割り物と社地を買われたのを五十円寄進せられました。四番町の松本与次右衛門より、向拝柱を二本と向拝ぬきを寄進せられました。

(一二頁)

七二九 (言二六三四)

大阪の白神新一郎より十二俵宛つ二年寄進せられました。二代白神が金光教会を開く金を心配せられました。教会を開く手続の、御上の方は佐藤範雄、金の手続は御本部の向の妙人様、金は白神より出して出来ました。(一三頁)

七三〇 (言二六三五)

中新田の中桐伊右衛門より、壁板にする楠の木の壁板だけ寄進せられました。兵庫の安藤みねと言う者の所より、教殿の上り口の大なる蘇鉄を寄進せられました。胡麻屋(坂助)の出社と御本部の向の妙人様とにて石の手を寄進せられました。

下淵の橋を、御本部の向の妙人様と浅井岩藏と藤井吉兵衛と玉の浦の教会所とで寄進せられました。御本部の向の妙人様はすぐに金を借りて払われ、外の人は三年に払われました。

妙人様が十二円をすぐに払われ、棟上げは、五(御カ)酒五升寿司五升とままり百とを御本部の向の妙人様が寄進せられまして、棟上げができたのであります。

金光様の裏より北の道が橋迄でが毀損たるのを、御本部の向の妙人様が先導にて、胡麻屋の出社より五人来て修繕できました。

御本部の向の妙人様が石屋に五十銭と寿司とを心配をしました。(一二一―一四頁)

七三一 (言二六三六)

御坐りになる迄では、畠に行かれますのに裸足の行にて畠をなされました。御坐りになられましてからは、炬燵にもあたらず、火鉢にも手を出さず、湯にも入らず、湯も使わず、夏は蚊帳も吊らずして、心行をなされました。水に決して浴びた事はありません。水を浴びるのは表行と言います。金光様は表行をなされたものではありませずして、心行をなされました。是れが心行と表行と

の区別であります。(二四―二五頁)

七三二 (言二六三七)

安政六年の未の年、金光様の四十六才より、明治十六年の未の年、七十才になる迄では、金光様に金の神様から、

「神は湯に入るものではない。」

との仰せでありましたから、湯にも入らず湯も使わず、只一ヶ月に二、三回下駄を御召しのまま水を掛けて、足の先きと手の先きとを御洗いになるだけで、七十才迄で御通しなされました。

其頃、金光様は一ヶ月に二、三回水で御洗いになるだけで身体に悪臭はありませんと云うのも、金の神様の御蔭であります。

(一五―一六頁)

七三三 (言二六四二)

旧九月の御祭り

旧九月二十一日二十二日の両日が金の神様の御祭り

旧九月二十二日二十三日の両日が月の大神様の御祭り

旧九月二十三日二十四日の両日が日の大御神様の御祭り

旧毎月二日三日の両日が大将軍様の御祭り。大将軍様とは三方暗

方(塞)りの金神様の事であります。

安政六年の未の年に金の神様と金比羅様とが御取り合せになりましたから、旧九月の九日十日の両日に御祭りがあります事になりました。(二二―二三頁)

七三四 (言二六四三)

文久二年の戌の年の三月の二十八日に、小坂の蓮行院と大島の大成院との山伏が来ました。来まして、一反の五幅の幕を二つと、大なる金幣五本と鏡を五面と、幟を五本と大提灯を五張と、賽銭函一つと絵馬を五枚と、一間の床へ懸けてありました間幕と煎餅菓子等の雑品を、晩に持て帰ります時夕立にあいまして、一人の山伏が門の前にある水の溜りたる麦畠に落ちましたで、濡れて、此所を立ちて帰る途中の津と言う所にある小野と言う庄屋へ行きまして、三円程借りて帰りました。(二七―二八頁)

七三五 (言二六四四)

玉島の易者に喜一と言う者がありまして、二回も三回も来ましてぐずりては、何か貰うて帰りて居りましたが、三回目に来た時には、一日も寝こんで居りましたのを、川手保平と言う世話方が来て、

「私が死ねばよいから、此方へ来い。」

と言うて一刀を腰に佩びて、中新田迄で行かぬ内の二巻(又カ)迄で来た時に、

「之より後は来ぬから許して下さい。」

と詫びましたので、許して帰しました。(二九頁)

七三六 (言二六四五)

山伏や易者の来るのは、品物をやれば帰りて居りましたが、其

頃明治四年の未の年に御皇上から止められましたからは、警察署の巡査が来まして御広前の敷台の上に坐りて居ります事が百日位でありました。金光様は其間居間に控えられて、祈念をさせませぬから、静かに手を合わされまして心祈念をなして居られました。又、金光様の御妻は糸車を持って中の間に居られまして、糸を紡ぎ紡ぎ、参詣せられまする人に導きを教えて居られました。導きとは、

「縁談、本家分家宅替、他行、家敷地内御方角に、竹木、立ち物、小神の社水神社の広前、土塊、掃き溜め、雑水を流しても、良から水が掛かりたり、坤から水が掛かりたるするのが地の驚き、水が通りて艮坤に出れば御粗末、踏み切り道がありましても御無礼。」

之れが導きであります。

「之れだけの事が御座りますれば、御断りを申されて帰られますれば、御蔭を受けられて善くなられて居られます。」

と中の間にて教えて居られました。(二九一三〇頁)

七三七 (言二六四六)

金の神様の掟の事

「知りてすれば、主人より取る。知らずにすれば、牛馬七匹、墓なら七墓つかす。」

との掟でありました。

「杭一本又た縄のいぶしが掛かりましても許さぬ。」

と言うのが元の鬼門金神の掟でありました。

其頃の人々は、金神と肥担桶とは逃げて居れば善い、と言うて祭りもせず、只だ庭(土)の柵のはしに祀りまして、時々、御神酒とか、うむし(蒸し)とか、餅とかを供えますだけでありました。(三〇一三二頁)

七三八 (言二六四七)

金の神様の眷族は空の星であります。星の数ほど人も居る故に、星一つが一人にあたりて居ます。星が当りて居るからは、人は金の神の氏子であるのを知らずして、庭の柵のはしに言い分け程の柵を作りて祀りて置いて、金神と肥担桶は逃げて居れば善い、と言うて人々が逃げて無礼をしたり、又、御神酒とかうむしとか餅とかで、煮物は供えられぬ、と言うて、親である金の神にうまいものでもうまくないものでも初穂を供えぬから叱りて居りたのであると、金光様に乗り移りがありまして御伝えになりました。金光様に御伝えのない迄では、人々が知らぬから叱られて居りたのであります。(三一三三三頁)

七三九 (言二六四八)

金光様が、三十六才より(嘉永二年の酉の年)四十六才安政六年の未の年迄では、人の知らぬ心行をせられましたから、金の神様が、

「口を貸して呉れ。」

と金光様に頼まりました。

「神より直ぐ人には教えてやられぬから、口を貸して呉れ。」

との仰せでありまして、申されますのに、

「神も人もちがう事は無いから、朝夕の出来た初穂を供えて信心すれば、神が守りて寿命長久無事堅固、運氣開運にしてやるから、人々に此の事を解いて教えて呉れ。」

と仰せられましたのも、三十六才嘉永二年の酉の年より、四十六才安政六年の未の年迄で心行をなされましたから、四十六才、安政六年の未の年の時に、此事を金の神様から金光様に御頼みになりました。(三三一―三三三頁)

七四〇 (言二六四九)

安倉(現浅口郡寄島町)の右近の川崎元吉と言う者が、金光様の家の棟梁でありまして、正月五日に建地をひかれました。此の人が仕事をして居ります時に、山伏や易者の様な者が来たり、又た御皇上から止められて、警察署の巡査が来まして止めたりするのを見て、山伏や易者や御皇上からして、此の様な結構な金の神様や、金光様を止めて、御道を消す様な事をするのを見て、金光様には気の毒であるし、又た有難き御道を消すのはもつたない事である、と思うて居る時に、左近の橋本(橋本卯平)と言う人の父が、白川御殿の直願所の大宮地であります。橋本と言う人が女の事でしくじりて、御家が直願所の大宮地である位い貴い家筋であるから、追いつ出されて居りましたのが、大和より紀州の海岸に来て居りました。

其時安倉の船が行きまして連れて帰りまして、安倉へ養子に世話しました。橋本左近の父は、大和の国の白川殿の直願所の大宮地であります。右近の川崎元吉は、左近を白川御殿より貰われまして。

右近の川崎元吉が、此の人を頼んだら此のもつたない御道が消えぬであろうと思ひまして、此の人に頼んだら、此の人が大和に行きまして、父に、

「金の神様と言うて有り難い御道があるが。」

との話をしたら、父が白川殿様に頼んだら御聞き入れになりました、直願所になりました。

出雲の明の関と、大谷の金の神様と、伯王殿(白川殿)と、外に一ヶ所にて、日本に四ヶ所あるだけであります。残る一ヶ所は知りません。大和の国の宮を祈る者の手続にて、白川殿様の直願所となりました。宮を祈る者とは橋本の父であります。(三三一―三五頁)

七四一 (言二六五〇)

金の神様が白川御殿様の御かまい所で、白川殿様よりして京都の方へかないて居りましたが、御皇上へはかのうて居りませなんだ。教祖様が宗直とは白川殿様より御附けにられました。初心名は六次、其れから後ち附けましたのが金光大陣、御皇上へ脱けましてからは金光河内との御名でありました。(三六頁)

七四二 (言二六五二)

教祖様は、明けの六つより夕の六つ迄で、如何に寒くとも如何に暑くとも、炬燵にもあたららず、火鉢にも手を出さず、湯も使わず蚊帳も吊らずして、水にて御洗いになられますし、食は朝と夕との二回だけで、御灯の火ばかりを拜むだけで、死なれまらず迄は毎日毎日御修行をなされました。(二七頁)

七四三 (言二六五二)

金光様は、御供えが沢山ありましたが、金の神様の御許しの無いのは少しも御食べにはなりません。御飯を金の神様に御供えになる時、飯粒が一粒指先きに附きましても、御食べにはなりません。其れを御箸で取りての外飯函の中へ入れて置かれました。(二七頁)

七四四 (事一〇八九)

御本部の向の妙人様は安政六年の未の年の九月二十八日に始めて参詣せられました、十一月二十一日に御手真似の御知らせがありました(お手真似とは手を上下横に振りて下さる)で、非常に御勇みが附きまして金光様の所へ止めて貰らに行かれました。(二九頁)

七四五 (言二六五三)

金光様から左の事を教えて居られました。金の神様より金光様

に乗り移りがありまして、

「大全世界の地下二丈の下より上の地はすきにするから。」との事でありました。(五一頁)

藤井くら 明治四十三年六月三日 本人自宅にて高橋正雄が聴取

七四六 (事七五一 言一六〇五―一六〇六)

教祖は、人に物を与えること好きにて、甘藷の如きも幾百貫とあるものを、節季の内に、誰彼に与えてやりて了われたり。御初穂なども、屢々与えられ、或時は、安倉の橋本なるものに、着物を上より下まで脱ぎて、与えられたることあり。

七四七 (事七五二 言一五八六―一五八九)

御若年の頃は、身体始終弱かりしも、仕事はよく勤め、平素働きおきて、正月には近傍の神々へ参拝せられたり。四国も巡られたることも、幾度なるか知らず。お札、多く集められ居たり。養父母は、やかましき方なりしが、教祖をは愛せられたるならん。麦嫌いなりとて、二斗の麦を、一斗の米に替えて供せられたり。

七四八 (事七五三 言一五九〇・一六二二)

御勤勉なりしと言うことには、近隣の瓦屋の為に松枝の薪を

運ばるるに、他人六把荷えば、教祖は八把荷いて、その余計に荷える二把の運び賃を御自分の為に蓄えおきて、神拝の料に供せられたり。

七四九 (事七五四 言一六二三)

四国を巡られても、札所札所の礼拝に極めて入念にし、栗尾利喜造なる同行者、常に先へ行かんとせしも、其度毎に色々の差支え起りて、終に同行せざるを得ざる様なれり、と語り居られたり。

七五〇 (事七五五 言一六〇八・一六二六)

朝は早く起き出でられ、心経や六根の戒を上げて、総氏子の祈念をせられたるが、その御声を聞きてより、又一睡の暇ありたり。朝飯の後、御広前に坐せらるれば、人のある限り御理解絶えず。食事当り、後ろより御袖を引きて、

「お茶が冷めます。御飯が冷えます。」

と促し奉りしこと屢々なりき。夕方は、六時頃戸を閉めらるるが常にて、それより又、総氏子の祈念をせらるるが通例なれども、人あれば、夜を更し給うこともありき。

七五一 (事七五六 言一六〇三)

白き色の菓子を下げられ、

「これは毒じゃ。」

と言われたることあるように記憶す。

七五二 (事七五七 言一六二〇)

当時(四国御巡拝の当時)、御病弱なりし故か、短氣にして、御子達を打ちなどせられたる事もあり。

明治四十三年七月二十三日 本人自宅にて高橋正雄が

聴取

七五三 (事七五八 言一六一〇・一六三四―一六三五)

御帰幽の年正月元日、主人参拝し、帰り来りて、

「金光大神の身に虫が入った」と言われたり。」

と語りたり。其年夏に入りてよりは、食事すすませられず。白石膏(白雪糕カ)の菓子と茶を飲んで、そのみにて御勤め出来たり。

御帰幽は、未だ夜明けざる間なりしと思う。他の兄弟等は、

「子供あれば来るに及ばず。」

と屢々仰せられたれば、御傍に在りしは、母と私とのみなりき。其夜も、繰り返して、

「歸りて寝ねよ。」

と言われたるも、火鉢の陰に伏して仮眠したるが、母に起されて、醒めたる時は、既に呼気のみとなり給いてありたり。

明治四十三年七月三十日 本人自宅にて高橋正雄が聴

取

七五四 (事七五九 言一六〇四・一六三七の一)

下湖の田を売り、在り金を凡て添えて、

「皆、神様とお皇上のものじゃ。内のものではない。」
とて、殿様へ奉られたり。

七五五 (事七六〇 言一六三八)

山は、上と、寄宿舎の奥とにありしも、売りはせられざりき。

七五六 (事七六一 言一六三七の二)

現在、大教新報社付近の田は、人に作らしめられしも、其者、
作り取りになし居りたるに、教祖は、何とも仰せられず。後、其
田は買戻されたり。

聴取日時不明

七五七 (事七六二 言一六一一―一六二二)

断食をせられ、そば粉を水に浮かして、時々、母様(せと)より
すすめられ居たり。寒三十日、水行せられたる年もあり。

六月三日 高橋正雄が聴取

七五八 (事七六三 言一五八二)

「古川夫人(金光大神の娘古川この)は腹帯をせずに生ませてやる。それが

手本じゃ。」

と仰せられたり。

七五九 (事七六四 言一五八三)

(亀山の弟の家の事)

教祖が亀山の弟の家を建てるには、教祖が自ら米や麦をついて
かまぎ(藁むし
るの袋)へ入れてつきて持ち行って建てやられたり。それ
より占見へ帰られたるが、其折には教祖の家に宿りたり。

七六〇 (事七六五 言一五八四)

重藏(香取繁
右衛門)の弟は□へ養子に行き、氣、狂いたるを連れ
歸りて世話したり。来る時にはからめて来る位なるも、十五にな
る副管長(金光
金吉)連れて占見へ連れ行き、先祖参りさせたるに、重
藏氏痛めたり。

七六一 (事七六六 言一五八五)

(四十二才大病の事)

四十二の年に大病にて、医者も法者も助からぬと言う。宮内
(吉備津
神社)へ御祈祷に行きたる際も、みくじあしく、

「金神のさわりさわり。」
と言う。

「助けるが神か、殺すが神か。」

と言うて行きたるに、

「金神にげとけ、よけとけ。」

隅の所に机をおき、線香を（立てた）。全快してよりなり。

近うよつて、

「戌年は、百姓やめてつとめてくれ。百姓は子供にまかせ。寿命を延ばせてやる。」

豆と米を祭りあるに、幣動きてついて上る。

「金神が芽がふく様に人を助けてやつて、白米を喰うて一代行ける様にしてやる。」

（家内中を呼びつけて）

七六二 （事七六七 言一五九二）

四十二の御病氣も龜山にてお陰を受けられたり。

七六三 （事七六八 言一五九三）

（ほうそうの事）

十二の年にほうそうしたり。三人皆ほうそうしたり。外は植ほうそうしたり。教祖が神より教えありて、

「本ほうそうみやすくさせる。それが手本じゃ。」

と仰せられたるが、其、

「水まわりが何日、ほうみが何日、仕上げが何日。」
と云わるるに、其通なりき。

七六四 （事七六九 言一五九四）

ほうそうする時分にはお床に祭り□たるも、前には隅の棚の方
にありたり。

七六五 （事七七〇 言一五九五）

ぼる洗濯（糶）をせられ居たるに、

「先きでは、つぎのあたらん着物を着る様になる。」

と仰せられたり。

七六六 （事七七一 言一五九七）

裸足にて出られるに、母なる人「風がわるい。」とて、わらじ
を持ち行かれ、田の傍にならべ居られたり。

七六七 （事七七十二 言一五九八）

夏天氣よきに畑より帰りて入れられたるに、そうするに雲出で
て大夕立したり。祖母様（金光大神の養母、いわ）やかましき人にて小言を言

うに、其通になるにより、

「ありや神様じゃのう。」

と感心し居られたり。

七六八 （事七七三 言一六〇〇）

川手雄次郎、神官、大夫の内へ「習いに行け。」とて、やかま
しく言われて、先で難儀をするとして行かしめられたり。十四、五
の時。

七六九 (事七七四 言一六〇一)
「手習をせなんだのん。」
と常に言われたり。

七七〇 (事七七五 言一六〇二)
松井 (夫婦池の所の山伏。大の字つく) と言う所の山伏、「金を貸せ。」と言つて来る。刀に手をかけて「金を貸せ。」と言つて居たり。其辺のものをめいだりして帰る。

七七一 (事七七六 言一六一三)
休まれてよりは、おかゆの湯、おかずは百合根を煮て玉子つり
(卵と) して上げたり。

七七二 (事七七七 言一六一七)
枕元に黒頭巾をかぶり居たるもの、探せるを知り乍ら、なんとも言われざりき。

七七三 (事七七八 言一六一八)
まさ様 (金光大神の二) は九才にてほうそうにて死せらる (嘉永三年)。
男、横右衛門、六 (三男金吉)、二 (四男秋雄)。
九 (横右衛門) の年齢、六 (当時六歳)、二 (当時二歳)。

七七四 (事七七九 言一六一九)
二度目のほうそう (安政六年) は信心し始めたるより容易く、矢張り

九 (二女くら) 、六 (五男宅吉) 、二 (三女この) なりき。
(当時九歳) (当時六歳) (当時二歳)

七七五 (事七八〇 言一六二四)
川手なりしに、

「他処より来りしものが土地のものと同じ苗字なり。」
とて、川手又五郎、川手便次等来りて御神燈の名前を記したるを破りたりしたりしたるより、赤沢とせられたるなり。

(大橋)

七七六 (事七八一 言一六二五)

明治十二年旧正月二十一日、コレラ福田連島に流行したり。其折、教祖に其由申上げたるに、お書下げを下され、

「これをかけて居れば世話(配心)なし。」
とありたり。

七七七 (事七八二 言一六二七)

湯へは或一定の年限を限りて、幾年も入らせられざりき。

七八八 (事七八三 言一六三〇)

副管長賭博云々は誤りなり。そう言うことなし。

七七九 (事七八四 言一六三二)

つえ (作物の根元に土を盛って支えること) は片方許りしたるなり。

「人手がないから。」
と、言い訳せられ居たり。

七八〇 (事七八五 言一六三三)

「神が連れ節になってやるから。」

とて、新しきとうす(唐)を引かるるに軽くまわりたり。

(只一人にて)

七八一 (事七八六 言一六三三)

「しめりがまだ若うございませうが。」

と言わるるに、

「ひけい。」

と言わるるに、引かるればよくわかれてひけたり。

明治四十年十月十一日『大教新報』、本人談話

七八二 (言一六五六)

正神様が未^{まだ}浅吉と言われてあつた頃、教祖が六畳の御室に結果遊ばされたのは、其の十二才の御時であります。ある年、教祖は浅吉様に対して何くれと百姓の道を御^{しん}伝授になりましたが、後に之が御結界の御準備とは知れました。

教祖が顕幽感通の道に達せられたのは随分早くからの事で、一日も早く救の道に身を委ねんとせられましたが、家業のことがあ

る為、そうは行きませぬ。今は引伸す様に浅吉様の成長を待たれたのであります。

其内に、お年も十二才とられたので、神様の御助けを願えば、最早十分と思召されたのであります。百姓の大役と言えば、牛を使うこと、唐^{とう}臼を扱^とうことでありますが、僅か十二才の少年には無理の事でもあります。併し神様がなさしめられるのでありますから、案外にも大牛を自由自在にされます。唐^{とう}臼も苦もなく扱われて、大人も及ばざる程でありました。

藤井しげの 「教祖様を偲びて―正才神家訪問記(一)―」(抜)

昭和二十九年十月一日刊『直信』第三号

七八三 (事一〇九〇)

教祖様は頭髮を長く伸し後にかきあげていられ、今の言葉で言うところと丁度オールバックと言う所でしょう。然し後へ垂れる程の長さでなく襟際の方で止めていられ、時々両手で髪を後になでいられました。私は教祖様の御姿は御広前のみで御居間でお会いたした事はありません。私が何事も昼間に行きますから御居間で御会い出来なかつたのでしよう。

七八四 (事一〇九一)

私は何時も御居間におばあさま(教祖夫人)を尋ね、居間の金

光様(金光 撰風)をお守りしたり昔話やお菓子等を頂いておりましたから、おばあさまに可愛がられたり叱られた事はありますが、教祖様に叱られた事は一度もありません。教祖様は何時にもここに可愛がって下さいました。私の知る教祖様はその程度のもので有難いとも恐いとも感じた事がなくよいおじいさんだと言う気持ちしか残っていません。勿論金光様と呼びしておりました。

七八五 (事一〇九二)

母正才神(金光大神の 娘藤井くら)が晩年私に教祖様のお孫さんは多いが、教祖様のお宅の御広前の次の間で生れたのはお前ばかりじゃと申してくれましたが、それが何月何日に生れたのか役場の戸籍は生後数日を経て入籍したから、正確な生れ日は母も忘れ私も知りませんでした。処が今度御本家に保存されている教祖様の御手記(「お知らせ 事覚帳」)の中から明治九年十一月九日に今の立教聖場の内で生れ、この日が神様の御縁日であり教祖様が大変御喜び下さって十七夜迄の御祝日を書き記して下さいである事が判り、私は何と云う幸福者であつたらうかと教祖様に御礼申上げているところでもあります。

七八六 (事一〇九三)

教祖様の熱烈なる御信仰について子供の頃から色々聞かされた母の言葉の中で忘れられない事は、西金光のおじいさん正神様の御産の時の事です。教祖様御夫婦が大新田で野仕事をなされていた

時、俄に産気づき畑の中でお産が始りかけ然も逆児であつたから両足が覗き畑の中ではどうする事も出来ず、教祖様は神様にお願されてその足をお腹の中に押し込み「はふこ」(棄て作つた荷担籠)の中に夫人を入れて御祈念しながら背負つて帰られ、難産と思つた逆児が何の苦もなく安産され教祖様は大変御喜びになり、御手記(「金光大神 御覚書」)の中にこの事をお記しになっていられると言う事でありました。

七八七 (事一〇九四)

今本部から出されている立教聖場や教祖様の御家の模様は、どうした事か私が何時も遊びに行き寝泊りしていた当時のものより余程変わった図面になっております。今出ている図面には四神様がいられた部屋もなく、何か間違の様な図面になっております。

「教祖様を偲びて―正才神家訪問記(二)―」(抜)
昭和二十九年十月十五日刊「直信」第四号

七八八 (事一〇九五)

先年図書館で教祖様の御遺品展がありまして、私も参観させて頂きました。(略)

指輪は教祖様が末の為神(古川この)に下げ渡されたという事で、古川隼人先生が御出品になったという事でした。(略)
教祖様からお下げ下さった指輪は、私の所にもあります。それ

は、母正才神が教祖様から頂いたもので、その当時は丸金より外にお使いになった御紋章はありません。古埜おばさんは非常に発明であり、どちらかと言えば派手好きの人ですから、教祖様から頂いた御紋章に雲を散らして美しくされたのでしょう。

七八九 (事一〇九六)

今の教祖様の奥城はこの桜丸(金光太神の孫)様が御帰幽になった時、教祖様御自身で奥城を御決定になり、

「此処に桜丸を葬っておけ、わしが死んだら桜丸の手引きで此処へ来るから。」

と仰せられたそうです。あの奥城は御参拝の信者様には狭くてお困りの時もあるかと思いますが、教祖様は山のはづれに場所を定められていられる事については、深いお心がこめられてあるのです。あの奥城から教祖様のお生れになった占見のお里と、教祖様が御信仰遊された安芸守山が御帰幽になっても奥城から一日中拜まれる場所として一番よい所をお選びになったものです。

岡山県児島郡下津井町

五十八才

(昭和八年教祖拝接者調べ)

七九〇 (言二六六四)

立教聖場裏にて出生、母くらは教祖の娘。子供乍らに常に御教

を賜わる。教祖御帰幽当時八歳、御葬儀の際は袴を着して之に列す。当時に於ける霊地の状況、今尚判然と記憶せり。

藤井恒治郎 日時不明 高橋正雄が聴取

七九一 (事七八七 言一六六〇)

坂本泰治郎(恒治郎の弟)を背負いて、遊びに行ける頃(安政三、四年頃)、教祖は、猶お、唐臼(かまゆ)をふみ居られたり。

明治四十三年五月三十日 高橋正雄が聴取

七九二 (事七八九 言一六四一)

十八年七月頃、大工小屋を取扱いたり。

七九三 (事七九〇 言一六四二)

四十六年前の子の年(元治元年)に、大工小屋出来たり。麦の穂出かかれる時、地ぎよう出来たり。

七九四 (事七九一 言一六四四)

其頃の世話係川手保平、受けひきは此人よかりき。

藤井氏父も出て居たり。

祝い節旬日には、二人帳付つき居たり。

七九五 (事七九二 言一六四六)

八才の時、子に貰れて越されたる。

七九六 (事七九三 言一六四七)

夜なべして働きたるは余だん(分)にして、親に貰いて神様に参詣せられたり。

七九七 (事七九四 言一六四九)

一町以上も農業を務められ居たり。

七九八 (事七九五 言一六五〇)

向井明神に夜の手代わりをせよ、とありたり。(祝詞により)

七九九 (事七九六 言一六五二)

御紋のありし提灯を用いたり。他へ買に行けば人が知るからとて。

八〇〇 (事七九七 言一六五四)

繁造(番取繁)氏へは米や金を送りにて、教祖よりは手伝をせられたり。

八〇一 (事七九八 言一六六五)

未だ農業の傍、修行せられ居る頃、

「これから、早く占見きようめん堂迄駆けて行って見い。そこに宝がある。三宅(現益)まで行つて見い。宝がある。」

などの神命あり。御祈念中にて、又、仕事中にて、直ちに走り行かれたり。

六月三日午后五〜六時 本人自宅にて高橋正雄が聴取

八〇二 (事七九九 言一六六一)

(信仰始の事)

金吉氏兄(二、三才の兄)病死せられたるが、教祖の此神(金神)の信仰の始なり。祈禱者にても言いたるならんか。まき(備佐)と云う幼名にて、長男なりき。八才くらいにて亡くなられたるならんか。

八〇三 (事八〇〇 言一六六二)

亀山へ行かれたる弟、発狂して教祖の許へ連れ来りて、其徳によりて鎮りたることあり。

八〇四 (事八〇一 言一六六四)

田へ出る時には、草鞋を自ら持ち行かれたり。

藤井広武 明治四十三年六月三日 本人自宅にて高橋正雄が聴取

八〇五 (事八〇二 言一六六八)

「そばは五穀の中に入らぬ。」

とて、其粉をはねて、水を召し上りつつ断食せられたり。

八〇六 (事八〇三 言一六六九)

寒三十日が水行、火のものの断ちと言うことにせり。

八〇七 (事八〇四 言一六七〇)

明治五、六年(未だ小田県のあるとき)の頃ならんか、岡山県になりてか、説諭願の認可を得たるなり。

八〇八 (事八〇五 言一六七二)

朝夕の御祈念の外、如何なる者参り来るも、只御話のみにて御祈念下さらざることありたり。これ差止められたるが為めなり。

八〇九 (事八〇六 言一六七三)

須佐之男神社となりて許されてよりは、又、拝礼せらるることとなれり。

八一〇 (事八〇七 言一六七三)

小田県廢藩置県と共に、国名金光河内の方も消滅したり。

八一一 (事八〇八 言一六七四)

蒔田広孝子(浅尾藩主)より金光太陣(マツ)なる名を貰われたり。元副管長は金光浅吉、現管長は石之丞、二代様は虎吉と言いしを、金吉、荻雄、宅之進と改められたり。(金光家丈が、社家となりしより改名せられたり)

八一二 (事八〇九 言一六七五)

お広前へつかれてよりは、かや、火、湯、団扇等用いられず。

八一三 (事八一〇 言一六七八)

もみづりをするにも伺うてせらるるに、「今日はすな。」

と言わるれば、其通にし居たり。神命による日は金吉様を相手にせらるるに軽く、神命なき時は石を引く如くなりき。

八一四 (事八一〇 言一六七九)

万石をかけるるにも御指図なき日には、米と粃と一時に押し出で分らずして困りたりと。こうしておけば片付くと言う考より、神命に背きてなされ居たる事もありたり。

八一五 (事八一二 言一六八五)

朝の六時より暮の六時迄勤められ、其外は夜間は御祈念あるのみ。正月の休日などにて人の休む折には、夜もお勤めになり、九月二十一、二、三、四日は夜分にはお勤めなさりしなり。

八一六 (事八一三 言一六八六)

夜分は誰にても向明神の方へと言われて、其方へはねられたり。向明神とは、其人信心始めより三年位にして賜り、それより夜間の手代りをなしたり。

八一七 (事八一四 言一六八八)

福山、天城、足守、庭瀬、岡田、岡山の六藩(いづれも備前)は、信仰せられたり。座蒲団を取る丈けにて対話せらる。教祖は玄閑迄お送りになる。

藤井真澄

「人物調査(1)」(奉219―抜)

向明神(藤井きよの様)、木綿崎神社(丑寅の金神様)等に関する、藤井真澄氏の談話聞き書

昭和二十九年八月十四日 本部教庁にて三矢田守秋が聴取

八一八 (事二二八)

木綿崎神社(丑寅の金神様)

教祖様奥城のうしろに、丑寅の方に向けて建てられた鳥居があり、その鳥居から丑寅の方に少し離れて、石の祠がある。それを木綿崎神社と言うのである。普通には、丑寅の金神様と皆が言うている。

今は、地面から高い所に立派におまつりしてあるが、もとは、地面に、てしま石の台があって、その上に素焼の小さな祠(このあたりの農家の井戸端に見かける水神様の祠と同じもの)がおまつりしてあるだけであった。勿論、鳥居もなかった。そうして教祖様はその前に土下座して、亀山の金神様を遥拝して居られた。おばあさん(藤井きよの)も同じように、山へ上っては、そこから遥拝していた。(略)(四頁)

藤井光右衛門

「藤井光右衛門師記録」(奉157―抜)

大正年間に藤井光右衛門師が藤井くら、古川古野、藤井しげの氏等より聴取筆記したものを、金光真整が筆写

八一九 (事二二九 言二六五八)

教祖御葬送当時

児島林(現倉敷市)、金光梅次郎氏夫婦連、御神伝により馳付けしが、既に御発葬。(今の)大橋金作裏にて御行列止りて進まず。其時に大新田の坂道の所へ来れり。会葬者中、同氏を知れる人々、

「ああ、梅さが来居る。」

と言合えり。兩人息せき切馳付、御棺の前地に俯し、暫時啼泣せり。会葬者一同、其状を見て号泣せり。夫れより葬列徐々進行す。御行列の停止は全く梅次郎氏を待合されしものと言う。

梅次郎氏は、教祖が児島五流より許を受けられた手続の人。梅次郎氏は五流の出入。(三―四頁)

八二〇 (事一三〇)

教祖御葬送當時

齋員四名とあれど、外に藤井広武も参列、他にもありしやに思えど、詳ならず。(古川この、藤井しげのより) (五頁)

八二一 (事一三一)

教祖御葬祭葬場は、今の社地西南角、元畝地に、らっきょうが植えてあった所を均して奉仕せられた。

金光家の地所にて、藤井恒治郎小作せり。(五―六頁)

八二二 (事一三二)

教祖御引籠中、母が御介抱の為、昼夜奉仕の為、重箱に米を入れ、妹(岡本真佐与)と共に向明神へ毎日世話に行つて居た。(藤井しげのより) (六頁)

八二三 (事一三四 言二六六〇)

教祖御帰幽の時

早馬神社の神狐が大町の畦へ来て、別れに来て鳴く(大町は元の西古川の宅地)。普通の狐はコンコンと鳴くが、其時はクワンクワンと鳴けり。(九―一〇頁)

八二四 (事一三五 言二六六一)

教祖御帰幽の時

一番に馳付けしは、西阿知齋藤宗次郎氏(御神伝によるもの)。(一一頁)

八二五 (事一三六 言二六六二)

教祖、

「桜丸は花を見るばかり、末の為にはならぬ。」

桜丸御出産の時、既に教祖が帳に書かれて居られたものなりしが、教祖御帰幽後発見された。又、

「孫の手引。」

今の所に御奥城が定まった。(一一頁)

「藤井光右衛門師、藤井しげの様聞き書」(奉158―抜)

昭和二十三年八月聴取 金光真整記

八二六 (事一四〇)

お広前

お広前に提灯があり、向うへ金幣が立っていた。(二頁)

岡山県児島郡下津井町

昭和八年教祖拝接者調べ・自記

八二七 (言二六六五)

生家なる安部家は、教祖の御養家川手家と古くより親戚の關係にあり。即ち立教神宣降下以前、安政五年八月十三日、屋守(現磐島)の秋祭の事、『金光教祖』伝にも見ゆる如く、常に往来し、父安部三平、母與志の如きは、夙くより教祖の御教を受けて信仰を進め、教祖の御信賴を受け居たり。殊に明治十一年、姉喜代(高清姫)金光家に入嫁してよりは、交通一層にひんばんとなりたり。されば幼時より父母に伴われて教祖に見え、子供乍らに親しく御言葉を賜わり、御教を受けたる事、多々あるも、其の内容を正確に記憶するもの殆どなし。されど、明治十五年、桜丸様の御葬儀に列したる外、当時の靈地の状況は未だに判然と記憶し居れり。教祖御帰幽の年、八才。

藤原嘉造

明治四十三年九月四日 本部にて高橋正雄が聴取

天保三年生

慶応二年始めて大本社に参拝

八二八 (事八一六 言一六九七)

「金神様からだんだん教もあつたけれども、つまる教は、『岡山の京橋の下へ行つて見い、金が落ちておる。それを拾うて来い。』
と言われて言つて見たが何も落ちては居らぬ。そこで帰つて来

てから神様へ、

『身体が丈夫でありますから、あなたの御用をつとめました。有難う御座ります。』

と言つて御礼を申した。そして休んで居りました所が、又、

『行けい。』

と言われて、つまり三度行きましたが、二度目も三度目もお礼を申して居りました所が、つまりは、

『行をせねばならぬ。』

と言われる。

『行とはどう言う事をするのでありましようか。』

と伺うたら、

『寒三十日麦間を打てい。朝起きると六つから五つまで麦間を打てい。』

と言われ、朝早い位に起きて待つて居つて、凡そ六つじゃろうかと思つ時分から跣で行つて、凡そ五つ時分に帰つて床の前へ坐つて居りました。その行をしましたが、

『汝は人間じゃが神にも倣つた事をする。神が言うた事なら、世間のもの狐じゃ狸じゃ言うて笑うのも厭わずにする。床の前へ坐つて居つてくれい。そうすれば参拝の氏子を受ける。そして氏子に言うことは口へ授けてやるから、坐つてさえ居ればよい。坐つて居つて世の氏子の取次をすることになれば、年書き文けはしてやらねばならぬ。』

と言われるけれども、

『私は筆を持った事が御座りませぬ。』
と申したら、

『紙を綴じて墨をすって、筆にふくませて持って行けば、神が
書かせてやる。』

と仰せられるのじゃ。」

と仰せられたり。

昭和六三年度研究論文概要

六三年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載したものの以外、各所員、助手の研究論文と業務報告の概要をここに掲げる。

第一部

大谷村の行政の変化について

——幕末から明治十年代にかけて——

金光道（所員）

本報告は「覚帳」注釈書の資料作成に兼ねて行ったものである。資料は岡山県の布達類、小野家資料を主として用い、以下の通りまとめた。

一章では、浅尾藩、浅尾県時代の藩政・県政の組織と役職について解説し、二章では、深津県、小田県、岡山県へと大谷村の属する行政管轄が移っていくにつれて、県政や村政がどのように変化していったかを解説した。特に、大谷村の歴代の戸長、保長について、また、大谷村を直接管轄する区務所、会議所、戸長役場の設置及びその職責、更に村会規則の推移（主として選挙や保長・戸

長・議員の職責について詳述した。三章では、「大谷村の行政の実際」と題して、庄屋小野慎一郎から戸長川手堰に移行するについての村の混乱の様子、戸長以下の村政組織の役職名及び人事、また議員の選挙の実態等について出来る限り明らかにした。以上のことから、「覚帳」に記されている寺尾只一などの人物について、また明治十一年の議員の札入れの事跡についてなど、ある程度明らかになった。

「教内紙誌掲載教団史資料目録」（明治期分）

岡 千 秋（所員）

本資料目録は、明治三三年教団独立から四五年までの間に発行された教内定期刊行物に掲載された、教団史関係記事をコンピュータ入力して作成した目録である。

対象とした定期刊行物は、「ほつま」（一―号―三八号）「令徳」（みかげ）（二―巻―二―号―七―巻―二―号）「大教新報」（一―三―号―一―三―八―号）「新光」（一―号―七七号）である。

記事の選択に際しては、一般新聞・雑誌からの転載記事、講談、文芸・教養記事、靈験談、商品の広告を除く全ての記事を五十八の項目に分類の上、入力した。

フォーマットについては、分類番号、年月日、資料名、著・編・述・写の別、紙誌名、号、発行年月日、頁数の順にどこから

でも検索可能なものとして設計し、また並べ替えも出来るようにして、索引としての機能をもたせるようにした。

「お知らせ事覚帳」にみられるお知らせの考察

竹部 弘(所員)

本報告は、教祖の信仰世界におけるお知らせの意味を問う前段階として、「覚帳」に記されたお知らせについて、その概括的把握を試みたものである。

一章では、「覚帳」のお知らせ記述の全てを取り出して作成した、種々の分類項目からなる分析表に基づいて、各項目毎に統計分析を行い、そこから窺える傾向について解説を加えた。分類項目の主なもの、(1)明らかにお知らせ文と解せるものと、お知らせ文とも地の文とも解せるものとの別、(2)お知らせのあった年月日・時刻、(3)お知らせの送り手と受け手についての記述の有無、(4)お知らせを受けた時の教祖の状態やお知らせがなされる原因についての記述の有無、(5)お知らせの内容に関して、お知らせの対象となつてゐる事柄の類別、(6)お知らせの性格に関して、未来予知的・指令的・または教えや神性を顕示する側面等、どのような作用をなしているかについての類別、(7)お知らせの時制、等である。

分析の結果として、(1)明治五年からのお知らせの記述量が増えて

いること、(2)日付別にみると、お知らせの件数・記述量ともに、二四日が格段に多く、次いで一日・三日・一〇日・一三日・十五日が多いこと、また時刻では朝が圧倒的に多いこと、(3)お知らせで言及される事柄は、年代を問わず家及び家族に関するものが多く、次いで信仰共同体の問題が多いこと、など各項目ごとに窺われることに加えて、項目間の関連を調べてみると、(4)お知らせの多い日は、日天四・金光大神・大しようくんなどの「縁日」に当たつており、これらの日のお知らせには、個別具体的な事柄についての指示に留まらぬ、より普遍的な教えの内容の占める割合が高くなつてゐること、(5)「覚帳」全体に於て、明治五年・明治九年を境とする段階的傾向性が窺われること、つまり、内容の面では、より普遍的な内容のお知らせが、また記され方の面ではお知らせを受ける前提についての説明的な叙述が、次第に多くなるという傾向、等が認められた。

二章では、お知らせをめぐる諸問題、すなわち、お知らせの前提としての祈念とお知らせとの関係、教祖が置かれた状況とその時々のお知らせとの対応関係における、状況に即応した写實的な側面と状況を超え出た想像的な側面・時間・空間の制約を脱したお知らせの様相、言葉として表現されたお知らせを支える象徴的な示現の立場等、について論述し、お知らせの性格を考察した。

「お知らせ事覚帳」に記された諸人物について
 ——「広前歳書帳」の記事から窺う——

太田 真明(助手)

本稿では、「広前歳書帳」の記事の中から、「覚帳」の記述に現れる人物の一人一人について、その人物に関する全ての記事を抽出し、「覚帳」の記述や、その他の伝承資料の記述と対照しつつ、年表化して示した資料集を作成して、それに若干の解説を付した。

取り上げた人物は、金光大神・とせ・金吉・萩雄・宅吉・この・桜丸、香取亀吉・弥吉、大森喜平太・うめ、片岡次郎四郎、吉原良三、藤井駒次郎・きよの・恒治郎・くら・しげの・泰治郎・広武である。これらの人物は、「覚帳」の注釈書を作成する上で、その人物について、ある時期の所在地や行動が明らかでないとか、入信当時の参拝動向が不明瞭であるなど、何らかの疑問点が存在する人物である。

この作業を通して、①金光金吉・藤井恒治郎・きよの等の居住地の変遷・②大森うめの参拝状況と「覚帳」の記事との関わり、③片岡次郎四郎・吉原良三の初参拝の時期について、「広前歳書帳」の記述と伝承資料とは大きく食い違い、再考の要のあること、などを明らかにした。

第二部

テキスト解釈とその意味

福嶋 義次(所員)

現代における歴史状況の変化が、伝統的信仰解釈の持ってきた意味の有効性を問題化してきているところから、改めてこれまでのテキスト解釈の批判検討が求められている。

そこで、テキストそれ自体を、状況の中に立ち現れる状況的存在としてとらえ、解釈者もテキストも、そして両者の関係も、歴史状況との緊張関係において動くとするれば、テキスト解釈はどのような姿と意味を現すかという視点に導かれて、以下の諸点に検討を加えた。

①本教の歴史に登場したテキスト類、例えば「慎誠」「神訓」を含む旧「教典」や、「覚書」「覚帳」さらには、研究資料「金光大神言行録」などを集大成した『金光教典』などが刊行された状況の必然性や、それらについての解釈の問題性についての素描。
 ②伝統的な信仰解釈の立場によってもたらされた教祖像や信仰観が前提となつて解釈作業を導くことになると、状況の問題性とテキスト解釈との距離を大きくするが、その距離の開きを可能な限り小さくともどめるために、伝統的なものと状況の変化との関係を、

テキストを巡って解釈者はどのように測ればよいのか。

③研究作業であるかぎり、その成果の妥当性・客観性・正当性などが要求されるが、状況との関係において進められたテキスト解釈の場合に、その要求をどのように考慮し、それに対処することができようか。

④厳密な資料実証や検証、または資料批判が求められる歴史記述の領域、普遍妥当性が追求されねばならない教義などの領域、さらには実践的有効性が先行しなければならぬ布教に関する理論の領域など、本教教学の諸領域と、テキスト解釈の領域との相互関連はどの様に見定められたらよいか。

以上の諸点について、主として筆者が今日まで行ってきたテキスト解釈に方法論上の反省を加えながら論及し、今後のテキスト解釈の在り方について、何を問題としなければならないかを明らかにしようとして試みた。

病氣に関する金光大神理解

——その背景と意味について——

岩 本 徳 雄 (所員)

『金光教教典』を通して、金光大神の生と信仰に触れていくと、その当時の諸情況の中に生きた金光大神や人々における病氣の問題と、その問題を信仰の課題として担い克服せしめていった様子

が、ありありと浮かび上がってくる。

そこで本稿では、病氣に関する金光大神理解の意味を、当時の信仰・医療等の情況、及び現代を含めて人間にとつての病氣の問題の普遍性と関わらせて読み取りながら、金光大神における病氣救済の営みとその教義を明らかにすることに努めた。

第一章では、金光大神の時代を中心に、病氣の問題と信仰の間わりを押さえながら、「痛まぬ時の信心第一」という理解に象徴される金光大神理解の意味を考察し、第二章では、当時の医療情況と金光大神の前半生における病氣に際しての医療体験と、「祈れ薬れ」に象徴される医療と信仰の在り方に関する理解の意味を考察した。第三章では、最新医学の成果も援用して病氣と心の関連性を捉え、「一心」になれと説いた理解の意味を考察し、第四章では、「患うということはあるもの」などの理解を通じて、人間・信仰者にとつての病氣の意味について考察した。

資料 本所研究業績一覧 (至昭和六三年度)

堤 光 昭 (所員)

本資料は、開所以来昭和六三年度までの間に、本所において研究成果として発表された研究業績の目録としてとりまとめたものである。

内容は、便宜的に①研究発表・報告、②業務報告、③研究生・

海外研修生レポート、④編集・刊行物、⑤諸会合記録、⑥その他、の六項目に分け、①タイトル、②執筆者・講演者、③年月日を記した。また、巻末には、各年度の研究・運営方針並びに人物索引（執筆者・講演者）を付した。

なお、今後の課題として、目録の内容を充実させるとともに、使用の便宜をはかるため、④教学的に裏付けされた発表・講演類のリストアップ、⑤内容別に分類された目録・索引の作成、の必要性を確認した。

戦後教団における

「全教一新全教一家」の実現過程

——「取次」概念の形成過程を中心に——

西川 太（所員）

本稿は、戦後の信仰・教団状況及びそれを取り巻く歴史的な状況との関係において、「取次」の概念がどのように形成されたかを明らかにすることを基本的な課題としながら、佐藤一夫内局（二二・二二・二五・八）から本格的に求められ始めた「全教一新全教一家」実現に向けての歩みを跡づけ、そこに見られる問題性を明らかにしようとしたものである。

一章では、佐藤一夫内局の担わねばならなかった教政上の課題を整理して、以後の教政は、①「多元的」と言われた教団の制度

自体の問題、②その多元性に起因する教政運営の問題、③個々人の信仰の在り方の問題、④以上の制度、教政運営、信仰実践を根本から支える信仰理念の問題、⑤歴史的・社会的課題への取り組み方の問題、といった多面にわたる問題に逢着していたことを明らかにし、「全教一新全教一家」という教政の掲げた指標が、これらの課題克服に向けてのものであったことを考察した。

二章では、教制審議、御取次成就信心生活運動等の教政施策に注目して、「全教一新全教一家」実現のために形成されていった「取次」概念においては、個々人が助かる信仰原理と教団が形成されていく原理との統合に、焦点的課題があったことを考察した。三章では、片島幸吉内局（二五・八一・二六・二二）、高橋正雄内局（二六・二二・二九・八）において取り組まれた教政施策に注目して、その統合が「生命的なもの」において実現されようとしていく様相を検討し、そこから、信仰原理・教団形成原理の根本にある共同性の中身が十分に成熟していかなかった問題性を考察した。

本教における教義の概念について

藤井 潔（所員）

本稿では、近年、教団において「教義の構築」あるいは「教義の闡明」が叫ばれてくる、その「教義」という言葉について、本来、本教信仰にとって「教義」とは何か、との問いのもとに、本

教の今日までの歩みにおける「教義」の概念を試行的に考察するとともに、「教義」という問題が教学研究の営みの中でどこに位置するのか、について考察を進めた。

一章においては、「『教義』の語義について」として、宗教一般における「教義」の概念について、その基底の見解を特にキリスト教神学から例示した。二章においては、「本教の『教義』の概念について」として、(イ)金光大神における「教義」の営み、(ロ)佐藤・白神における「教義」、(ハ)高橋・和泉における「教義」、の各点について、それらを本教史における「教義」構築の典型例として捉えるべく考察した。そして三章においては、こうした「教義」構築の営みが戦後の教学の歩みの中でいかにそれと切り結ばれ、再把握され、また再生されていったかについて問うべく、「教学の歴史」として、学院研究部時代、さらに本所設立から今日までの歩みの概観をおこなった。

教祖前半生における普請と家相・方位の問題

岡 成 敏 正(所員)

「金光大神御覚書」には、教祖前半生における教祖と家相・方位との関係史が詳細に記されている。家相・方位は、伝統世界を継承する人々が、普請・婚姻などの指針として問題にしたものであるが、教祖における右の関係史を、そうした人々の実際や生活

心情との関わりで把握し、その生活史的意味を問うことは、金神に関わる金光大神の信仰世界を明確にする上での基礎的作業として重要な意味を持っている。

本稿はこうした問題関心から、「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」の成果(民間伝承や家相・方位に関わる江戸期の諸文献を素材・手懸りに、伝統世界を継承する人々の態度や心情を把握し、改めて教祖前半生における教祖と家相・方位との関係史がもつ生活史的意味を問い直そうとしたものである)。

まず一章で、普請という営みの中で問題にされた家相・方位の実際やその生活心情に関わる民間伝承の諸側面を紹介し、二章では、それを踏まえて、教祖が家相・方位と直接関わった事蹟、具體的には、天保七年のとせ嫁入り、天保八年の風呂場・手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築の各事蹟において問題にされた家相・方位の鑑定内容を分析することで、その問題の仕方の変遷史を辿った。そして、その上で、三章において、教祖の許に起きた長男、長女、二男の夭逝及び飼牛の死という不幸との関わりで、教祖の動きを追いながら、それぞれの不幸の体験がもつ教祖の生にとつての生活史的意味について考察を加えた。

その結果、教祖前半生の生活史・信仰史は、教祖が自身の許に継起した不幸の体験とその解釈を通して、次第に凶方や金神の实在性を確信し、それに対する恐怖・畏怖心を深めていくという過程であり、さらには、金神に対する教祖の境位が明確化され、金神に対する「被居住者」ともいえるべき自己の身元確認がなされ

ていく歷程でもあった、という見解を提示した。

第三部

教団転換期における危機意識をめぐって

佐藤 光 俊 (所員)

本報告では、戦後の本教史上における転換期、とりわけ、多河内局（昭和三七・四―三八・四）から第三次高橋内局（同三八・四―四〇・五）までの時代、つまり、昭和三十七―四十年にかけての、前教主の帰幽に象徴された、いわゆる「代替わり」と言われた時代に焦点を当てて、そこでは何が教団的危機と捉えられたか、また、その危機克服はいかに図られてきたのかを改めて捉え直そうと試みた。今年度は、特に、その課題性を確認することを意図して、全体状況を概観しつつ、そこに見られる「危機」感の実体を抽出することに努めた。

一章では、多河内局の教政課題の概要と教主高齢の事態への対処の実情を踏まえ、「教主高齢」の事態がどう問題とされてきたかについて、当局者と議会との関わりの側面から追求し、二章では、就任後僅か半年に満たずして辞任願を提出する多河内局が、一旦願ひ出た辞任願の保留を求め、教主「代務者」推挙を具体化したにも拘らず、推挙を断念するに至る経緯と、教主の容体悪化

の中で事態が急展開する経過から、内局の動向とこの問題への取り組みに示された教務姿勢の問題、性格に論及した。三章では、このような「教団の一大危機」と捉えられた多河内局における代務者問題に具体化した課題が、その後、第三次高橋内局によってどの様に克服されようとしたかについて考察を加えた。

こうした検討を通じて、この内局に固有の問題性と共に、教主神勤七十年の「年柄」を迎える中で、「教主」及び「代務者」の意義の認識が、代務者推挙の在り方へと具体化される時、極めて多様な意見や方向性が示されていたことが窺われた。また、高橋内局においては、「教主」とその教団統理の意義など、教制の根幹が、容易に空文化し教政の機能麻痺を結果するものであると批判的に捉えられ、改めて、本教教制における教主とその意義及び教監による「補佐」の関わりの在り方が検討対象とされ、両者の全く新たな関係構築・展開への願ひとして表明され、現代化が求められようとしていた事が跡付けられた。

公認教団設立前後における

布教と教義形成の諸相

——「神国」をめぐる信仰の論理と

天皇制の秩序形成との相剋を視点に——

渡辺 順 一（所員）

本稿では、「神代」「神国」という言葉に表された金光大神の、独自の神信仰と、そこから生成された「全体救済」的な布教の目的意識が、どのような布教及び教義形成のエトスとして本教信仰者達に継承されようとしていたのか、また、その内容が戦前期教団にどのような問題状況をもたらしものであったのかという問題関心から、明治中期の宗教統制・天皇制の秩序形成の動向との関わりを視点に、その諸相を考察した。

一章では、金光大神在世中に於ける信仰と布教意識の継承の相を明らかにし、初代白神の大阪布教と、そこでの「神代」「神国」という言葉を用いて形成されていった教義内容を取り上げた。二章では、神道諸教派に準拠して再編成した公認教団としての神道金光教会が、当時の取締当局や知識人にどう見なされていたのかということとの関わりで、神道金光教会時代に於ける教政者達の、主に「慎誠」「神訓」の教条の内容についての教政的判断の所在を明らかにし、三章では、金光四神の教義的課題意識や

布教構想の内容を問う前段的確認の意味で、同教会時代の講社布教と、そこでの神信仰の実態を考察した。

こうした論述を通じて、宗教統制への対応による神道の神々・天皇制的規範を自らの広前に受容したことについての白神自身の教義的葛藤や、「神」の公認を目指すその課題意識の所在等を指摘しながら、教政の動きとは別に、天皇制の秩序形成からは一定の距離を確保していた、布教者達の在り方をも明らかにしようとした。

資料年表第一次・二次宗教法案に関する諸動向

——明治二十一年から大正一五年まで——

原 田 道 守（助手）

明治維新以来の雑多で断片的な単発法令に依って運用されてきた宗教制度は、国会開設、帝国憲法の発布、キリスト教の公認要求、仏教の復興運動などを通じて、次第に統一的宗教法を求め、機運を醸成した。明治三二年、山県内閣の下で、第一次宗教法案が起草され、議会上程されるが、以来、第二次（天正一五）昭和（三）、第三次（昭和四）と度重なる法案制定の試みがなされ、昭和一四年に至って宗教団体法が成立する。これらの動きに対して本教を始めとする宗教界は如何なる対応を示したのだろうか。本資料年表の作成によって、これら一連の法案制定をめぐる諸動向の概

要把握を容易ならしめ、今後の研究課題を明確にする事を試みた。年表の作成にあたっては、宗教制度・宗教法案（第一次・第二次）との関わりとその影響を基本軸として、「金光教（佐藤）」、「宗教界（他宗教）」、「宗教制度調査会」、「政治・行政」の四項目を設定し、全体の動向と各界の個別の動向との対応関係が把握できるように構成した。

資料年表の作成の結果、本教の動向には、おおむね他宗教と同じく天皇制国家の政治支配に従い、その国体観念を受容しつつ国民を教化する役割を担うものであった点が示されていた。けれども、個別の側面においては、政府の国家神道体制確立の動きの中心軸をなした神社政策、とりわけ、神官、教師の分離政策に対しては、早くから異論を説き、反対運動を行い、また、第二次宗教法案に見られた国家による宗教への監督権条項に対しても削除を要求し、代案が提出されるなどの動きがみられるなど、国家の宗教への干渉政策に対しては、一定の自律性を示し、必ずしも従順であったとはかりは見なし得ないものが窺われる。こうした点に、今後解明されるべき課題が示唆されていると考えられる。

本教における初期布教（教勢）の実態について

——布教史資料「高橋富枝祈念帳」分析から——

眞 田 幹 夫（助手）

本稿では、本教における初期布教が、どのように展開していったか、ということについて、元治元年・慶応元年の「高橋富枝祈念帳」から窺える信者群の動向を視点に、教勢の実態を究明しようとして試みた。

一章では、これまでの祈念帳分析の研究成果を踏まえるため、沢田重信「初期本教の教勢について——斎藤重右衛門の祈念帳の分析——」（紀要「金光教学」第一四号）から、祈念帳を扱う上での諸注意や分析方法、また、笠岡広前の教勢を中心に解題を行った。

二章では、「高橋富枝祈念帳」の概要や布教圏（信者群の分布、世話方の記載例、篤信者の分析を行った。その結果、六条院広前初期の教勢は、六条院を中心に浅口郡や小田郡の南部と塩飽諸島に集中していること等が判明した。

三章では、一・二章のまとめと今後の課題性を示した。即ち、笠岡広前と六条院広前の布教圏を比較してみると重なる所があるが、その信者群の傾向をみると、笠岡広前への参拝者の少ない地域では、六条院広前への参拝者の方が多くなっていることが判明した。また、今後、教祖時代の布教者達の祈念帳をも視野に含め

て、初期の布教実態をトータルに把握していくという方向性を示した。

○ 藤井 喜代秀（第二部所員）

森定虎吉編「道別の記」の対照・分析表を作成した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法及び成果などについて、所外からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、昭和六三年一月二八日に、第二〇回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二八号掲載の論文三編及び研究ノート一編、すなわち、福嶋義次「死を前にした金光大神―『身代わり』考―」、佐藤光俊「管長退任要求運動の思潮と高橋内局―本部出張所報告を中心として―」、上坂隆雄「信徒運動についての一考察―管長退任要求運動をめぐる―」、岡成敏正「金神とその信仰の諸相について―民間陰陽道・金神信仰調査から―」である。以下に検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外から井上正道（吉舎・金光学園高校教諭、角埜安信（高田・藤尾節昭（奈多・山崎達彦（花輪・岩手大学教授、松井太基郎（大湊・金光学院教授）の各氏、所内からは各論文執筆者と早川公明、岩本徳雄、渡辺順一（司念、原田道守（記録）であった。

〈福嶋論文〉

○ 最晩年の金光大神の信仰を、死へ向かうその実存的な生命の歩みに即して考察しており、興味深い。しかしながら、どこまでも神との関わりを生きた、一人の人間としての金光大神の内

面を捉えようとする筆者の関心は分かるにせよ、例えば、金光大神が自らの生命を「生き通し」と語る意味等は、単なる実存レベルの解釈からだけでは、十分に捉えることができないのではないか。金光大神の「死後」観や「霊」観がどう捉えられるか、という問題とも関わらせての究明も期待したい。

○ 近代的な思惟によつては金光大神の信仰世界は把握しがたい、とする筆者が、「心」の相と「肉体」の相に分けて、死へ向かうその生の歩みを分析していることは、方法的な矛盾ではないのか。また、その心―身の二分法的な観点と共に、死を集団と切り離された「個」の問題として捉える見方も、近代的思惟に基づくものと言える。そしてそのような方法は、ややもすると神の「分霊」としての「心」の意味や、集団全体との関わりでの「身代わり」の意味を解釈していくうえで、大きな壁ともなりかねないと思われる。

○ 「身代わり」を、金光大神の主體的な信仰的自覚の問題、として捉えようとする筆者の研究的立場は理解できる。また、そこで描かれた内容は、私達自身の信仰的自覚の中身を問ううえで、重要な問題を提起しているものとして評価できる。しかし、当時の人々の信仰の在り方との関わりで、金光大神が参拝者に対して語った自らの死にまつわる理解を見ると、例えば、「金光は思つて棺の中に入ると思うか。生きていても棺の中に入る」（理Ⅱ難な）という理解などもあり、それらの意味内容は、必ずしも金光大神個人の「死」に関わる信仰的自覚の問題に終

始するものだけでは言えないのではないか。つまり、それらの理解は、当時の人々の信仰の有り様を問題にする言葉でもあり、そのことからすれば、金光大神にとつての死の問題は、やはり金光大神を中心とする集団形成の問題との関わりを外しては考えられないのではないか。

〈佐藤論文〉

○ 昭和十六年教規制定に至る過程のなかで、文部省当局者と高橋内局との交渉内容を浮上させ、ファシズム期における政治と信仰との関係相を動態的に描きだしている点、評価できる。しかし、例えば「国家権力に対する」という場合、具体的に何をもって「国家」と呼んでいるのが曖昧である。擬人化した概念で「国家」を論じるのではなく、むしろ、当時の信仰者達も「国民」として国家の一部でもあるのだから、それぞれがその立場や役割にどのように規定されているのかを明確にし、行為者達の個性的な対応関係や思念を、揺れ動いているものとして、より一層明らかにしてもらいたい。

○ 戦前期の教団の歴史を、国家方針の単なる受容の過程としてのみは描きたくない、とする筆者の問題意識や、そこで援用された今日の歴史学の方法論は理解できる。また、その論述によって、ファシズム期にあっても、教団が一方的に国家支配に服従させられていたのではなく、そこには一定の教団的アイデンティティ・信仰の自律性が確保されていたことが分から

される。しかしながら、そのような筆者の本教史を問う問題意識や方法は、今日の教団のどのような問題状況から迫られているものと言えるのか。描き出された歴史と、今日の教団状況との接点が見えにくい。

○ 文部省当局者が、与えられた公的な役割の範囲内で、ある程度自らの考えを打ち出しながら対応しているように、高橋教監を始めとする高橋内局の構成者達も、「昭和九・十年事件」以後もなお管長の退任を求め続けようとするそれぞれの信仰の自身は、すぐれて個人的なものであつたはずである。論文では、当然の踏まえてとして、それらを一括して「思潮」という言葉で表しているが、管長罷免要求運動が挫折して後のそれぞれの思念の内容がもつと示されれば、「思潮」としての中身がよりはっきりするのではないか。

〈上坂論文〉

○ 本教史の中での信徒の動向に、初めて焦点を当てた教団史研究の論考として意義が認められる。しかし、教団体制や教会・教師の有り様に対する信徒達の批判的意識の表れとして取り上げた書簡資料等については、十分に資料批判がなされて用いられているのかどうか、危惧を抱かせられるところがある。つまり、一口に「信徒層」といっても、社会的な位置や信心の深さ・有り様は様々であり、そのことからすれば、残された資料の何を信徒たちの意識を表すものとして示すかということに

いては、より慎重に扱われることが望ましい。

○ 教師と信徒との関係の問題は、古くて新しい問題である。

「昭和九・十年事件」史の中で、信徒達の管長退任要求運動の軌跡を追いながら、その問題に信徒の側に視点を置いて問い入ろうとしている点、斬新な印象を受ける。しかしながら、筆者が信徒の立場に徹底して立ちとうとするのであれば、運動の渦中で教師層に対して出された信徒達の批判を、事件史の中に収めてしまふのではなく、それがどのような現代的課題を提起するものであるのかを、はっきりとした形で示す必要がある。

○ 文部省への陳情運動が挫折した後、教師層・信徒層共に、その運動によって国家権力の介入を招いたことに対する反省が見られないことについて、論文ではあまり問題にされていない。勿論、政教分離・信教自由ということ自体の有り様や、国家権力についての人々の感じ方は、今日と当時では大きく相違していることは確かであるが、しかし、信仰と国家権力との関係の問題は、教祖時代以来一貫して続いている問題であると思われる。筆者の関心が、むしろ「内なる管長」という言葉に表された、教会・教師の有り様を問うことにあるとしても、「昭和九・十年事件」の今日的評価ということとも関わって、その反省の中身の問題は、研究的には外せないのではあるまいか。

〔岡成研究ノート〕

○ 岡山県下各地で実施した調査に基づいて、金神の諸相を解説

した内容は、教典を読むうえで参考になる。しかしながら、例えば「覚帳」に金光大神が記した金神と、民間信仰レベルでのそれとの、共通性や相違性は、研究的にどう押さえられるのか。金光大神が晩年まで金神という名称を使用していたことは、天地金乃神の神性や、金光大神の信仰と、その信仰が育まれた土壌である民間信仰の世界との関係の有り様を問ううえで重要なポイントであると思われる。今後、それらの点に留意しつつ、多神教的風土の中にあつて一神教的信仰へ進んだとされる金光大神の神観の中身にまで問い入ることが望まれる。

○ 岡山県下に未だに根強く金神信仰が残っているということは、よく分からされた。その報告内容を見ると、民間信仰レベルでは殆どの場合が、金神信仰のままで止まっている。それに対して金光大神の場合は、金神から天地金乃神へと、その神観を変遷・発展させていつているが、それはどのような契機によるものなのか。金神を祭祀するに至ったことの意味や、金神祈禱者としての香取繁右衛門との出会い、或いは、四十二歳の大神時における信仰体験等をポイントとして押さえながら、金神信仰の視点から金光大神の信仰形成史を改めて問題にしてみたい。

○ 今日の信仰は、教義的に整備され洗練されたものとなっているが、しかし同時に、信仰が洗練されてきたということは、一面では、信仰のエネルギーが失われてきたということでもある。今、何故、金神に着目するのかという問いは、このような

教団の信仰状況との関わりで、絶えず問い続けていかねばならない問いであると思われる。今後とも、その問いを筆者の研究の基本的な問いとして抱えつつ、洗練化によって今日では見失われてきた金光大神の信仰の様々な内容を発掘していく要が認められる。

期待する。

〈紀要全般について〉

○ 研究所がこれまで推し進めてきた、教典・史資料に基づいての、金光大神の信仰内容や本教史上の出来事についての基礎的な解明は、大きな成果を残してきている。今後とも、そのような地道な研究を推し進めていって貰いたい。また、今日の教団の信仰状況が極めて多様化していることを考えると、これまでのような「過去」を対象とした研究だけではなく、例えば全国各地の教会の、布教者達の教義把握や信奉者達の信心生活の状況についての調査・分析といった、直接「現在」を対象とした研究も、教学領域を拡大する意味で、考慮してもよいのではあるまいか。

○ 近年の傾向として、各研究者の課題が追求され、成果として紀要に発表されていくまでの期間が長いような感がある。毎年各所員の研究テーマを認定し、それに従って各自の研究がなされていっているのであるから、それらが早く成果として取り纏められていくような、何らかの方途が講じられてもよいのではないか。できるだけ多くの教学論文が紀要に掲載されることを

教学研究會記録要旨

昭和六三年二月一日、本部教庁大会議室を会場として、「覚帳」注釈書について」というテーマのもとに、第二八回教学研究會を開催した。

本教団においては、昭和五八年、教祖百年祭を機に『金光教典』が新たに刊行され、そこから浮上する教義的諸課題の探求、及びその基礎的解明が求められている。これを受けて、本所ではその内容解明に資するための基礎的研究に鋭意取り組んでいかなければならない、との確認のもとに、様々な研究活動を続けてきた。なかでも、教典基礎資料の編纂は、そうした研究を推進するための最も基礎的な作業と考えられるところから、五九年度来、その具体化に向けての取組みを開始し、今日まで作業を執り進めてきた。そして、その一つの成果が、平成元年秋、「お知らせ事覚帳」注釈書として教団刊行される運びとなった。

そこで、今回の教学研究會では、これまでの作業経過を報告し、「覚帳」注釈書の内容や体裁についての意見を聴取すると共に、今後の教典基礎資料編纂のあり方を見定めていくことを願って開催した。

以下に記す要旨は、「覚帳」注釈書刊行に関わる今日までの経過報告及びそれを受けての討議、注釈上の具体的な保留点・問題点をめぐる発表及び懇談の内容、さらにはこの会合での所感発表

を要約したものである。

なお、出席者は次のとおりであった。

所外―畑愷（日本橋）、奥山巖雄（篠原）、高橋行地郎（栗林、金光教院
学監）、寺本二千昭（安芸川尻、金光教院教授）、金光元正（学務課
長）、松田敬一（布教部次長）、西川良典（布教部員）
所内―本所職員、囑託、研究員

〈経過報告〉

「覚帳」注釈書の刊行について

——経緯と体裁——

早川公明

本発表では、「覚帳」注釈書刊行に関するこれまでの作業経過及び注釈書の体裁と構成内容を取り纏めて報告すると共に、注釈上の主要な内容的問題点を整理して述べる。

教典コメンタリー編纂のことが本所の計画上に発起されたのは、教典刊行の翌年、昭和五九年である。本教における教学研究機関としての本所の責務を考えると、今後は、教典を本教の根本典籍として、それに関わる基礎的研究に鋭意取り組んでいかなければならない。そうした研究の具体化として、教典全体にわたる基礎的な注釈作業を長期的展望のもとに計画していきたい、ということであった。

この計画を進めるにあたって、まず、教典を編んだ典籍編修委員会がその解散時に確認した「典籍編纂に伴って、今後に残された十項目の課題」を再検討し、本所としての立場から取り組むべき課題として、以下の整理・作業項目が立てられた。すなわち、①「覚帳」の用字・用語索引作成、②教典用語の語義解説、③「覚帳」の注釈と現代語訳、④「金光大神事蹟集」をはじめ裏付け資料集の作成、⑤「覚帳」の教典未掲載部分やその他金光大神直筆の整理、⑥人物誌の作成、⑦教典内容に基づく年譜作成、⑧教典間（「覚書」「覚帳」「理解」）の比較対照、⑨金光四神及び金光攝胤理解の編纂、というものである。

そこから、本所でそれまでに進められてきていた準備的な作業内容をもとに、実現可能なものとして、A「覚帳」の詳細な索引作成、B事跡資料集の作成、C「覚帳」についての注釈と現代語訳、D御理解集の用語解説の四項目が上げられた。このうち、Aは六〇年一月を目途に完成し、Bについては、五九年から、順次紀要に掲載して発表することとなり、あと二回程度で掲載し終えることになっている。また、Dは、その後、教典用語解説というふうに考え方を広げると共に、これは相当な年月をかけた取り組みが要請されることから、現在カード化作業を進めつつ編集方針を模索しているところである。これらに対して、Cは従来「覚帳」ゼミをその検討の場に当て、当面はこれに重点的に取り組むことになり、今日に至っている。以下に、その経過を取り上げてみることにする。

当初、このことについては、「覚帳」の現代語訳を作成するということを中心に考えられていた。というのも、この時点で、既に高橋囑託が現代語訳試案を作成し終えており、それを素案として検討を進めると共に、その現代語訳文に注釈を付していくというところでいけば、比較的編集し易いのではないかと考えられたからであった。つまり、現代語訳が主で、注釈はそれを補うものというのが当初の考え方であり、そうした方針のもとに、検討作業を開始したのである。具体的には、現代語訳上、「覚帳」の文体を損ねないよう極力逐語訳に努めることを原則に立て、訳し過ぎに注意し、それで意味が通りにくいところは注釈で補っていくという作業を進めたのである。

結果としては、三年半かけて、六二年度中に検討を終え、本所としての現代語訳を作成し、注釈必要箇所の特定、さらには注釈内容の検討を行ったが、実際には、作業を進めて一年もする頃には、その当初の方針の見直しと修正の声が検討者間に起こってきた。それは、実際にこの作業を進めてみて、現代語訳、しかもその上に共通見解としての妥当な共同訳を作ることの難しさを、各検討者が回を重ねるに従って実感するようになったからである。その難しさとは、具体的には、次のような問題点が浮上ってきたことによるものであった。

○「覚帳」の文体は、普通の叙述文と異なっており、メモ的・備忘的な、文章上の省略の多い記述になっており、お知らせ文と地の文の判別さえ明確にはし難い点。

○「覚帳」には、意味不明瞭な語句や、文意について解釈の別れる箇所が多々あり、妥当な見解として一つの訳を選び出すのは、時期尚早と言わざるを得ない点。

○原文に忠実な逐語訳をすれば、原典の持味や特色を損ねない分だけ通りのよい現代語訳になり難く、意訳すれば、現代語としての平易さと引き替えに原典の持味を失い、また冗長さを招く因ともなり、いずれを選んでも一長一短がある。その上に、検討者間の共同訳ということで、各人の解し方が最後まで微妙に食い違い、ともしれば、その違いをばかして共通部分だけ折衷的に取り出すことになりがちで、そうすると、いよいよ味気のない、奇妙な訳文になってしまう。

こうした問題点に逢着し、現代語訳のし難さを段々に経験させられた結果、次のような確認をするに至った。すなわち、今は現代語訳を公にするよりも、むしろ注釈に力点を置いたものを示すほうが、「覚帳」の本文理解のあり方として妥当なものではないか、ということであった。そこで、方針を変更して、改めて「覚帳」注釈書の作成に本腰で取り組むことになり、六二年度中にその素案を作成し、今年度（六三年度）に入ってから、その素案の検討を集中的に進め、漸く第一次草稿が出来上がったのである。

また、今年度に入ってから、**「覚帳」注釈書の公刊**ということを具体的に意図し、その公刊に関して当局とも交渉を重ねてきた。その結果、本教全体を視野において考えるとき、教典を頂くことの中味としては、原典としてそれを解釈し、理解しようとする

る意欲が喚起されることも是非必要であり、特に「覚帳」については、これまで全くその注釈書の類が教团的に公表されていないところから、少々厳密な資料批判に基づいた注釈書であっても、本部教序刊行とするのが順当である、ということが申し合わされたのである。因みに、刊行の時期については、明年秋の立教一三〇年大祭時の記念出版とするのが望ましいとの判断が示されている。

ところで、この注釈書の作成について、本所の限られた陣容のなかで、出来るだけの努力をしてきたつもりであるが、様々な意味で不備な点が多いということは否めない。たとえば、先に述べたような現代語訳上の問題点をも含めて、注釈上に目配りが充分に効いてない点々も幾つかある。

○信仰の書としての「覚帳」である以上、そこに記されている出来事の象徴的な意味を読み取ることは大事なことで、その意味では、比喩的表現・象徴的表現などを、宗教言語としての特性と関わらせて考えてみなければならぬ。こうした思いもあって、そのような表現を含んでいる大切な事跡だと思える箇所ほど、解説の加え過ぎによる一義的な固定化を恐れるあまり、結果的には注釈を控えてしまった。

○連用止めや一打ちのされ方、神号の名称の用いられ方などの「覚帳」に特有な記述法や、作者としての教祖固有の記述文体などの大切な問題についても、注釈上の配慮が十分に払われたとは言えない。

○ 注釈書の作り方に関して、観点や基準の統一が充分になされていないとは言えない。

こうしたことからすれば、今の段階で注釈書を公刊するのが果して適当な時期と言えるのか、あるいは時期尚早と言わざるを得ないのではないかと、といった批判が成立するかもしれない。しかし、そうした議論に終始しているよりは、現時点で、分かっている箇所と不明瞭な箇所とを具体的に示すことによって、今後何をすべきか、何を明らかにしていくべきかを確認することがむしろ必要である。また、本所のここまでの調査や研究の成果を「覚帳」本文理解にとつての素材として提供することが、本所の機関としての大切な役目でもある。そうした確認の上立って注釈書としての草稿作成に踏み切つたのである。

元来、注釈書というものは、あくまで本文理解の糧ではあつても、それによつて、即座に本文理解が成り立つと考えられるべきものではない。むしろ、それを参考にしつつ、そこから各人が本文に対する解釈を深く掘り下げ、より確かな理解を導き出していくための踏み台とされるべきものと考えられる。

〈討議〉

以上の報告を受けての討議では、次のような諸点をめぐつての議論が交わされた。

○ 注釈には、本来、歴史的事実・事跡についてのものと、金光大神の信仰内実についてのものとの二つがある。今回の注釈は、

前者に相当するものと思われるが、本教信仰にとって大切なのはむしろ後者の方ではないか。

○ 今回の注釈書を刊行するということは、見方によれば金光大神の信仰世界をますます断片化していくことになりはしないかあるいは、不明瞭な箇所が多々あるにもかかわらず、この注釈書を出すということは、金光大神の信心を著しく歪めてしまうことになりはしないか。

○ 部分的・個別的、あるいは一字一句を問題にする注釈という作業も研究上必要であるとは思われるが、その作業は、教学研究所として担わされている役割、とりわけ教祖の信仰の全体性を究明することのなかで、どのように位置付けされているのか。言い換えれば、今、教学研究にとつて何が一番重要な問題なのか、あるいは現在の本教信仰の危機を乗り越えるためには何を必要があるのか、という視点からは注釈書刊行の意味がどのように確認されているのか。

○ 教会で教典を読んでいる者、いわば全くの初心者からすれば、教典の自身に迫っていくための手懸りを得たいという純朴な願望がある。今回の注釈書刊行は、そういう者にとっては意義あるものであることは否定できない。

○ 今日の教団全体の動きを見ると、教典を読みこなしていこうという動向は限定されたものであり、むしろ教典よりは親先生の教話でも読ませた方が布教には都合がよいという傾向が見られる。教典の中でも、特に「覚帳」は難解であり、地方の者

にとつて読めないという実際があり、このままでは、ますます教典離れが進んでいくという危惧を覚える。そうした状況を踏まえるとき、「覚帳」を読みこなしていくための素材を提供するという今回の注釈書刊行は、評価されるべきではないか。

〈注釈上の問題点・保留点をめぐる発表及び懇談〉

この発表及び懇談では、まず、「覚帳」注釈書編纂作業に従事してきている、金光和道、竹部弘両所員から、注釈書編纂の過程で浮上した問題点・保留点についての具体的な事例が発表・説明され、あわせてそれに対する質疑応答、さらには意見聴取がなされた。その問題点・保留点とは、概ね次のようなものであった。

一つには、教典における解説上の問題である。たとえば、21章12節中、「同じく十五日早々、手ぬぐい結わえつけ、落ち。お伺い、お知らせ。」における「落ち」について、原文では「ヲチ」と記されているが、「覚帳」の他の箇所にも、越智という人物が記されているところから、この「ヲチ」を「越智」と解説することも可能である、といった性格の問題である。もちろん、その解説の仕方によって、全体の文意が全く相違したことになることは言うまでもない。

二つには、特定の語句、文章についての意味・解釈に関わる問題である。たとえば、24章4節中「八日より願ひ改めよみいたし」の「よみいたし」という語句はどのような意味なのか、あるいは24章14節中「三条のご教則、大教正、一番町、柳井村、伊陸

村」について、一つ一つの語句の意味は判明するものの、それは全体としてどのような脈絡のもとに、どのような意味合いで示されたものなのか不明である、といった性格の問題である。

〈所感発表〉

この会合では、最後に、全体を総括するという意味合いで、三人の出席者から所感発表がなされた。以下に、その要旨を紹介する。

○ 注釈書を作成するについて、どこにポイントを置くのかということが重要な意味を持つてくると思われる。この問題は、様々な観点から論議される必要があるが、それは、やはり教祖様が「覚帳」のどこを中心にして書かれたのか、ということとの関わりで明確にされるべきであろう。

○ 注釈作業というものは、本来書かれたものを解体していくこととであり、金光大神の全体、あるいは現代の金光教の信仰内容の全体的なものへ留意することとは逆の方向性を持っている。しかし、その作業は、そうした全体的なものを再構成していくについての基礎であり、どうしても避けられない一過程である。ところで、本来、注釈書には客観性が求められるが、その客観性は、現在の我々の生の問題意識から規制されるものではなく、「覚帳」の性格によって規制されるものでなくてはならない。言い換えれば、「覚帳」という記録が生まれてきた時点での実存的な現象に、率直にアプローチできるような客観性が確保さ

れなければならぬであろう。

○ 地方の布教者として「覚帳」を頂いていこうとするとき、どうしても問題になるのが字面の解釈の仕方である。それを今回、注釈書という形で取り上げ、さらには多方面から検討した上で刊行するということであるから、喜びをもって歓迎したい。布教者というものは、たとえそれが独断であると言われても、その場で断言していかなければならない、という責務を負わされているが、そういう断定をするにしても、やはり様々な意見があるということを踏まえる必要があるわけで、その点からしても、今回の注釈書刊行のことは、意義のあることである。

○ 以上、経過報告、討議・懇談及び所感発表の要旨を記した。討議での意見の中には、本所が注釈作業を進めていくことの基本的立場について再確認を迫るものもあり、今後の基礎資料編纂のあり方を見定める上で示唆的であった。また、注釈上の問題点・保留点をめぐる懇談では、「覚帳」の各記述に対する様々な読み方も提示され、今後、具体的な作業を進めていく上に、貴重な意見が得られた。

研究員集會記録要旨

昭和六三年二月二日、本所会議室において、「教団の現状および近年の研究動向」と題して、第一四回研究員集會を開催した。

以下に記す要旨は、本集會においてなされた発表及び懇談内容を要約したものである。

なお、出席者は、田中元雄、松村真治、八坂朋道の各研究員（欠席 金光寿二）と本所職員六名であった。

（発表 一）

教団の現状について

田 中 元 雄

本教と社会との関わりという観点から、教団が直面していると
思われる課題について、教義、信仰実践、制度の三点に焦点を当
てて考えてみたい。

まず教義についてだが、今日まで本教信仰においては、信仰の
個人的な側面、内面性という観点からの教義は相当に深められ、
明らかにされてきたと言われているが、その反面、社会性とか歴
史性に関わる教義の未成熟さがしばしば指摘されてきた。その原

因として、一つには、金光大神自身の信仰に見られる農民倫理思想とも言うべき、お上観・世間観、時間観のような思想に規制されているということが考えられる。二つには、教団形成期の歴史的な制約、つまり、国家の抑圧のもとで、金光大神の中に芽生えていた世界観が十分に展開できず、それらが信仰体質になってしまったということが考えられる。そうしたことから、信仰は個に関わるもの、との公理のようなものが本教に定着してきたが、果たして本当にそれでいいのかということが問われなければならない。信仰は究極において個に関わるものである、ということが真実であるとしても、個人の中に浸透してきている社会や時代の問題に向き合うことなくしては、個々の救済ということも成り立ち得ないと思うからである。取次という救済形式においては、個対個という信仰授受の形式が重視されてきた。そのために、現代の問題に向き合うとか、あるいは歴史に棹さず、というような金光大神の信仰の樹立・独立が出来難くなってきた。そうした面での本教教義の確立が大変大きな課題であろう。

次に、信仰実践の問題について、信仰実践も本来個のものであるが、教団が共通の目標を掲げてそれに向かって運動をしている時には、それが自ずと社会性を帯びてくる。特に最近の新々宗教と言われる宗教は、社会への働き掛けが平和運動や社会奉仕活動になったり、極端な場合には政治運動化していく。このことは、教団が自らの意図を社会的に表明することにおいて、自らの存在意義を明らかにしていくことであろう。このように見ると、

本教における御取次成就信心生活運動のように、個人々人における信仰の純化・内面化・深化ということを運動化し、また、それとずつと貫徹した例というのは、他にないのではないか。そのことが、意図的にかあるいは結果的にか、運動とは言いながら社会性の排除をもたらしたのではないか。

明年発足する運動の特徴は、あくまで個々の実践を促すものであるが、取次の場から社会へ向かって拡散していく、一人々々が取次の働きを社会の場で具現する行為者として期待される運動である。運動は各地方、教会、個人に委ねられるわけだが、教務の課題は、実践成果を収集・整理・統合し、そこから新たに金光教の思想を確立し、社会に表明していくという教義の確立にあるのではないか。

最後に制度の面であるが、本教の制度は金光大神の信仰思想を制度的に表現したものではないと私は考えている。金光教団と同じ時代に生まれた他の教団は、いずれも本教と同様の教団形態を保持している。また、戦後には、戦前とは違う戦後共通の、同様の形態を持った新宗教が生まれてきた。このようなことから、宗教教団の組織形態は、その信仰の内的な必然性によって形成されるというより、時代社会の組織モデルに多分に影響されて生まれると考えられるからである。現在の本教の組織形態は、恰も本教本来の信仰的制度表現のように思われるが、それは社会から借りてきた制度でもあり、今日の信仰活動・教団活動をより十全ならしめるためには、もっと柔軟に本教のあり様を見ていくことも可能

である。

こうした観点から今の教団制度を見た時、昭和五年の制度改革で着手し得なかった、教団の基本構造と言われている教主制と教会が問題になる。教主制については、社会通念的に言うところ教主制は血脈制をとっているが、今後もそうしたあり方で存続するのが望ましいのかどうか、また、取次との関わりで現在の教主制が果たして最も相応しい教団のあり方なのかどうか、という基本的な問いの他に、次のような問題がある。現行の教主制を見ると、教主の統理事項の中に教義の裁定権がある。現実には、教監が教主を補佐してこの統理事項が完遂されるわけだが、法制度的には教主において教義の裁定がなされる。そうした時に、教主は個人なのか機関なのか、機関であるとするならば、機関として十全に機能するような制度的な整備がなされているのかどうか、という疑義が浮上してくる。昭和二九年教規は、三代金光様という個人的な人格を想定して作られた教規であって、今後、本教が続いていくとして、一体どういう教主制が最も相応しいのかと考えた時に、様々な疑問点に出会う。

また、教会の問題については、今日まで教団の布教実態は教会にあり、教会が取次ぎ取次がれる関係の中で次々と生まれるということが本教の布教であった。教団という統一された組織体から見ると、意図とか計画という教団の意思が入り込む余地のないような形で布教の展開がなされてきたわけである。そうした教団のあり様は、時代の制約から教団が布教の主体になり得なかったこ

とに原因があると思われる。しかし、今日として、道を世界に広くという願いから教団自体が布教主体となっていくときに、明確な目的を持って教会を作っていたり、人を配置していくというような、新たな教団のあり様を考えていかなければならない段階にきているのではないだろうか。

〈発表 二〉

近年の研究動向について

八坂 朋道

紀要を読んで、改めて感じたことは、非常に難解であるということであった。

教内の種々の会合において様々な問題が出るが、あらゆる問題の原因を求めていくと、どうしても教師の信仰姿勢、御用姿勢の問題に逢着する。そういうところから改めて今日の教師育成の問題について考えるわけだが、比較的手統のつながりの強いと見られている九州においても、今日では手統間における教師の育成が非常に薄れている現状がある。これは今に始まったことではないが、現在の教会長レベルにおいても、自分の受けてきた信仰が、本当に師匠から頂いたものか、あるいは、自ら培ってきた信仰をもつて布教に当たっているのかどうか、そういうところにも些かの疑問を感じる。また、若先生、あるいは教会子弟にとつても、

一体親の何を受け継いでいけばいいのか、また、教祖の信心、金光大神の信心と言われるけれども、一体それは何なのか、その手掛かりさえもつかめないという現状があるように思う。例えば、新教典の、御理解部分は別としても、「覚」「覚帳」については、容易に自分として日常的に問題化したり、取り組んだりするということが出来ない。それ故に、研修をするといった場合でも、日頃の経験的・体験的な生活の中から生まれてきたものを提示したり、あるいは二代、三代の教会長のもとで頂かれた御教えが非常に縮小化された形で吐露される、といった現状がある。つまり、金光大神の信心の把握について曖昧さがあり、したがって、教祖の信心に付いて行き難さを感じながらも、それでも信心を語っていかざるを得ず、求める姿勢を維持して行かざるを得ないわけだが、どうもそこに息切れを感じさせるものがある。

そういう現状を見るにつけ、もっと身近な教祖像・金光大神像を教学として提示できないかということを思う。研究所の過去の歴史の中で様々に求められてきた金光大神像、あるいは教祖の信心の歩みは、布教者や求道者にとつても非常に大きな意味があると思うが、それが全教に届いて行かない現状がある。紀要という研究発表の形は今後も踏襲・継続するとしても、それにプラスされる何か、例えば過去の教学叢書の刊行というように、もう少しソフトな形で、教学をもっと全教化できるような態勢を目指していくことが望まれる。

〈懇談〉

○ 教祖の中に、国家観・社会観・時間観等が明確な形でないということが、教義を今日のようにしてきたということであるが、今日の問題性は教祖の信仰との関わりもさることながら、所謂日本的な体質の問題として考えた方がはつきりするのではない。極端に言えば、教団はなくても金光様さえおられたらいいとか、教会を云々するよりも先生がいてお取次がなされていけばよいというような、非常に日本的な、組織よりも個人に返していくような形・考え方で今日まで来ているような感じがする。だから、たとえ教祖がはつきりした国家観や歴史観を持っていたとしても、それはそれとして、というように、日本的な方向へ引張られていってしまうものがある。その限りでは、どこまで行っても教義的にもはつきりしないし、何かにつけて不明確なままに行くのではないか。

○ そういう意味で、高橋一郎先生が『金光教の本質』などに書いておられる、信仰の主体性と言うか、それぞれが選び取る信仰というような考え方はいよいよ薄くなっている。外向き、内向き、という問題があるが、一番問題になるのは、信仰の主体性の回復ということであると思う。外へ向けと言ったら皆外へ向くだろうが、向く主体がないならどうなるか、という問題がある。御取次成就信心生活運動でも結局、教師は結界という場に依存し、信徒をそこへ集中せしめ、教師が取次者としての結界の主体にならなかった、ということではないのか。

○ 主体性を見つめさせる一つの大きな契機となるのは教主制の問題であろう。今日という時代の要請から、教団に対して様々な形で統一見解や対応を求めらるるがある。現在は本教団の独自性ということで、それには何時も距離を置くというスタイル、関わらない関わり方をするという建前になっているが、例えば、諸々の政治問題、例えばしばしば起きてくる信教自由、政教分離に関わって何かをせざるを得ないという状況になったときに、現在の体制では、教主を護らなければならぬというのが常に働くわけで、時代の現実的要請から、代表役員を分立させて教務上の責任者と信仰的な教主との二元化を目指す動きは、恐らくかなり近い将来起きてくるだろうと思う。

○ 他教団の中には、教化という方向と教学なり宗学なりという基礎的な方向が二分化する傾向を見せているところがあるが、そのように分化してくと、いよいよ変えてはならない教義がはつきりさせられるということはある。教祖と教団との連続・非連続という議論、つまり連続性という純粋さの保持という方向を取るのか、非連続でもいいから現実対応の方を取るのかという議論があるけれども、同時に両方の方向を取ることは出来ない。二分化すると、逆に、教学なら教学の意義というものがない。二分化すると、逆になるのではないか。

○ 発表の中で、教祖像、金光大神像が全教に届いていないという指摘があった。そのときに問題となる全体像は、何もかも全部網羅しているという全体ではなくて、何か太い柱がびしと

見えるということが、自分にとつての全体像になるのだろうかと思う。そういう意味では様々な全体像があり、多面的な金光大神の顔が現れるということではないかと思う。だから、教典を見ていく自分にとつての金光大神の全体像というのは、現代の思想状況とか今日の人間の問題などに関わって金光大神が自分において、まさに現代に立ち現れる、ということにおいて意味ある像ということになる。そういうリアリティが欠けているから、現代の状況との切り結びがきかないということにもなる。

○ 金光教の常識は固い。伝統が固いし、組織も固い。どうしてこのようになったかというところ、立教神伝、特にその欲を放してとか、実意丁寧神信心に長い間本教の信仰の基盤を置いてきたからであろう。だから、教祖へ目を向ける向け方が分散していくということが要るのではないか。ある人は立教神伝で信心を立ててもいいし、ある人は精霊回向、霊で信心を立ててもいい。それが出来なくなるとどうしても一つになっていく。明治六年と言ったら、皆が明治六年に向いてしまう。金光大神の信仰、金光大神の生涯は我々にとつての始まりであり、いつまでも汲み尽くし得ぬ泉である、だからそこをつながっておけば何でも汲み尽くせる、どういう方向へでも発展できる、ということになってきていない。教祖の全体を立教と押さえ直していかないと閉塞するしかない。

○ 教団が出来るときに、教祖とオルガナイザーが何時もペアになるといえることが言われる。そのオルガナイザーが教祖を作っ

ていく。例えば、キリスト教でもキリストの資料はQ資料というごく僅かなものしかなかった。教義の大半はパウロが作ったと言われている。だから、イエス・キリストが教祖ではなくて、イエス・キリストを教祖に仕立て上げていくところにキリスト教が成立したと言える。それと同じような図式が我々のなかで考えられてもいい。金光大神の誕生というのが時々刻々、これからもなされていく面があるのではないだろうか。そう考えると、教団形成や教会形成のメカニズムというものは、未だ教学としてはつきりしていないところだと思う。教団形成のメカニズムを教会形成のメカニズム、あるいは、布教のメカニズムと絡み合わせながら考えていくというのも教学の一つの課題であろう。

○
以上が発表要旨と懇談の要点である。発表及び懇談を通じて、現在の教団状況との関わりで、信仰主体、教学主体のあり方にも議論が及び、そこから、教学研究が担わなければならない課題に関わつての具体的な示唆を受けることができた。

彙報

— 昭和六三・四・一—平成一・三・三一—

昭和六三年度の業務概要

昭和六三年度の業務概要	一五四頁
研究題目の認定	一五五頁
研究講座	一五五頁
研究発表会	一五七頁
資料の収集・整理	一五七頁
教典に関する基礎資料の編纂	一五九頁
教学研究会	一五九頁
民間信仰調査に関する懇談会	一六〇頁
各種会合への出席	一六〇頁
研究生	一六〇頁
評議員	一六〇頁
嘱託・研究員	一六一頁
人事異動	一六二頁
学院生の研修・その他	一六二頁

本所は、本教における教学研究機関として、諸般の業務が円滑に進められていくことを願って、昭和五七年度から、研究講座体制を敷き、併せて所員の研究題目認定を実施するとともに、五九年度から、『金光教教典』の基礎資料の編纂を進めてきている。また、六一年度からは、五七年度以来の研究講座体制に検討を加え、研究分野をベースとした研究室の構成を行い、部制と研究講座制との関連付けをはかり、講座をはじめ、その他全般にわたって、研究活動の充実・展開を求めてきている。

六三年度は、それまでにとり進めてきた内容を踏まえ、より充実した研究内実を培うべく、(1)『金光教教典』に関する基礎資料の編纂、(2)本教における教義的課題の明確化及び研究の促進、(3)本所諸資料の全体的確認・検討、といった諸点を中心として、諸般の営みを進めた。

(1)については、平成元年度の刊行を目指して、「お知らせ事項」注釈書の草案(第一次)を作成し、また、教学研究会において、同注釈書の作業経過報告並びに内容・体裁に関する意見を聴取すると共に、不明な用語に関する聴取調査を行い、(2)については、各研究講座において課題を追求する中で、また、本教教義に関する文献の講読・討議を通じて、本教教義の枠組みを明らかにし、(3)については、昨年を引き続いて、本所全資料の目録作成並びに資料との照合確認作業を進め、統一的・体系的な分類項目の立案

に向けての準備作業を進めた。

その他、資料の保管・整理については、昨年に引き続き、教団史資料を中心に資料の複数化（複写）及び資料目録の作成を行った。

なお、年ごとに増加する図書・資料の保管スペースの確保が難しくなってきたところから、現行施設の一部について改修・補強工事を行い、新たに資料保管室を設けた。

研究題目の認定

四月二二日、二名の所員による研究題目が、以下の通りそれぞれ認定された。

〈第一部〉

○ 金光大神事跡の資料化

—— 小野家資料をもとに —— 金光 和道

○ 「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」のテキスト研究

早川 公明

○ 「覚書」「覚帳」にみられる「お知らせ」の考察

竹部 弘

〈第二部〉

○ 病気に関する金光大神理解

—— その背景と意味について —— 岩本 徳雄

○ 「全教一新全教一家」実現の歩みについて

西川 太

○ 本教教義の概念と教学研究の課題

藤井 潔

○ 普請と金神方位

—— 教祖前半生の事跡を中心にして —— 岡成 敏正

〈第三部〉

○ 教団転換期における危機意識をめぐって

佐藤 光俊
上坂 隆雄

○ 教団会計制度に見られる財観の変遷

渡辺 順一

〈資料室〉

○ 資料編集(二)本所研究業績一覧の作成

堤 光昭
岡 千秋

○ 教団紙誌掲載教団史資料目録の作成

なお、一月一〇日、金光和道は事情により研究題目変更願を提出し、次の通り認定された。

○ 幕末から明治にかけての行政の変化について

—— 大谷村を中心にして ——

研究講座

五月一日、本年度（六三年度）の研究講座を發足せしめ、以下の通り実施した。

一、第I講座

(1) 教学論総論

本年度は、研究生不採用のため、実施を見合わせた。

(2) 教学論各論

(イ) 原典講読 1——担当者、竹部

「お知らせ事覚帳」の原文をテキストとして、通読、討議を中心に八回実施した。

(ロ) 原典講読 2——担当者、鈴木

「金光大神御理解集」をテキストとして、通読、討議を中心に八回実施した。

(ハ) 原典講読 3——担当者、原田

「信仰回顧六十五年」下巻をテキストとして、通読、討議を中心に一〇回実施した。

(ニ) 金光大神関係資料講読——担当者、太田

「金光大神に関する資料」の講読を中心に、一〇回実施した。

(ホ) 文献演習——担当者、萩原

助手相互の課題意識に基づき、関連論文の講読、討議を中心に、七回実施した。

二、第II講座

(1) 原典ゼミ 1——担当者、金光

「金光大神覚ゼミナル記録」(二六回—三五回)を整理して紹介し、従来の研究成果や関連資料を確認しつつ、「覚書」の講読・討議を行うこととして、八回実施した。なお、嘱託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

(2) 原典ゼミ 2——担当者、早川

新教典注釈書編纂事業の一環として、「お知らせ事覚帳」注

釈書の作成に着手することとし、本講座においてその検討を進めることになった。本年度は、「覚帳」注釈書素案をもとにした検討会を二七回実施し、最終頁まで一通りの検討を終えた。なお、嘱託高橋一邦・竹部教雄・松沢光明が本講座に出席し、討議に加わった。

(3) 教義ゼミ——担当者、岩本

大淵千仞「本教の教義を求めて」をテキストとして、講読・討議を通し教義研究の課題・視座を求め、八回実施した。

(4) 教団史資料ゼミ——担当者、佐藤

教団史資料の体系的分類・整理をはかるため、「分類項目」の立案・検討を進め、昭和期戦前・戦後分の分類・整理・目録作成作業を八回行った。

三、第III講座

(イ) 金光講座

研究題目を追究すべく、資料の収集・解説を進めた。

(ロ) 早川講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

(ハ) 竹部講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

(2) (イ) 岩本講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

(ロ) 西川講座

研究題目を追究すべく、四回開設した。

(イ) 藤井潔講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

(ニ) 岡成講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

(3) (イ) 佐藤講座

研究題目を追究すると共に、助手原田道守・萩原光の研究

課題の明確化をはかるべく、四回開設した。

(ロ) 上坂講座

研究題目を追究すべく、一回開設した。

(ハ) 渡辺講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

(4) (イ) 堤講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

(ロ) 岡講座

研究題目を追究すべく、四回開設した。

なお、一年三月中旬から下旬にかけて、本年度実施された研究講座について、各講座ごとに反省会をもった。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆・批判をうけて、研究の関連を相互に確かめ合い、各自の研究が充実し促進することを

願って、以下の通りに実施した。

○ 文献解題 安永壽延著『増補 伝承の論理』

萩原 光 (63・9・21)

○ 佐藤範雄の統一宗教法への接近過程について(1)

—— 国家神道樹立化過程における

宗教行政・政教をめぐって ——

原田 道守 (63・10・29)

○ 「広前歳書帳」に記された「講」について

—— 参拝分布の傾向から ——

鈴木 義雄 (63・10・31)

資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1) 資料の整理・保管機器に関する情報収集 (63・4・21) 三名

岡山市

(2) 香取繁右衛門の屋敷に関する調査 (63・5・23) 三名 倉敷市、

金光町

(3) 靱屋長左衛門・喜三郎に関する聴取調査及び資料収集 (63・

6・3) 二名 笠岡教会、笠岡市史編纂室

(4) 金光寿一氏からの金光教学生会関係資料(四五点三〇一冊)の

寄贈 (63・6・22)

- (5) 金神講の実態に関する聴取調査(63・7・22)二名 玉野市
 (6) 民間信仰に関する、埼玉県神社調査団、宮澤若雄氏、大塚大八氏からの聴取調査及び資料収集(63・8・25)二名 埼玉県秩父市、同大滝村、同皆野町
 (7) 民間信仰に関する懇談会開催時における聴取調査の予備調査(63・8・25)二名 総社市
 (8) 民間信仰に関する聴取調査(63・9・3)一名 総社市
 (9) 近畿布教史編集室からの東九条教会資料(六頁)、湖北教会資料(二頁)、大阪教会資料(四頁)、泉南教会資料(五頁)、米原町教会資料(四頁)、嵯峨教会資料(四頁)の寄贈(63・9・7)
 (10) 民間信仰に関する、池上隆徳氏、中村保氏からの聴取調査(63・10・14)三名 総社市
 (11) 香取弥吉に関する、香取航氏外一名からの聴取調査(63・10・26)一名 金光町
 (12) 三上儀三郎及び寺尾只一に関する、三上万紀氏からの聴取調査(63・11・21)四名 総社市
 (13) 「覚帳」に登場する人物に関する、藤井吉祝氏、藤井美佐子氏、原田淑子氏、藤井永喜雄氏、姫井淳氏、栗尾昌太郎氏、大橋真之助氏、河手陸太氏、片山源平氏、荒木柯緑氏からの聴取調査及び資料収集(63・11・24)二名 金光町
 (14) 寺尾只一に関する、寺尾雅氏からの聴取調査並びに岡山県布達集の閲覧調査(63・12・2)二名 岡山市、岡山県立図書館

(岡山県総合文化センター)

- (15) 金光講に関する、小林晋氏、小林真氏、那須稔氏からの聴取調査(63・12・14)二名 豊原教会
 (16) 佐藤元信氏からの佐藤金造師関係資料及び佐藤一徳師関係資料の寄贈(63・12・16)

二、資料管理

(1) 資料の管理・運用

新取図書(五二七頁)及び「教団史資料目録」(二)(二三八八頁)をコンピュータへ入力した。

(2) 資料の複写

(イ) 小野家資料 四八五頁

(ロ) 教内図書・新聞類(『あかるむ』「青年会雑誌」「木錦崎通恒」「道の光」)

「新志」「金光教報」 一六頁

(ハ) 教団史資料(戦前資料) 六八〇頁

(ニ) 陰陽道関係資料 二二頁

(ホ) 教義資料 七〇頁

(ヘ) 布教史資料(広江教会他) 二二五頁

(ト) 奉修所資料 七六頁

(チ) その他

(3) 資料の整理

(イ) 金光大神関係資料

○ 新たに追加された資料一二点をカード化し、資料目録を作成した。

(ロ) 小野家資料

○ 昨年に引き続き、村政・私文書（方覚帳・日記）等四八五点について各一部ずつ複写・製本した。

イ 奉修所資料

○ 目録と原本の照合作業を行い、七四四点の複写本を作成した。

（二）教義資料

○ 二〇点の複写本を作成し、目録作成を行った。

（ホ）教団史資料

○ 戦後期資料の分類項目を立案し、高橋正雄師関係資料・大阪教会資料・既存資料を各項目へ分類した。

○ 戦前期資料の目録作成を行った。

（ヘ）布教史資料

○ 新たに収集された資料一五九点を整理し、目録を作成した。

（四）図書の整理・保管

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認・補充及び新収分の整理を行った。

（五）雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、六三年のものについて処分した。

三、資料編集

（一）「資料」金光大神事蹟集〔五〕を紀要第二八号に掲載した。

教典に関する基礎資料の編纂

本年度は、以下の企画・作業を進めた。

（一）原典ゼミ2において、「お知らせ事覚帳」注釈書素案の検討を、最終頁まで一通りし終えた。

（二）「お知らせ事覚帳」注釈書（第一次草案）を作成した。

（三）「資料」金光大神事蹟集〔五〕の原稿を作成し、紀要第二八号に掲載した。

（四）「教典用語辞典」作成のための検討及び取り上げるべき用語と解説のカード化作業を進めた。

教 学 研 究 会

第二八回数学研究会（63・12・11）

日程

午前

（一）発表① 早川公明

（二）討議

午後

（一）発表②及び懇談 金光和道

（二）発表③及び懇談 竹部 弘

（三）所感発表 前田祝一、奥山巖雄、寺本二千昭

民間信仰調査に関する懇談会

本所では、五九年度以来、民間信仰に関する調査（民間陰陽道・金神信仰に関する調査）を随時実施してきている。そこで本年度は、この調査の現状を確認し、今後の課題性・方向性を検討すべく、民間信仰調査に関する懇談会を開催した。

(1) 期 日 六三年九月二日

(2) 会 場 総社国際ホテル会議室

(3) 出席者 坂本忠次（本所囑託、岡山大学教授、荒木美智雄（本所囑託、筑波大学教授、山崎達彦（本所囑託、岩手大学教授、本所職員七名

各種会合への出席

(1) 学会

日本民族学会（63・5・13）二名

歴史学研究会（63・5・28）二名

日本宗教学会（63・9・14）三名

歴史科学協議会大会（63・9・24）二名

日本民俗学会（63・10・1）三名

日本社会学会（63・10・9）二名

日本史研究会（63・11・19）三名

中四国民具学会（63・11・20）一名

民衆思想研究会（63・12・17）二名

岡山民俗学会例会（63・12・17）一名

岡山民俗学会（1・2・18）二名

(2) 教内会合

金光教平和祈願広島集会（63・7・24）一名

布教史研究会連絡協議会準備会（63・8・25）二名

(3) その他

庭野平和財団主催「研究フォーラム」（63・10・17）一名

人権問題講習会（63・11・18）五名

曹洞宗教化学大会・宗学大会（63・11・19）二名

現代における宗教の役割研究会（63・12・26）二名

国学院大学日本文化研究所主催シンポジウム（1・1・14）二名

西本願寺主催「仏教フォーラム」（1・3・12）一名

研究生

本年度は、研究生の採用がなかった。

評議員会

本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

(1) 第四六回（63・9・13）

議題 (イ)昭和六四年度の方針並びに計画案及び経費予定について

(ロ)その他

(2)第四七回(1:3:14)

議題 (イ)昭和六三年度研究報告について

(ロ)その他

第四六回の審議の主な点は、(1)研究者の養成がなされ難い状況と、研究生応募者への手だて及び採用後の扱いについて、(2)教学研究会の在り方と、開催を一時中止することの問題点について、(3)第三七回総会の持ち方について、(4)「覚帳」注釈書作成に関わる問題点について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑が交わされ、昭和六四年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、宮田真喜男、森定斎、斎藤東洋男、内田守昌(欠席 高阪松太郎、岡開造)の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

第四七回では、昭和六三年度の研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1)研究題目が研究報告での成果につながっていないかという点について、(2)教祖時代の状況と現代状況を結ぶ視座と信仰について、(3)教学が教務・教政と一層の緊張関係を保ち、教学の果たすべき役割を

遂行するその方途について、(4)研究者の課題が所の課題にまで深められる手だてについて、(5)戦後教団の動向把握をめざす研究をめぐって。その他、資料室の教令案、海外研修生受け入れ時の通訳等の配慮の在り方をめぐっても審議がなされた。

なお、出席者は、宮田真喜男、森定斎、斎藤東洋男、内田守昌、岡開造(欠席 高阪松太郎)の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、各研究講座及び第二八回教学研究会、第一四回研究員集会、民間信仰に関する調査への出席・参加を通じて、本所の業務に参画した。

本年度は、第一四回研究員集會を次の通り開催した。

(1)期 日 昭和六三年一月二二日

(2)会 場 本所会議室

(3)議 題 「教団の現状および近年の研究動向」

(4)出席者 田中元雄、松村真治、八坂朋道(以上研究員、本所職員六名)

人事異動

職員

任書記 高瀬 順子 (63・5・1)

免所員 松沢 光明 (63・4・30)

同上坂 隆雄 (1・1・10)

助手 原田 道守 (1・3・31)

幹事 堤 光昭 (1・3・31)

事務長 藤井喜代秀 (1・3・31)

主事 藤田三和子 (63・4・30)

嘱託

委 松沢 光明 (63・5・1)

解 宮田真喜男 (63・4・30)

研究員

委 八坂 朋道 (63・7・1)

井手美知雄 (1・1・20)

阪井 澄雄 (1・1・20)

解 鈴木 甫 (63・6・30) | 任期满了 |

斎藤東洋男 (63・6・30) | 任期满了 |

金光 寿一 (63・12・31) | 任期满了 |

評議員

任 内田 守昌 (63・6・1) | 再任 |

岡 開造 (63・6・1) | 再任 |

本所関係者 (1・3・31現在)

職員二二名 (所長1部長3幹事1所員7助手5事務長1主事3書記1)

嘱託一二名 研究員五名 評議員六名

学院生の研修・その他

本年度は、学院からの要請により、学院後期研修・実習課程のうち、教祖研究・布教者研究コースにおける研修レポート検討会 (1・2・21) へ以下の職員が出席した。

堤光昭、岡成敏正、竹部弘、鈴木義雄、原田道守、眞田幹夫、荻原光、太田真明

○ 海外研修生、シャーン・アケミ・トム (サンフランシスコ教会在籍) は、九月二日から一月二日まで、本所において研修を行った。

○ 本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下の通りである。

○ 荻原稔 (東京都立府中養護学校教諭) (63・8・25)

○ 田中実 (法学博士・慶応義塾大学名誉教授) (1・3・8)

○ 渡辺雅子 (明治学院大学助教授 井桁碧 国際宗教学研究所研究員) (1・3・

17)

金光教学第二十八号正誤表

88	71	37	々	31	22	6	々	3	頁
△3	上段 △10	1	々	下段 △5	△3	△5	2	1 1 2	行
急務を要する	(1) 明治四四年	管長退任要求の	後は、明治二七	五回	残りなく、	三回を数え	以上五回	同十三年：同十四年三 (旧二)月九・十日、	誤
急を要する	(1) 明治四〇年	管長退任要求運動の	後は、明治四〇年二月、明治七	三回	残りなく、 ^①	一回を終え	以上三回	削除	正

平成元年 9 月 20 日印刷

平成元年 9 月 25 日発行

金光教学第 29 号

編集・金光教教学研究 所

印刷・株式会社正文社印刷 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究 所
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究与信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしなわぬ信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことであることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教学研究所長 大淵千俣)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
1 9 8 9
No.29

CONTENTS

HAYAKAWA, KIMIAKI, An Comparative Analysis on the Author's Intention of "Writting Memoirs of Konko Daijin" and "Chronological Record of Tenchi Kane No Kami's Revelations"	1
SUZUKI, YOSHIO On the Believers' Groups Being on Record, Diary Record Book on Worshippers" Written by Konko Daijin (A Research Note)	28
OGIWARA, HIKARU A Short History of Ritual Music of Konkokyo (A Research Note)	65
Collected Materials: Facts of Konko Daijin's Life and Events (6).....	90
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Resaerch Institute for the Year 1988	129
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of the Papers Contributed to the Previous Edition	139
The Summarized Record of the 28th Research Seminar	143
A Report on the Associate Members' Meeting	149
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 1988	154